

官報

号外 昭和四十六年十二月二十九日

○第六十八回 参議院 会議録 第一号

昭和四十六年十二月二十九日(水曜日)
午前十時三分開議

○議事日程 第一号

昭和四十六年十二月二十九日
午前十時開議
第一 議席の指定

○今日の会議に付した案件

- 一、特別委員会設置の件
- 一、沖縄の復興に伴う特別措置に関する法律案(第六十七回国会内閣提出衆議院送付)
- 一、沖縄の復興に伴う関係法令の改廃に関する法律案(第六十七回国会内閣提出衆議院送付)
- 一、沖縄振興開発特別措置法案(第六十七回国会内閣提出衆議院送付)
- 一、沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案(第六十七回国会内閣提出衆議院送付)
- 一、国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に関し承認を求めるの件(第六十七回国会内閣提出衆議院送付)

○議長(河野謙三君) これより会議を開きます。

日程第一 議席の指定
議長は、本院規則第十四条により、諸君の議席

をただいまの仮議席のとおりに指定いたします。

○議長(河野謙三君) この際、特別委員会の設置につき、おはかりいたします。

沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため、委員四十名からなる沖縄及び北方問題に関する特別委員会を、

災害に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため、委員二十名からなる災害対策特別委員会を、

公害に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため、委員二十名からなる公害対策特別委員会を、

交通安全に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため、委員二十名からなる交通安全対策特別委員会を、

当面の物価等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため、委員二十名からなる物価等対策特別委員会を、

公職選挙法改正に関する調査のため、委員二十名からなる公職選挙法改正に関する特別委員会を、

また、科学技術振興に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため、委員二十名からなる科学技術振興対策特別委員会を、

それぞれ設置したいと存じます。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。よって、沖縄及び北方問題に関する特別委員会外六特別委員会を設置することに決しました。本院規則第三十条により、議長は、議席に配付いたしました氏名表のとおり特別委員を指名いたします。

議席に配付した氏名表は左のとおり

○沖縄及び北方問題に関する特別委員(四十名)

船嶺 一郎君	今泉 正三君
長田 裕二君	鬼丸 勝之君
梶木 又三君	片山 正英君
亀井 善彰君	楠 正俊君
鈴木 亨弘君	古賀雷四郎君
柴立 芳文君	鈴木 省吾君
園田 清光君	竹内 藤男君
西村 尚治君	長谷川 仁君
初村瀧一郎君	丸茂 重貞君
宮崎 正雄君	山内 一郎君
若林 正武君	占部 秀男君
大橋 和孝君	川村 清二君
田中 一君	松井 誠君
宮之原貞光君	村田 秀三君
森 勝治君	森中 守義君
和田 静夫君	内田 善利君
黒柳 明君	原田 立君
矢追 秀彦君	栗林 卓司君
高山 恒雄君	岩間 正男君
渡辺 武君	喜屋武眞榮君

○災害対策特別委員(二十名)

伊藤 五郎君	久保田藤麿君
小林 国司君	世耕 政隆君
園田 清光君	寺本 広作君
渡田 幸雄君	八木 一郎君
安田 隆明君	若林 正武君
渡辺 太郎君	小柳 勇君
鈴木 力君	中村 英男君
松永 忠二君	松本 英一君

○公害対策特別委員(二十名)

上林繁次郎君	宮崎 正義君
高山 恒雄君	塚田 大願君
青木 一男君	金井 元彦君
菅野 儀作君	田口長治郎君
高田 浩連君	高橋雄之助君
寺本 広作君	原文兵衛君
矢野 登君	安井 謙君
渡辺 太郎君	西ヶ久保重光君
占部 秀男君	加藤シヅエ君
工藤 良平君	杉原 一雄君
内田 善利君	小平 芳平君
栗林 卓司君	加藤 進君

○交通安全対策特別委員(二十名)

今泉 正三君	岩本 政一君
岡本 悟君	鬼丸 勝之君
黒住 忠行君	橋本 直治君
中村 恒二君	橋本 繁蔵君
二木 謙吾君	矢野 登君
山崎 竜男君	伊部 真君
中村 波男君	野上 元君
藤原 道子君	森 勝治君
阿部 憲一君	原田 立君
柴田利右エ門君	小笠原貞子君

○物価等対策特別委員(二十名)

上原 正吉君	亀井 善彰君
川野辺 静君	佐田 一郎君
志村 愛子君	嶋崎 均君
玉置 猛夫君	長屋 茂君
西村 尚治君	山下 春江君
山本敬三郎君	加瀬 完君
佐野 芳雄君	鈴木 強君
竹田 現昭君	竹田 四郎君
柏原 ヤス君	田代富士男君
中沢伊登子君	渡辺 武君

○公職選挙法改正に関する特別委員(二十名)

植竹 春彦君	大竹平八郎君
木内 四郎君	熊谷太三郎君

昭和四十六年十二月二十九日 参議院會議録第一号 議事日程追加の件 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案外四件

後藤 義隆君

塩見 俊二君

永野 鎮雄君

渡辺 太郎君

戸田 菊雄君

松本 賢一君

多田 省吾君

村尾 重雄君

江藤 智君

長田 裕二君

源田 実君

中山 太郎君

鍋島 直昭君

平島 敏夫君

小林 武君

田中寿美子君

鈴木 一弘君

中村 利次君

佐藤 一郎君

高橋文五郎君

宮崎 正雄君

秋山 長造君

林 虎雄君

横川 正市君

中尾 辰義君

岩間 正男君

大谷藤之助君

岡本 亨弘君

津島 文治君

永野 鎮雄君

西田 信一君

大矢 正君

須原 昭二君

辻 一彦君

矢追 秀彦君

星野 力君

○科学技術振興対策特別委員(二十名)

○議長(河野謙三君) これにて休憩いたします。
午前十時五分休憩

午後九時三十八分開議

○議長(河野謙三君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、日程を追加して、

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案

沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案

案

沖縄振興開発特別措置法案

沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案

案

国家公務員法第十三条第五項および地方自治法
第百五十六条第六項の規定に基づき、人事院の地

方の事務所設置に関し承認を求めるの件

(いずれも第六十七回国会内閣提出、衆議院
送付)
以上五件を一括して議題とすることに御異議ご
さいませんか。

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。沖縄及び北方
問題に関する特別委員長長谷川仁君。

審査報告書

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年十二月二十九日

沖縄及び北方問題に
関する特別委員長
参議院議長 河野 謙三殿

長谷川 仁

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、沖縄の復帰に伴い、沖縄県及び
沖縄県の市町村の発足に際し必要とされる措置
並びに従前の裁判、行政処分等の効力及び琉球
政府の権利義務の承継に関する措置を講ずる
等、住民の生活の安定に配慮しつつ、従前の沖
縄の諸制度から本邦の諸制度への円滑な移行を
図るため、本邦の法令の適用等に関し所要の特
別措置を講じようとするものであつて、おおよ
ね妥当なものと認める。

一、費用

本法施行のための所要経費は、昭和四十七年
度以降の予算に計上される。

一、案件

少数意見報告書

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案

(第六十七回国会開法第一号)

沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法
律案(第六十七回国会開法第二号)

沖縄振興開発特別措置法案(第六十七回国会
開法第三号)

沖縄における公用地等の暫定使用に関する法
律案(第六十七回国会開法第六号)

国家公務員法第十三条第五項および地方自治
法第百五十六条第六項の規定に基づき、人事
院の地方の事務所設置に関し承認を求めるの
件(第六十七回国会開法第一号)

一、少数意見の概要

右案件は、沖縄の平和と県民の自治権、生存
権を著しくそこない、日本国憲法の精神に反す
る内容が多々あるので否決すべきである。

右の通り国会法第五十四条による報告書を提出
する。

昭和四十六年十二月二十九日

提出者 沖縄及び北方
問題に関する
特別委員

賛成者 同 大橋 和孝

同 同 森中 守義

同 同 松井 誠

同 同 田中 一

同 同 占部 秀男

参議院議長 河野 謙三殿

沖縄及び北方問題に
関する特別委員長

長谷川 仁

参議院議長 河野 謙三殿

衆議院議長 船田 中

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議長 河野 謙三殿

目次

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 沖縄県(第三条・第六条)

第三章 沖縄県の市町村(第七条・第九条)

第四章 裁判の効力の承継等

第一節 民事関係(第十条・第二十四条)

第二節 刑事関係(第二十五条・第三十条)

第五節 琉球政府等の権利義務の承継等(第三
十一条・第三十五条)

第六章 法人の権利義務の承継等(第三十六
条・第四十八条)

第七章 通貨の交換等(第四十九条・第五十二
条)

第八章 法令の適用に関する特別措置

第一節 通則(第五十三条・第五十四条)

第二節 総理府関係(第五十五条・第六十二
条)

第三節 法務省関係(第六十三条・第六十七
条)

第四節 大蔵省関係(第六十八条・第九十三
条)

第五節 文部省関係(第九十四条・第九十九
条)

第六節 厚生省関係(第一百条・第一百四
条)

第七節 農林省関係(第一百五条・第一百八
条)

第八節 通商産業省関係(第一百九条・第百
二十二条)

第九節 運輸省関係(第二百三条・第二百
九条)

第十節 郵政省関係(第二百三十条・第二百
六条)

第十一節 労働省関係(第二百三十七条・第百
四十六条)

第十二節 建設省関係(第二百四十七条・第百
四十九条)

第十三節 自治省関係(第二百五十条・第百五

第十五条

第九章 雑則(第五百五十六条・第五百五十七条)
附則

第二章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、沖縄の復帰に伴い、本邦の諸制度の沖縄県の区域における円滑な実施を図るために必要な特別措置を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「沖縄」とは、硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む)をいう。

2 この法律において「本土」とは、沖縄以外の本邦の地域をいう。

3 この法律において「沖縄法令」とは、この法律の施行の際沖縄に適用されていた法令をいう。

4 この法律において「本土法令」とは、この法律の施行の際本土に適用されていた法令をいう。

第二章 沖縄県

(沖縄県の地位)

第三条 従前の沖縄県は、当然に、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)に定める県として存続するものとする。

(沖縄県の条例等に関する暫定措置)

第四条 沖縄法令のうち、法律又はこれに基づく政令により沖縄県又はその機関に属せられることとなる事務に相当する事務について規定している沖縄法令で本邦の法令に抵触しないものは、政令で定めるところにより、この法律の施行の日から起算して三月を経過する日までの間、地方自治法の規定による沖縄県の条例、規則その他の規程としての効力を有するものとする。

(沖縄県の議会の議員及び知事の選挙)

第五条 沖縄県の議会の議員及び知事の選挙は、この法律の施行の日から起算して五十日をこえない範囲内において沖縄県の選挙管理委員会が定める日に行なうものとする。

2 この法律の施行の際琉球政府の立法院議員又は行政主席の職にある者は、前項の選挙において沖縄県の議会の議員又は知事が選挙されるまでの間、それぞれ沖縄県の議会の議員又は知事の職にある者とみなす。

(沖縄県の主要公務員の選任又は選挙)

第六条 沖縄県の公安委員会、選挙管理委員会、人事委員会、地方労働委員会若しくは任用委員会の委員又は監査委員の選任(選挙管理委員会にあつては、議会における選挙)は、前条第一項の選挙において沖縄県の議会の議員及び知事が選挙された後に、遅滞なく行なうものとする。

2 沖縄県の海区漁業調整委員会の委員の選任又は選挙は、この法律の施行の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日に行なうものとする。

3 この法律の施行の際琉球政府の中央教育委員会、公安委員会、中央選挙管理委員会、人事委員会、中央労働委員会、任用審査会若しくは漁業調整委員会の委員(委員に欠員があるときに補充される地位にある者を含む。以下この項において同じ。)又は会計検査院の検査官の職にある者は、前二項の規定による沖縄県の委員会の委員の選任若しくは選挙又は監査委員の選任が行なわれるまでの間(中央教育委員会の委員にあつては、昭和四十七年十二月三十一日までの間)、それぞれ沖縄県の相当の委員会の委員又は監査委員の職にある者とみなす。この場合には、沖縄県に置かれるべき海区漁業調整委員会の数は、一とする。

4 この法律の施行の際琉球政府の行政副主席の職にある者は、前条第一項の選挙において沖縄県の知事が選挙されるまでの間、沖縄県の副知事の職にある者とみなす。ただし、地方自治法第六十一条第一項ただし書の規定により、条例で、副知事が置かれなかつた場合には、この限りでない。

5 第一項の規定により沖縄県の出納長が選任されるまでの間、出納長の職務は、沖縄県知事が指定する職員が行なうものとする。

第三章 沖縄県の市町村

(市町村の地位)

第七条 沖縄の市町村は、地方自治法の規定による市町村となるものとする。

(市町村の条例等に関する経過措置)

第八条 沖縄の市町村の条例、規則その他の規程で、本邦の法令及び沖縄県の条例、規則その他の規程に抵触しないものは、地方自治法の規定による市町村の条例、規則その他の規程としての効力を有するものとする。

(市町村の機関に関する経過措置)

第九条 この法律の施行の際沖縄の市町村の議会の議員、長、委員会の委員(委員に欠員があるときに補充される地位にある者を含む。以下この項において同じ。)又は委員その他の職員として在職する者は、その市町村の議会の議員、長、委員会の委員又は委員その他の相当の職員となるものとする。

この場合において、これらの職員のうち、沖縄法令の規定により任期が定められているもので、地方自治法の規定によつても任期の定めのあるものの任期は、同法の規定によるものとし、沖縄法令の規定によりこれらの者が選挙され、又は選任された日から起算するものとする。

2 この法律の施行の際教育区の教育委員会の委員の職にある者は、昭和四十八年三月三十一日までの間、当該教育区と区域を一にする市町村の教育委員会の委員の職にある者とみなす。

第四章 裁判の効力の承継等

第一節 民事関係

(民事事件等の手続の承継)

第十条 沖縄の人身保護法(千九百六十九年立法第七十七号)、沖縄の電波法(千九百五十五年立法第八十号)、立法院議員選挙法(千九百五十六年立法第一号)、市町村議会議員及び市町村長選挙法(千九百六十八年立法第七十四号)、行政主席選挙法(千九百六十八年立法第七十五号)又は沖縄住民の国政参加特別措置法に基づく衆議院議員及び参議院議員選挙法(千九百七十年立法第九十八号)の規定による事件(刑事事件及び沖縄の電波法第九十二条第一項の規定により異議の申立てを却下する決定に対する訴えに係る事件を除く。)について琉球政府の高等裁判所(以下この章において「旧高等裁判所」という。)において沖縄法令によりした事件の受理その他の手続は、最高裁判所において本邦の相当法令によりした事件の受理その他の手続とみなす。

第十一条 旧高等裁判所において沖縄法令によりした事件の受理その他の手続(分限事件、刑事

昭和四十六年十二月二十九日 参議院會議録第一号 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案外四件

四

事件及び少年の保護事件に関するものを除く。)
は、この法律に別段の定めがある場合を除き、
福岡高等裁判所において本邦の相当法令により
した事件の受理その他の手続とみなす。

2 立法院議員選挙法、市町村議会議員及び市町
村長選挙法(第十六条第一項(第二十一条におい
て準用する場合を含む。))を除く。)、行政主席選
挙法又は沖縄住民の国政参加特別措置法に基づ
く衆議院議員及び参議院議員選挙法の規定によ
る事件(刑事事件を除く。))について琉球政府の
地方裁判所(以下この章において「旧地方裁判
所」という。))において沖縄法令によりした事件
の受理その他の手続は、福岡高等裁判所におい
て本邦の相当法令によりした事件の受理その他
の手続とみなす。

3 沖縄の電波法の規定による事件(刑事事件及
び同立法第九十二条第一項の規定により異議の
申立てを却下する決定に対する訴えに係る事件
を除く。))について旧地方裁判所において沖縄法
令によりした事件の受理その他の手続は、東京
高等裁判所において本邦の相当法令によりした
事件の受理その他の手続とみなす。

4 この法律の施行の際第二審として旧高等裁判
所に係属している上告事件(刑事事件及び前条
に規定する事件を除く。))についてされた上告の
提起は、控訴の提起とみなす。

第十二条 旧地方裁判所において沖縄法令により
した事件の受理その他の手続(刑事事件に関す
るものを除く。))は、この法律に別段の定めがあ
る場合を除き、那覇地方裁判所において本邦の
相当法令によりした事件の受理その他の手続と
みなす。

2 琉球政府の簡易裁判所(以下この章において
「旧簡易裁判所」という。))の権限に属する事項で
本邦の法令によれば地方裁判所の権限に属すべ
きもの(刑事事件に関するものを除く。))につい
て旧簡易裁判所において沖縄法令によりした事
件の受理その他の手続は、那覇地方裁判所にお
いて本邦の相当法令によりした事件の受理その
他の手続とみなす。

3 地方裁判所は、第一項の規定に基づいて取り
扱うべき事件で、旧地方裁判所の権限に属して
いたものについては、裁判所法(昭和二十二年
法律第五十九号)の規定によれば地方裁判所の
権限に属しない事項についても、裁判権を有す
る。

第十三条 琉球政府の家庭裁判所(以下この章に
において「旧家庭裁判所」という。))において沖縄法
令によりした事件の受理その他の手続(刑事事
件及び少年の保護事件に関するものを除く。))
は、那覇家庭裁判所において本邦の相当法令に
よりした事件の受理その他の手続とみなす。

第十四条 旧簡易裁判所において沖縄法令により
した事件の受理その他の手続(刑事事件に関す
るものを除く。))は、この法律に別段の定めがあ
る場合を除き、当該旧簡易裁判所の所在地を管
轄する簡易裁判所において本邦の相当法令によ
りした事件の受理その他の手続とみなす。

第十五条 第十一条第一項及び第四項の規定は琉
球列島米国民政府の上訴審裁判所の事件につい
て、第十二条第一項及び第三項並びに第十三条
の規定は琉球列島米国民政府の民事裁判所の事
件について準用する。

2 前項の事件の手続の費用に関し必要な事項

は、最高裁判所規則で定める。

(琉球政府の裁判所等)に於て発せられた書類
に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前に琉球政府の裁判所
(以下この章において「旧裁判所」という。))又は
琉球列島米国民政府の裁判所(以下この章にお
いて「米政府の裁判所」という。))に於て発せら
れた上告状、控訴状、訴状その他の書類(刑事
事件及び少年の保護事件に関するものを除く。))
で、この法律の施行の際まだ受理されていない
ものは、第十条から前条までの規定に基づいて
事件を取り扱うべき裁判所にあつたものとみな
す。

2 旧地方裁判所又は旧家庭裁判所が第一審とし
てした判決(第十条に規定する事件及び刑事事
件に関するものを除く。))に対してこの法律の施
行前に発せられた上告状で、この法律の施行の
際まだ受理されていないものは、控訴状とみな
す。

(弁論の更新)

第十七条 第十条から第十五条までの規定に基づ
いて承継した事件については、当事者は、従前
の口頭弁論の結果を陳述しなければならない。
(公序良俗に反する裁判の効力)

第十八条 旧裁判所及び米政府の裁判所の確定の
裁判(刑事事件及び少年の保護事件に関するも
のを除く。))で公の秩序又は善良の風俗に反する
ものは、その効力を有しない。

(民事訴訟法及び非訟事件手続法に関する経過
措置)

第十九条 第十条から第十五条までの規定に基づ
いて承継した事件につき民事訴訟法(明治二十
三年法律第二十九号)又は非訟事件手続法(明治
三十一年法律第十四号)を適用し、又は準用す
るについての経過措置に關しては、民事訴訟法
等の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第

百二十七号)附則第四項、第八項及び第十項、
民事訴訟法の一部を改正する法律(昭和三十
九年法律第三十五号)附則第二項、民事訴訟手
続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の
特例等に関する法律(昭和四十五年法律第百十
五号)附則第五項並びに民事訴訟法等の一部を
改正する法律(昭和四十六年法律第百号)附則第
二項の規定の例による。

2 この法律の施行の際本土の裁判所に係属して
いる事件の沖縄にある当事者の行為に關し民事
訴訟法第百五十九条第一項後段(同法以外の法
令において準用する場合を含む。))又は非訟事件
手続法第二十二条後段(同法以外の法令におい
て準用する場合を含む。))に定める期間が現に進
行しているものについては、なお従前の例によ
る。

(破産法及び和議法に関する経過措置)

第二十条 破産法(大正十一年法律第七十一号)又
は和議法(大正十一年法律第七十二号)を適用す
るについての経過措置に關しては、破産法及び
和議法の一部を改正する法律(昭和二十七年法
律第百七十三号)附則第二項から第七項まで及
び会社更生法等の一部を改正する法律(昭和四
十二年法律第八十八号)附則第六項から第八項
までの規定の例による。

(行政事件訴訟法に関する経過措置)

第二十一条 この法律の施行の際行政事件訴訟特
例法(千九百五十二年立法第四十八号)第五
項の期間が現に進行している処分又は裁決の
取消しの訴えの出訴期間で、処分又は裁決があ
つたことを知つた日を基準とするものについて
は、同条第一項、第二項、第四項及び第五項の
規定の例による。ただし、その期間は、この法
律の施行の日から起算して三月とする。

2 この法律の施行の際行政事件訴訟特例法第五
条第三項の期間が現に進行している処分又は裁
決の取消しの訴えの出訴期間で、処分又は裁決
があつた日を基準とするものについては、同条

第三項から第五項までの規定の例による。

3 前二項の規定は、この法律の施行後に審査請求がされた場合における行政事件訴訟法(昭和三十一年法律第三十九号)第十四条第四項の規定の適用を妨げない。

4 前三項に定めるもののほか、行政事件訴訟法を適用するに於ける経過措置に關しては、同法附則第四条から第六条まで及び附則第八條から第十一條までの規定の例による。

(民事事件等の不服申立期間に關する特例)

第二十二條 第十条から第十五条までの規定により本土の裁判所においてしたものとみなされる裁判に對する上訴その他の不服の申立ての期間は、この法律の施行の際その期間が満了してない場合に限り、この法律の施行の日から起算する。

(民事事件の手續の費用に關する経過措置)

第二十三條 旧裁判所に提起された事件(人身保護事件、刑事事件及び少年の保護事件を除く)の手續の費用については、民事訴訟費用等に關する法律及び刑事訴訟費用等に關する法律施行法(昭和四十六年法律第四十二号)第三條第一項から第三項まで、第四條及び第五條の規定の例による。

(過料に關する経過措置)

第二十四條 この法律の施行の際沖繩に適用されていた過料又は監置(裁判所又は裁判官が科するものに限る)に關する規定は、この法律に別に定めがある場合を除き、この法律の施行前の行為について、なおその効力を有する。この場合において、当該過料に關する規定に定める過料の額については、第四十九條第一項の規定による交換比率により日本円に換算した額をもつてその額とする。

2 前項の規定によりなおその効力を有することとされる法令の規定による過料の裁判は、次項に定めるものを除き、この法律の施行の際沖繩において旧簡易裁判所が裁判権を有していた場

合にあつては簡易裁判所が、旧地方裁判所が裁判権を有していた場合に於ては地方裁判所とするものとする。

3 第一項の規定によりなおその効力を有することとされる沖繩の民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)、沖繩の家事審判法(千九百五十六年立法第八十八号)、沖繩の民事調停法(千九百五十七年立法第九十六号)、法廷等の秩序維持に關する立法(千九百六十八年立法第二十六号)又は沖繩の人身保護法の規定による過料の裁判は、第十条から第十四条までの規定により当該手續を承継した裁判所がするものとする。

第二節 刑事關係

(罰則に關する経過措置)

第二十五條 この法律の施行の際沖繩に適用されていた刑罰に關する規定(刑事に關する法令の規定のうち過料又は監置に關するものを含む。以下この項及び第二十七條第一項において同じ。)は、政令で定めるものを除き、この法律の施行前の行為について、なおその効力を有する。この場合において、当該刑罰に關する規定に定める罰金、料料又は過料の額については、第四十九條第一項の規定による交換比率により日本円に換算した額をもつてその額とする。

2 前項の規定によりなおその効力を有することとされる沖繩の刑法(明治四十年法律第四十五号)第二十六條各号、第二十六條ノ二第一号及び第三号並びに第二十九條第一項第一号から第三号までの規定に定める刑には、この法律の施行後の行為について科せられた刑を含むものとする。

3 この法律の施行の際沖繩に適用されていた刑罰に關する規定のうち、別に定めるもののほか、次に掲げる罰則は、この法律の施行後の行為について、法律としての効力を有する。この場合において、刑法(明治四十年法律第四十五号)第七條の規定は適用せず、公務員及び公務所の意義については、この法律の施行の際沖繩

に適用されていた刑罰に關する規定に定めるところによるものとし、かつ、第三号及び第五号の罪は同法第二條の例に、第四号の罪は同法第三條の例に、沖繩の刑法第九十七條ノ三第三項の罪は刑法第四條の例に従う。

一 沖繩の刑法第三十三條

二 沖繩の刑法第三十四條第一項及び同法以外

の法令の規定で秘密漏泄の罪を定めるもの

三 沖繩の刑法第五十五條及び同法から同法

第三百五十七條までに記載した文書又は図画に

關する同法第五十八條

四 沖繩の刑法第六十條に記載した文書に關

する同法第六十一條

五 沖繩の刑法第六十五條及び第六十六條並

びにこれらの規定に關する同法第六十八條

六 沖繩の刑法第九十七條ノ三第三項並びに

同項に規定する賄賂に關する同法第九十七

條ノ五及び第九十八條第一項並びに同法以

外の法令の規定で事後收賄及びこれに關する

贈賄の罪並びにこれらの罪の賄賂に關する没

収及び追徴を定めるもの

4 この法律又はこの法律に基づく政令により、

この法律の施行後の行為について、本邦の法令

としての効力を有することとされる沖繩法令の

罰則に定める懲役、禁錮、罰金、拘留、料料又

は没収は、刑法第九條に定める懲役、禁錮、罰

金、拘留、料料又は没収とし、当該罰則に定め

る罰金又は料料の額の換算については、第一項

後段の規定を準用する。

5 輸出及び輸入、出入国その他の行為で、この

法律の施行前に行なわれたものに対する罰則の

適用については、沖繩と本土との關係は変更が

なかつたものとみなす。

(裁判権等の分配)

第二十六條 最高裁判所は、旧高等裁判所が裁判

権を有していた事項のうち、次に掲げるものに

一 旧地方裁判所が刑事に關し上訴審としてした判決に對する上告

二 沖繩の刑事訴訟法(千九百五十五年立法第八十五号)に定める非常上告及び特に定める抗告

2 高等裁判所は、次の事項について裁判権を有する。

一 旧高等裁判所が刑事(少年の保護事件を含む。第四項、次条第一項、第二十八條第一項及び第六項並びに第三十條において同じ。)に關し裁判権を有していた事項(前項各号に掲げるものを除く。)

二 旧地方裁判所が刑事に關し上訴審として裁判権を有していた事項(沖繩の刑事訴訟法第四百三十八條第一項に定める裁判の取消し又は変更の請求を除く。)

三 沖繩の刑法第七十七條から第七十九條までの罪に係る訴訟の第一審

4 地方裁判所は、旧地方裁判所が刑事に關し裁判権を有していた事項(前項第二号及び第三号に掲げるものを除く。及び民政府の裁判所が刑事に關し裁判権を有していた事項について裁判権を有する。)

5 家庭裁判所は、旧家庭裁判所が刑事に關し裁判権を有していた事項について権限を有する。

簡易裁判所は、旧簡易裁判所が刑事に關し裁判権を有していた事項(沖繩の刑法第九十五條の罪、同法第二百四十六條の罪及びその未遂罪並びに同法第二百四十九條の罪及びその未遂罪並びに長期一年以下の懲役若しくは禁錮にあたる罪(選別刑として罰金に定められていたものを除く。))に係る訴訟を除く。について裁判権を有する。

(手續、執行等の承継)

第二十七條 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)、少年法(昭和二十三年法律第六十八号)、監獄法(明治四十一年法律第二十八号)、犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四十

昭和四十六年十二月二十九日 参議院會議録第一号 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案外四件

二号)その他の政令で定める刑事に関する法律及びこれらに基づく命令並びに刑事に関する最高裁判所規則のうち最高裁判所規則で定めるもの(以下この節において「本土の刑事関係法令」という。)の規定(刑罰に関する規定を除く。)は、この法律の施行前に沖縄において生じた事項についても適用する。この場合において、この法律の施行の際沖縄に適用されていた刑事に関する法令(以下この節において「沖縄の刑事関係法令」という。)の規定に相当する事項で本土の刑事関係法令にその規定に相当する規定のあるものは、当該本土の刑事関係法令の規定に関する事項と、沖縄の刑事関係法令の規定によつて生じた効力は、本土の刑事関係法令上の相当の効力とみなす。

2 前項後段の規定の適用については、沖縄の刑事訴訟法第四百十五條に定める上告に関する規定は、刑事訴訟法第三編第二章に定める控訴に関する規定に、沖縄の刑事訴訟法第四百十六條に定める上告に関する規定は、刑事訴訟法第三編第三章に定める上告に関する規定に、沖縄の刑事訴訟法第三百七十九條第三項、第三百九十五條第二項、第三百九十六條第二項又は第四百十三條第二項に定める即時抗告に関する規定は、これらに対応する刑事訴訟法第三百七十九條第三項、第三百八十五條第二項、第三百八十六條第二項又は第四百三十三條第二項に定める異議の申立てに関する規定に相当するものとし、民政府の裁判所がした刑事に関する最終の裁判(この法律の施行の際当事者が上訴をすることができた事件で次条第八項後段の規定によりこの法律の施行の際民政府の裁判所に係属しているものとみなされるもの以外のものについての裁判を含むものとし、以下この節において「民政府の裁判所の最終裁判」という。)は、那覇地方裁判所がした刑事に関する確定裁判と、この法律の施行の際琉球政府の更生保護委員会に係属している異議の申立ては、この法律の施行の日

中央更生保護審査会に対してされた審査請求とみなす。

3 沖縄の刑事訴訟法の施行前に旧裁判所に公訴の提起があつた事件については、刑事訴訟法施行法(昭和二十三年法律第二百四十九号)第二条に定める事件の処理に関する法令の規定の例による。この場合においては、第一項の規定を準用する。

第二十八條 旧裁判所においてした刑事に関する事件の受理その他の手続は、当該裁判所の所在地を管轄する裁判所で前二条の規定により当該事件について裁判権その他の権限を有する裁判所(その裁判所が二以上あるときは、この法律の施行の際当該事件に係属している旧裁判所と管轄区域を同じくする裁判所とし、以下この項において「相当裁判所」という。)においてした事件の受理その他の手続とし、この法律の施行前に旧裁判所において発せられた刑事に関する訴訟に関する書類でこの法律の施行の際まだ受理されていないものは、相当裁判所においてたものとみなす。

2 この法律の施行の際旧裁判所に係属している事件についてこの法律の施行前にした公判手続は、これを更新しなければならない。

3 旧裁判所がした裁判その他の処分で前条第一項の規定により本土の刑事関係法令の規定に定める裁判その他の処分とみなされるものの上訴、正式裁判の請求その他の不服の申立ての期間は、この法律の施行の際まだその期間が満了していない場合に限り、この法律の施行の日から起算する。

4 この法律の施行の際公訴の時効が完成していない布告及び布令に定める罪についての時効の期間は、刑法並びに訴訟手続法典(千九百五十五年琉球列島米国民政府布令第四百四十四号)第一部第三章第四條又は刑事訴訟法第二百五十條に定める期間のうち、犯人に有利なものによる。

5 旧簡易裁判所がした略式命令又は即決裁判がこの法律の施行後に確定判決と同一の効力を生ずることとなる場合における罰金又は料料の上限の額については、なお従前の例による。この場合において、その額の換算については、第二十五條第一項後段の規定を準用する。

6 この法律の施行前に沖縄において生じた事項に係る刑事訴訟費用、刑事補償その他刑事に関する国の債権債務の額の算定については、なお従前の例による。

7 民政府の裁判所が裁判権を有していた刑事に関する事件(民政府の裁判所の最終裁判があつた事件を除く。)についてこの法律の施行前にされた手続は、この法律の施行後は、事件の受理を除き、その効力を有しない。

8 この法律の施行の際民政府の裁判所に係属している刑事に関する事件については、最高裁判所規則で定める期間内に検察官から刑事訴訟法第二百五十六條に定める起訴状が那覇地方裁判所に差し出されたときは、当該事件は、この法律の施行の日と同裁判所に係属するものとする。

この場合において、民政府の裁判所の裁判があつた事件で、この法律の施行の際当事者が上訴をすることができたものについて、最高裁判所規則で定める期間内に当事者から那覇地方裁判所に審理を求める旨の書面の提出があつたときは、当該事件は、この法律の施行の際民政府の裁判所に係属しているものとみなす。

9 沖縄の刑事関係法令の規定による服役良好時間又は特殊良好時間の取得並びに喪失及び取消しについては、なお従前の例による。

(恩赦)
第二十九條 恩赦に関する法令の規定は、沖縄に適用されていた刑罰に関する規定に定める罪を犯した者についても適用があるものとする。
2 この法律の施行前に沖縄においてされた減刑又は赦免は、それぞれ恩赦法(昭和二十二年法律第二十号)に定める減刑又は大赦若しくは特

赦に相当する効力を有するものとみなす。
(適用除外)
第三十條 この節の規定は、沖縄に設立されていた裁判所が刑事に関してした裁判で昭和二十七年四月二十八日前に確定したもの(沖縄に設立されていた裁判所が同日前に刑事に関してした裁判で、上訴、正式裁判の請求その他の不服の申立てがなく、又はその申立てが取り下げられたため、同日以後に確定したものを含む。)及び民政府の裁判所が昭和三十年四月十日前にした刑事に関する最終の裁判に係る事項については、適用しない。

第五章 琉球政府等の権利義務の承継等
(琉球政府の権利義務の承継)
第三十一條 この法律の施行の際琉球政府が有している権利及び義務は、別に法律に定めがある場合を除き、政令で定めるところにより、その時において、琉球政府の事務又は事業を承継する国又は沖縄県その他の法人が、その承継する事務又は事業の目的又は性格その他の事情に応じて承継する。

(琉球政府の職員承継)
第三十二條 この法律の施行の際琉球政府の一般職に属する常勤の職員又は特別職のうち政令で定めるものに属する職員として在職する者は、政令で定めるところにより、国、沖縄県、沖縄県の区域内の市町村又は政令で定める公共団体の職員となる。

(琉球政府の決算の処理)
第三十三條 沖縄県知事は、政令で定めるところにより、琉球政府のこの法律の施行の日の前日の属する年度の決算を作成し、沖縄県の監査委員の審査を経て、これを沖縄県の議会に報告するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 沖縄県知事は、前項の規定による決算を作成したときは、すみやかに当該歳入歳出決算並びにこの法律の施行の日の前日における琉球政府

の財産、公債及び借入金の現在高その他財政に
関する一般の事項について、印刷物の配付その
他適当な方法で住民に報告しなければならな
い。

(地方教育区の権利義務の承継)

第三十四条 この法律の施行の際教育区又は連合
教育区が有している権利及び義務は、別に法律
に定めがある場合を除き、その時においてそれ
ぞれ当該教育区と区域を一にする市町村又は沖
縄県が承継する。

(地方教育区の職員の承継)

第三十五条 この法律の施行の際教育区の常勤の
職員として在職する者は、当該教育区と区域を
一にする市町村の職員となる。

2 この法律の施行の際連合教育区又は教育委員会
に置かれていた教育長及び教育次長並びにその
事務局の常勤の職員として在職する者は、政令
で定めるところにより、沖縄県又は沖縄県の区
域内の市町村の職員となる。

第六章 法人の権利義務の承継等

(琉球水道公社)

第三十六條 琉球諸島及び大東諸島に関する日本
国とアメリカ合衆国との間の協定第六條第一項
の規定により政府に移転し、又は政府が引き継
いだ琉球水道公社の財産その他の権利及び義務
は、政令で定めるところを除き、この法律の施行
の時において沖縄県が承継する。

(琉球電信電話公社)

第三十七條 この法律の施行の際琉球電信電話公
社法(千九百五十八年立法第八十七号)に基づく
琉球電信電話公社(以下この条において「琉球公
社」という。)が有している権利及び義務は、そ
の時において日本電信電話公社(以下この条に
おいて「公社」という。)が承継する。

2 この法律の施行の際琉球公社の職員である者
は、その時において公社の職員となる。ただ
し、その時において国際電信電話株式会社(勤
務することとなる者)については、この限りでな
い。

3 この法律の施行前に琉球政府から琉球公社に
出資された額に相当する額は、日本電信電話公
社法(昭和二十七年法律第二百五十号)第五條第
二項の規定にかかわらず、この法律の施行の日
に政府から公社に追加して出資されたものとす
る。

4 公社は、この法律の施行の日から起算して九
十日を経過する日までは、第一項の規定により
琉球公社から引き継いだ国際電信電話業務に必
要な設備で日本電信電話公社法第六十八條に規
定するものを、同条の規定にかかわらず、国会
の議決を経ないで、国際電信電話株式会社に譲
渡することができる。ただし、あらかじめ郵政
大臣の認可を受けることを要する。

(沖縄放送協会)
第三十八條 この法律の施行の際沖縄の放送法
(千九百六十七年立法第二百二十二号)に基づく沖
縄放送協会が有している権利及び義務は、その
時において日本放送協会が承継する。

2 日本放送協会は、この法律の施行の際におけ
る沖縄放送協会の資産の価額(沖縄放送協会の
会計における当該資産の帳簿価額をいう。)から
負債の金額を控除して残額を生ずるときは、当
該残額(当該残額がこの法律の施行の際琉球政
府が沖縄放送協会に対し出資している額をこえ
る場合には、当該出資している額)に相当する
額を、この法律の施行の日から起算して一年以
内に、国に納付しなければならない。

(沖縄下水道公社)
第三十九條 この法律の施行の際沖縄下水道公社
法(千九百六十七年立法第六号)に基づく沖縄
下水道公社が有している権利及び義務は、その
時において沖縄県が承継する。

(住宅の供給を目的とする沖縄の特別の法人)
第四十條 沖縄の立法により特別の設立行為をも
つて設立され、琉球政府が基本財産たる財産の
額の二分の一以上に相当する財産を拠出してお
り、かつ、地方住宅供給公社法(昭和四十年法律
第二百二十四号)第一条に規定する事業と同様の
事業を行なうことを目的とする法人で政令で定
めるものは、沖縄県が設立団体である地方住宅
供給公社となる。

(沖縄学校安全会)
第四十一條 この法律の施行の際沖縄学校安全会
法(千九百六十五年立法第十号)に基づく沖縄学
校安全会が有している権利及び義務は、その時
において日本学校安全会が承継する。

(輸出パイナップルかん詰組合)
第四十二條 パイナップル産業振興法(千九百
五十九年立法第八十五号)に基づく輸出パイ
ナップルかん詰組合は、中小企業団体の組織
に関する法律(昭和三十一年法律第八十五号)
に基づく商工組合となる。

2 前項の規定により中小企業団体の組織に関す
る法律に基づく商工組合となつた輸出パイ
ナップルかん詰組合(以下この条において「かん
詰組合」という。)は、この法律の施行の日から
起算して三月を経過する日までに、必要な定款
の変更につき中小企業団体の組織に関する法律
第四十七條第二項において準用する中小企業等
協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第
五十一條第二項の認可の申請をしなければなら
ない。

3 かん詰組合は、前項に規定する期間内に同項
の規定による認可の申請をしなかつた場合又は
当該期間内に当該認可の申請をしたがその認可
を受けることができなかった場合においては、
当該期間の満了の時又は当該認可を受けること
ができなかつた時(その時が当該期
間の満了前である場合には、当該期間の満了の
時)において、すでに解散した場合を除いて、
解散する。この場合における解散及び清算につ
いては、中小企業団体の組織に関する法律第四
十七條第三項において準用する中小企業等協同
組合法第六十二條第一項第五号に掲げる事由に
より解散した商工組合の解散及び清算の例によ
る。

4 かん詰組合については、中小企業団体の組織
に関する法律第八條第一項の規定は、第二項の
定款の変更につき同項に規定する認可があるま
では、適用しない。

(各種共済組合)
第四十三條 この法律の施行の際公務員等共済組
合法(千九百六十九年立法第五十四号)に基づ
く公務員等共済組合、市町村議会議員共済会若
しくは市町村関係団体職員共済組合又は公立学
校職員共済組合(千九百六十八年立法第四
十七号)に基づく公立学校職員共済組合が有し
ている権利及び義務は、政令で定めるところに
より、その時において公共企業体職員等共済組
合法(昭和三十一年法律第三十四号)に基づく
共済組合、国家公務員共済組合法(昭和三十
三年法律第二百八十八号)に基づく共済組合若し
しくは国家公務員共済組合連合会又は地方公務員
共済組合法(昭和三十一年法律第五十二号)に
基づく共済組合、地方議会議員共済会若しくは
団体共済組合が承継する。

2 この法律の施行の際私立学校教職員共
済組合法(千九百七十一年立法第八十三号)第九
十六條において「沖縄私立学校共済組合法」とい
う。に基づく私立学校教職員共済組合(同条にお
いて「沖縄私立学校共済組合」という。)が有してい
る権利及び義務は、その時において私立学校教
職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五
号)同条において「私立学校教職員共済組合」とい
う。に基づく私立学校教職員共済組合(同条にお
いて「私立学校教職員共済組合」という。)が承
継する。

3 この法律の施行の際沖縄の農林漁業団体職員
共済組合法(千九百六十九年立法第八十七号)第
百六條において「沖縄農林共済組合法」とい
う。に基づく農林漁業団体職員共済組合(同条に
おいて「沖縄農林共済組合」という。)が有してい
る権利及び義務は、その時において農林漁業団
体の解散及び清算の例によ

昭和四十六年十二月二十九日 参議院會議録第一号 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案外四件

体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号。同条において「農林共済組合法」という。)に基づく農林漁業団体職員共済組合(同条において「農林共済組合」という。)が承継する。

(法人である沖縄の職員団体等)

第四十四条 琉球政府公務員法(千九百五十三年立法第四号)に基づく法人である職員団体のうち、第三十二条の規定により一般職の国家公務員となる者(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第八十八条の二第五項に規定する職員(当該職員とみなされる者を含む。))となる者及び公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第二項第二号の職員となる者(当該職員とみなされる者を含む。))となるものは、国家公務員法に基づく法人である職員団体となる。

2 前項の規定により国家公務員法に基づく法人である職員団体となつたものは、人事院規則で定める日までに、解散したものと及び同法第八十八条の三の規定により登録されたものを除き、その日の経過により解散する。この場合における解散及び清算については、同法に基づく法人である職員団体の同法の規定による解散及び清算の例による。

第四十五条 前条の規定は、琉球政府公務員法に基づく法人である職員団体又は沖縄の労働組合法(千九百五十三年立法第四十二号)に基づく法人である労働組合のうち、この法律の規定により沖縄県又は沖縄県の区域内の当該市町村の職員となる者(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条第五項に規定する職員となる者及び地方公共企業体労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第二項に規定する職員となる者)を除く。がそれぞれ主体となつて組織するもの(沖縄県の区域内の公立学校の職員となる者が主体となつて組織するものを含む。))の地位について準用する。この場合において、前条中「国家公務員法に基づく法人」とあるのは、「地方公務員法に基づく法人」と、「人事院規則」とあるのは「政令」と、「第八十八条の三」とあるのは「第五十三号」と読み替へるものとする。

第四十六条 沖縄の労働組合法に基づく法人である労働組合又は琉球政府公務員法の規定に基づく法人である職員団体のうち、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第三条の労働者が主体となつて組織するものは、同法に基づく法人である労働組合となる。

2 前項の規定により労働組合法に基づく法人である労働組合となつたものは、政令で定める日までに、解散したものと及び同法第十一条第一項又は公共企業体等労働関係法第三条第二項の規定の例により労働組合法の規定に適合する旨の労働委員会又は公共企業体等労働委員会の証明を受けたものを除き、その日の経過により解散する。この場合における解散及び清算については、同法に基づく法人である労働組合の同法の規定による解散及び清算の例による。

(宗教団体等)

第四十七条 沖縄の宗教団体法(昭和十四年法律第七十七号)に基づく法人である宗教団体及びこの法律の施行の際琉球政府が保管している神社明細帳に記載されている神社は、それぞれ、宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)に基づく宗教法人となる。

2 前項の規定により宗教法人法に基づく宗教法人となつた者(以下この条において「沖縄宗教法人」という。)は、同法による宗教法人の設立手続の例により、規則を作成し、これについて所轄庁の認証を受けなければならない。この場合における規則の認証の申請は、この法律の施行の日から起算して一年六月以内になければならない。同項の規定による規則の認証の申請をしなかつた場合又は当該期間内に当該認証の申請をしたがその認証を受けることができなかった場合にお

いては、当該期間の満了の時又は当該認証を受けることができないことが確定した時(その時が当該期間の満了前である場合には、当該期間の満了の時)において、すでに解散したものを除いて、解散する。この場合における解散及び清算については、宗教法人法第四十三条第二項第四号に掲げる事由により解散した宗教法人の解散及び清算の例による。

4 宗教法人法第四十四条、第八十条、第八十条の二及び第八十二条の規定は第二項の規定による認証に関する決定及びその取消しについて、同法第八十一条(第一項第五号に掲げる事由に係る部分に限る。)の規定は当該認証を受けた沖縄宗教法人が宗教団体でないことが判明したことを事由とする解散命令について、同法第八十七条の規定は当該認証の取消しに関する訴えについて、同法第八十九条の規定は当該認証の申請について、それぞれ準用する。この場合において、同法第十四条第四項中「三月」とあるのは、「一年」と読み替へるものとする。

(その他の沖縄の法人の地位)

第四十八条 第三十六条から前条までに定めるもののほか、沖縄の民法(明治二十九年法律第八十九号)、沖縄の商法(明治三十二年法律第四十八号)、沖縄の有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)その他本土法令に相当する沖縄法令に基づく法人は、それぞれ、民法(明治二十九年法律第八十九号)、商法(明治三十二年法律第七十四号)、有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)その他当該沖縄法令に相当する本土法令に基づく相当の法人となる。

第七章 通貨の交換等

第四十九条 沖縄県の区域内にある居住者は、政令で定めるところにより、当該区域において保有するアメリカ合衆国通貨を、この法律の施行の日前における外国為替の売買相場を勘案し、内閣の承認を得て大蔵大臣が定める交換

比率により、同日から政令で定める日までの間に、本邦通貨と交換しなければならない。

2 政府は、前項の規定によるアメリカ合衆国通貨と本邦通貨との交換に関する事務を、政令で定めるところにより、日本銀行に取り扱わせるものとする。

3 前二項における用語については、次に定めるところによる。

一 「本邦通貨」とは、臨時通貨法(昭和十三年法律第八十六号)又は日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)により発行され、この法律の施行の際通用する臨時補助貨幣及び銀行券をいう。

二 「アメリカ合衆国通貨」とは、アメリカ合衆国政府又は連邦準備銀行その他のアメリカ合衆国の銀行が発行し、この法律の施行の際沖縄において通用する貨幣、紙幣及び銀行券をいう。

三 「居住者」とは、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条第一項第五号に規定する居住者をいう。

(印紙の交換等)

第五十条 沖縄の収入印紙(印紙をもつてする入金納付に関する立法(千九百五十二年立法第八号。次項において「沖縄印紙納付法」という。))に規定する収入印紙をいう。以下この項において同じ。については、この法律の施行の日から政令で定める日までの間に限り、政令で定めるところにより、これを所持する者の請求に応じ、当該請求に係る沖縄の収入印紙の金額(当該請求に係る沖縄の収入印紙が二枚以上である場合には、その合計金額)を前条第一項の規定による交換比率により日本円に換算した金額に相当する額により、沖縄県の区域内に所在する郵便局(次項において「沖縄の郵便局」という。))において、収入印紙と交換するものとする。

2 沖縄の失業保険印紙(沖縄印紙納付法に規定する失業保険印紙をいう。以下この項において

同じ。については、この法律の施行の日から政令で定める日までの間に限り、政令で定めるところにより、これを所持する者の請求に応じ、当該請求に係る沖縄の失業保険印紙の金額(当該請求に係る沖縄の失業保険印紙が二枚以上である場合には、その合計金額)を前条第一項の規定による交換比率により日本円に換算した金額に相当する額により、失業保険印紙の充りさばきをする沖縄の郵便局において買戻すものとする。

(切手類の交換等)

第五十一条 沖縄の郵便法(千九百五十三年立法第七十四号)第三十一条の規定により琉球政府行政主席が発行した郵便切手その他郵便に關する料金をあらわす証票(同立法第三十三条に規定する郵便切手及び郵便葉書を除く。以下この条において「沖縄の切手類」という。)については、この法律の施行の日から政令で定める日までの間に限り、政令で定めるところにより、沖縄の切手類を所持する者の請求に応じ、当該沖縄の切手類のあらわす料金の額(二枚以上の沖縄の切手類に係る場合には、そのあらわす料金の合計額。次項において同じ。)を第四十九条第一項の規定による交換比率により日本円に換算した金額に相当する額により、郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)第三十三条の規定により郵政大臣が発行した郵便切手その他郵便に關する料金をあらわす証票と交換するものとする。

2 沖縄の切手類については、この法律の施行の日から政令で定める日までの間に限り、政令で定めるところにより、当該沖縄の切手類のあらわす料金の額を第四十九条第一項の規定による交換比率により日本円に換算した金額に相当する額の限度において、郵便に關する料金の納付に充てることができる。ただし、沖縄県の区域以外の本邦の地域に所在する郵便局に差し出される郵便物に係る沖縄の切手類については、沖縄

縄島の区域にあてて差し出される料額印面のついた往復葉書の返信部に限る。

(合衆国ドル表示の債権又は債務の切替等)

第五十二条 国又は地方公共団体がこの法律の規定に基づき承継する合衆国ドル表示の債権又は債務(以下この条において「ドル表示債権債務」という。)は、沖縄の市町村が有しているドル表示債権債務その他国又は地方公共団体と沖縄にある者との間に存するドル表示債権債務及び沖縄にある者との間又は沖縄にある者と本土にある者との間に存するドル表示債権債務で、本邦で支払われるべきものは、政令で定めるもの及び特約のあるものを除き、この法律の施行の際第四十九条第一項の規定による交換比率により日本円表示の債権又は債務に切り替えられるものとする。

第八章 法令の適用に關する特別措置

第一節 通則

(沖縄法令による免許等の効力の承継等)

第五十三条 この法律の施行前に、本土法令の規定に相當する沖縄法令の規定によりされた免許、許可、認可、承認、登録、これらの処分、取消し、申請、届出等の処分又は手続は、別に法律に定めがある場合及び沖縄と本土との間に於いて処分の基準が著しく異なる等特別の理由がある場合を除き、政令(当該本土法令が総理府令又は省令であるときは、それぞれ総理府令又は省令。以下次条までにおいて同じ。)で定めるところにより、それぞれ本土法令の相当規定によりされた処分又は手続とみなす。

2 前項の規定により本土法令の規定による免許、許可等の処分を受けたものとみなされた場合において、この法律の施行前に、沖縄法令において免許の取消し、営業の停止その他の不利益な処分の理由とされている事実で、これに相當する事実が本土法令においてもこれらの不利益な処分の理由とされているものがあつたとき(第二十五条第一項に規定する沖縄法令の規定

の適用を受けたことが沖縄法令において不利益な処分の理由とされている事実と該する場合において、この法律の施行後に、同項の規定によりなおその効力を有することとされる沖縄法令の規定の適用を受けたときを含む)は、政令で定めるところにより、それぞれ、本土法令において不利益な処分の理由とされている事実があつたものとみなして、本土法令の当該規定を適用することができる。

3 別に法律に定めがある場合及び第一項の規定が適用される場合を除き、人の資格に關する本土法令の規定の適用については、当該本土法令において欠格事由とされている事実と相當する事実がこの法律の施行前に沖縄においてあつたとき(第二十五条第一項に規定する沖縄法令の規定の適用を受けたことが当該事実と該する場合において、この法律の施行後に、同項の規定によりなおその効力を有することとされる沖縄法令の規定の適用を受けたときを含む)は、政令で定めるところにより、本土法令において当該欠格事由とされている事実があつたものとみなすことができる。

4 第一項及び前項の規定は、この法律の施行の際すでに本土法令の規定により与えられている身分又は地位に影響を及ぼすものではない。(沖縄において従事していた業務等の継続)

第五十四条 一定の業務又は職業についての制限又は禁止を定めている本土法令の規定に相當する沖縄法令の規定がない場合においては、この法律の施行の際沖縄において適法にこれらの業務又は職業に従事している者は、別に法律に定めがある場合及び当該業務又は職業が高度の専門的知識を要するものである等特別の理由がある場合を除き、政令で定めるところにより、当該本土法令の規定にかかわらず、引き続きこれらの業務又は職業に従事することができる。

第二節 総理府關係 (特別の手当)

第五十五条 琉球政府の職員のうち、第三十二条の規定により国家公務員となり、一般職の職員の給与に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の規定の適用を受けることとなる職員で、琉球政府において受けていた給料月額等を考慮して人事院が必要と認めるものについては、当分の間、人事院規則で定めるところにより、特別の手当を支給するものとする。

2 沖縄県の区域内に所在する官署に勤務する医師及び歯科医師で、一般職の職員の給与に關する法律の規定の適用を受けるものについては、当分の間、人事院規則で定めるところにより、特別の手当を支給することができる。

(国家公務員災害補償法の適用に關する経過措置)

第五十六条 琉球政府の職員のうち、第三十二条の規定により一般職の国家公務員となつた者及びこの法律の施行前に離職し、又は死亡した者で、その離職又は死亡の時に一般職の国家公務員が従事する事務に相當する事務に従事していたものについては、当該職員としての公務を国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)上の公務とみなして、同法の規定並びに国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十七号)附則第六条及び第八条の規定を適用する。この場合において、この法律の施行前に支給事由の生じた障害補償年金又は遺族補償年金の額その他必要な事項については、人事院規則で特別の定めをすることができる。

2 前項に規定する者の昭和四十四年九月三十日以前に支給事由の生じた公務上の災害に対する補償に關しては、同項の規定にかかわらず、その者の職員としての公務を國の公務とみなして労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の規定による補償(同法第八十二条に規定する補償を除く)の例により補償を行なう。

昭和四十六年十二月二十九日 参議院會議録第一号 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案外四件

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律) 第五十七條 この法律の施行の際沖縄にある会社

の株式(社員持分を含む)を所有している会社(外国会社を含む。次項において同じ)であつて、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号。次項において「私的独占禁止法」という。)第九條第三項に規定する持株会社に該当するものは、同条第二項の規定の適用については、この法律の施行の日に持株会社となつたものとみなす。

2 私的独占禁止法第九十一條第一号の規定は、前項の規定により同法第九條第二項の規定の適用について持株会社となつたものとみなされた会社には、適用しない。

(交通方法等に関する暫定措置) 第五十八條 沖縄県の区域においては、政令で定める日までの間は、歩行者の左側通行及び車両の右側通行の原則に従ひ政令で定めるところにより必要な説替えをして、道路交通法(昭和三十一年法律第五号)の規定を適用する。

2 前項の政令で定める日を指定するにあつては、この法律の施行の日から起算して三年を経過した日以後の日で、交通方法を歩行者の右側通行及び車両の左側通行の原則に変更するための諸般の準備措置及び当日に予想される交通の状況を考慮して、その変更を円滑に行なうことができると認められる日を指定するものとし、当該政令は、当該日から起算して六月前までに公布するものとする。

(反則行為に関する経過措置) 第五十九條 この法律の施行前にされた沖縄の道路交通法(千九百六十三年立法第九号)第百十五條第一項に規定する反則行為並びにこれに係る同条第二項に規定する反則者及び同条第三項に規定する反則金は、道路交通法第百二十五條第一項に規定する反則行為並びにこれに係る同条第二項に規定する反則者及び同条第三項に規定する反則金と、この法律の施行前に沖縄の道路交通法の規定によりされた告知、通告、反則金の納付、指示その他の行為とみなす。

2 前項の場合において、反則行為の範囲及び種別は、沖縄の道路交通法及び沖縄の道路交通法施行規則(千九百六十四年規則第十三号)に定めるところとし、この法律の施行前にされた告知若しくは通告又は指示に係る反則金の額は、その額を第四十九條第一項の規定による交換比率により日本円に換算した額とし、この法律の施行後にされる告知若しくは通告に係る反則金の額は、指示に係る反則金の限度額は、同規則に定める額又は同立法に定める限度額を第四十九條第一項の規定による交換比率により日本円に換算した額とする。

(沖縄の行政庁の処分等に係る不服申立てに関する経過措置) 第六十條 この法律の施行前にされた沖縄の行政庁の処分(行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第二條第一項に規定する処分をいう。以下この条において同じ)で第五十三條第一項の規定により本土法令の相当規定によりされた処分とみなされるものその他政令で定める沖縄の行政庁の処分及びこの法律の施行前に沖縄の行政庁に対してされた申請で同項の規定により本土法令の相当規定によりされた申請とみなされるものに係る不服(行政不服審査法第二條第二項に規定する不服をいう)については、この法律又はこの法律に基づく政令で別に定める場合を除き、行政不服審査法を適用する。

2 この法律の施行前に沖縄の行政庁に対して不服申立てをすることができるとされたいた処分での法律の施行の際の提起期間が現に進行しているものに係る不服申立て及びこの法律の施行前に沖縄の行政庁に対して不服申立て

をすることができないものとされていた処分に係る不服申立てでこの法律の施行の日前六十日以内に当該処分があつたことを知つた者が行なうものについては、行政不服審査法第十四條第一項及び第四十五條中「処分があつたことを知つた日の翌日」とあるのは「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の施行の日」と、同法第十四條第三項(同法第四十八條において準用する場合を含む)中「経過したとき」とあるのは「経過したとき(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の施行の日から起算して六十日以内は、同法の施行の日から起算して六十日を経過したとき)」とする。

(国の行政機関の職員に関する暫定措置) 第六十一條 沖縄県の区域内に置かれる国の行政機関の所掌事務を遂行するために当該行政機関に恒常的に置く必要がある職に充てるべき総理事府及び各省の常勤の職員(自衛官及び国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第百四十一号)第五條に規定する常勤の職員を除く)の定員は、当分の間、行政機関の職員の定員に関する法律(昭和四十四年法律第三十三号)の規定にかかわらず、政令で定めるところによる。

(所有者不明土地の管理) 第六十二條 沖縄法令の規定による所有者不明土地で、この法律の施行の際琉球政府又は沖縄の市町村が管理しているものは、当分の間、従前の例に準じ、沖縄県又は当該所有者不明土地の所在する市町村が管理するものとする。

第三節 法務省関係 (裁判所職員の定員に関する暫定措置) 第六十三條 沖縄県の区域内に置かれる裁判所及び裁判所の支部の職員並びにこれらの職員のうち沖縄県の区域内に置かれる検察審査会に勤務する職員の定員は、当分の間、裁判所法第五條第三項及び裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところによる。

(裁判所職員に対する特別の手当等) 第六十四條 第三十二條の規定により裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の規定の適用を受ける裁判所職員となつた者の給与に関する事項については、第五十五條第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「人事院」とあるのは「最高裁判所」と、「人事院規則」とあるのは「最高裁判所規則」と読み替へるものとする。

2 沖縄県の区域内に置かれる裁判所に勤務する医師については、第五十五條第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「人事院規則」とあるのは、「最高裁判所規則」と読み替へるものとする。

3 琉球政府の職員のうち、この法律又はこの法律に基づく政令の規定により裁判所職員臨時措置法の規定の適用を受ける裁判所職員となつた者及びこの法律の施行前に離職し、又は死亡した者でその離職又は死亡の時に琉球政府の裁判所職員であつたものの災害補償に関する事項については、第五十六條の規定を準用する。この場合において、同条第一項並びに同項において適用するものとされる国家公務員災害補償法並びに国家公務員災害補償法の一部を改正する法律附則第六條及び第八條中「人事院」とあるのは「最高裁判所」と、「人事院規則」とあるのは「最高裁判所規則」と読み替へるものとする。

(外国人弁護士に関する特例) 第六十五條 沖縄の弁護士法(千九百六十七年立法第三十九号)附則第五條の規定による外国人弁護士で昭和四十六年一月一日以降引き続き沖縄においてその業務に従事している者は、最高裁判所の承認を受けて、外国法に関し、弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第三條に規定する事務を行なうことができる。

2 最高裁判所は、前項の承認をする場合には、

選考することができる。

3 第一項の規定により弁護士法第三條に規定する事務を行なう者は、沖縄県の区域内に事務所を設けなければならない。

4 弁護士法第一條、第二條、第二十條第三項、第二十三條から第二十九條まで、第七十六條及び第七十七條(第二十七條及び第二十八條に係る部分に限る。)の規定は、第一項の規定により同項に規定する事務を行なう者(第八項の規定により第一項に規定する事務を行なう者を含む。)について準用する。この場合において、同法第二十五條第五号中「仲裁手続により」とあるのは、「仲裁手続により、又は沖縄の復歸に伴う特別措置に関する法律の施行前の沖縄における仲裁手続により」と読み替へるものとする。

5 沖縄法令の規定による外国人弁護士であつた者は、この法律の施行前にその職務上知り得た秘密を保持する権利を有し、義務を負ふ。ただし、法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

6 最高裁判所は、必要と認める場合には、第一項の承認を取り消すことができる。

7 最高裁判所が第一項の承認をし、又はこれを取り消す場合には、日本弁護士連合会の意見をきかなければならない。

8 この法律の施行の際沖縄法令の規定による外国人弁護士である者は、この法律の施行の日から起算して二月に限り、第一項の承認を受けなくても、同項に規定する事務を行なうことができる。

(取得時刻に関する経過措置)

第六十六條 沖縄群島(北緯二十八度、東経百二十四度四十分を起点とし、北緯二十八度、東経百二十八度十九分の点、北緯二十六度五十五分、東経百二十八度十九分の点、北緯二十六度五十五分、東経百三十一度五十分の点、北緯二十四度、東経百三十三度の点、北緯二十四度、東経百二十八度の点及び北緯二十七度、東経百

二十四度二分の点を経て起点に至る境界線内の島をいう。)内の土地については、この法律の施行の日から起算して六月以内は、民法第六十二條第二項に規定する取得時刻は、完成しない。

(政府賠償に関する経過措置)

第六十七條 この法律の施行前における琉球政府若しくは沖縄の公共団体の公権力の行使に当たつた公務員の行為又はこの法律の施行前の沖縄における公の營造物の設置若しくは管理の瑕疵を原因としてこの法律の施行後生じた損害については、政府賠償法(千九百五十六年立法第十七号)の規定の例による。この場合においては、琉球政府又は沖縄の公共団体に相当する国又は公共団体が、賠償の責めに任ずる。

第四節 大蔵省関係

(たばこ製造廃止業者等に対する交付金の交付) 第六十八條 沖縄県の区域におけるたばこ専売事業及び塩専売事業の円滑な実施に資するため、日本専売公社(以下次条までにおいて「公社」という。)は、政令で定める日に沖縄において製造したばこ(たばこ専売法(昭和二十四年法律第百十一号)第一條第三項に規定する製造したばこをいう。次条において同じ。)の製造又は塩の製造若しくは再製(塩専売法(昭和二十四年法律第百十二号)第一條第三項に規定する再製をいう。)の事業を営んでいた者のうち、その事業を廃止した者が政令で定める要件を満たすもの(次項において「廃止業者」という。)に対し、公社の予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その受ける損失等を勘案して算定した金額を特別の交付金として交付することができる。

2 廃止業者が前項の交付金の交付を受けた場合には、政令で定めるところにより、これらの者の所得税又は法人税を軽減する。

(たばこ専売法に関する特例)

第六十九條 沖縄県の区域においては、当分の間、たばこ専売法第三十條第一項の指定を受け

た製造したばこの小売人(以下この条において「たばこ小売人」という。)は、同法第三十七條第一項の規定にかかわらず、他のたばこ小売人から製造したばこを買受けて、又は他のたばこ小売人に製造したばこを販売することができる。この場合においては、同法第三十四條第三項の規定は、適用しない。

2 沖縄県の区域においては、当分の間、公社は、災害その他特別の事情があると認められる場合を除き、たばこ小売人のうち政令で定める者以外の者に製造したばこを売り渡さないものとする。

(塩専売法に関する特例)

第七十條 沖縄県の区域においては、当分の間、塩専売法第二十四條第一項の指定を受けた塩の小売人(以下この条において「塩小売人」という。)は、同法第二十三條第四項及び第三十四條第一項の規定にかかわらず、他の塩小売人から塩を買受けて、又は他の塩小売人に塩を販売することができる。

2 沖縄県の区域においては、当分の間、塩小売人が販売する塩については、塩専売法第三十二條及び附則第二十三項の規定は、適用しない。

(特別会計の経理の特例) 第七十一條 この法律の規定に基づき国が承継することとなる権利及び義務に関する経理を特別会計において行なう場合に必要となる当該特別会計と一般会計又は他の特別会計との間の繰入れ、当該特別会計の積立金の経理その他の措置(次項において「繰入れ等の措置」という。)については、政令で定めるところによる。

2 沖縄の復歸に伴い新たに国が行なうこととなる事務又は事業に関する経理で、各特別会計の設置の目的に照らし当該特別会計において行なうことが合理的と認められるものについては、政令で定めるところにより、当該特別会計においてこれを行なうものとする。この場合において必要となる繰入れ等の措置については、政令

で定めるところによる。

(琉球政府税の承継等)

第七十二條 この法律の施行の際琉球政府が有している権利及び義務のうち、沖縄法令の規定により琉球政府が課した、若しくは課すべき、又は還付すべき次に掲げる琉球政府税(沖縄法令の規定により琉球政府が課する税(その滞納処分費を含む。)をいう。以下この条及び第五十四條において同じ。)に係るものは、その時にいて国が承継する。

一 本邦の国税(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二條第一号に規定する国税をいう。)に相当するものとして政令で定める琉球政府税(以下この条において「国税相当琉球政府税」という。)

二 本邦の関税、とん税又は特別とん税に相当するものとして政令で定める琉球政府税(以下この条において「関税相当琉球政府税」という。)

2 国税通則法、国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)及び国稅犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)又は國稅法(昭和二十九年法律第六十一号)、とん税法(昭和三十三年法律第三十七号)及び特別とん税法(昭和三十三年法律第三十八号)の規定(政令で定める規定を除くものとし、これらの法律の規定に基づき又はこれを実施するための命令の規定及びこれらの法律の特例に関する法令の規定で政令で定めるものを含むものとする。)は、国税相当琉球政府税又は関税相当琉球政府税に係る申告、更正、納付、徴収、滞納処分、還付、不服申立て、犯則事件の調査、通告処分その他の行為又は手続に関する事項についても、適用する。

3 国税相当琉球政府税及び関税相当琉球政府税については、これらの琉球政府税に関する沖縄法令の規定のうち、前項の規定によりこれらの琉球政府税に適用される本邦の法令の規定に相当する規定以外の規定(罰則を含む。)は、この

昭和四十六年十二月二十九日 参議院會議録第一号 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案外四件

法律に基づく政令に別段の定めがある場合を除き、本邦の法令としての効力を有する。

(所得税に関する経過措置)

第七十三条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)が沖縄に施行されることがなつたため新たに同法第二十一条第三号に規定する居住者に該当することとなつた者(以下第七十五条までにおいて「沖縄居住者」という。)の当該居住者としての所得税については、同法の規定は、この法律又はこの法律に基づく政令に別段の定めがある場合を除き、昭和四十七年四月一日以後に生ずる所得について適用する。

2 布令適用者(琉球所得税(千九百五十三年琉球列島米国民政府布令第四百十四号)第二条イに規定する外国人に該当する者をいう。以下この節において同じ。)である沖縄居住者に係る前項の規定の適用については、同項中「昭和四十七年四月一日」とあるのは、「昭和四十七年七月一日」とする。

3 所得税法第十条の規定は、沖縄居住者については、昭和四十八年一月一日以後に預入し、信託し、又は購入する同条第一項に規定する預貯金、合同運用信託又は有価証券について適用する。

4 所得税法第九十二条の規定は、沖縄居住者については、昭和四十八年分以後の所得税について適用し、昭和四十七年分の所得税については、沖縄の所得税法(千九百五十二年立法第四十四号)第二十八条の規定は、法律としての効力を有する。

5 第一項、第二項及び前項の規定は、所得税法が沖縄に施行されることがなつたため新たに同法第六十五条に規定する非居住者に該当することとなつた者(次条及び第七十五条において「沖縄非居住者」という。)の同法第六十五条に規定する総合課税に係る所得税について準用する。

6 所得税法第四編第一章から第六章までの規定

は、沖縄県の区域におけるこれらの規定に規定する支払については、この法律の施行の日(布令適用者に対する当該支払については、昭和四十七年七月一日)以後に当該支払をすべき場合について適用する。

第七十四条 前条第一項及び第二項の規定は、沖縄居住者又は沖縄非居住者に係る租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第二章の規定の適用について準用する。

2 租税特別措置法第二章第一節の規定は、沖縄県の区域において支払を受けるべき同節に規定する利子所得については、昭和四十八年一月一日以後に支払を受けるべき当該利子所得について適用し、同日前に支払を受けるべき当該利子所得については、沖縄の租税特別措置法(千九百五十四年立法第三十七号)第二条から第二条の四までの規定は、法律としての効力を有する。

3 租税特別措置法第二章第一節の二の規定は、沖縄県の区域において支払を受けるべき同節に規定する配当所得については、昭和四十八年一月一日以後に支払を受けるべき当該配当所得について適用する。

第七十五条 第七十三条第一項及び第二項の規定は、沖縄居住者又は沖縄非居住者に係る災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)第二条及び第三条の規定の適用について準用する。

(法人税に関する経過措置)
第七十六条 法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下次条までにおいて同じ。)のうち、同法が沖縄に施行されることがなつたため新たに同法第二条第三号に規定する内国法人に該当することとなつたもの(以下次条までにおいて「沖縄法人」という。)の当該内国法人としての法人税については、同法の規定は、この法律又はこの法律に基づく政令に別段の定めがある

場合を除き、沖縄法人のこの法律の施行の日以後に終了する事業年度の所得及び退職年金積立金に対する法人税並びに同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分分配により納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。)について適用する。

2 この法律の施行の日前に解散をした沖縄法人である普通法人(沖縄の法人税法(千九百五十三年立法第二十一号)第二十六条第一項に規定する普通法人をいう。)又は協同組合等(同立法第十一号第七項に規定する法人をいう。)で、同日の前の属する事業年度終了の日までにその残余財産の確定してないものの清算所得に対する法人税については、これらの法人が同日の翌日において解散をしたものとみなして、法人税法の規定を適用する。

3 この法律の施行の際本土及び沖縄以外の地域に本店又は主たる事務所を有する法人(以下次条までにおいて「外国法人」という。)の沖縄源泉所得(法人税法第三百三十八条に規定する国内源泉所得のうちその源泉が沖縄県の区域内にあるもの及びこの法律の施行の日において法人税法が沖縄に施行されていたものとした場合に同条に規定する国内源泉所得に該当することとなるもの)のうちその源泉が沖縄にあつたものをいう。)に係る所得に対する法人税については、同法の規定は、この法律に基づく政令に別段の定めがある場合を除き、外国法人の同日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

第七十七条 前条の規定は、沖縄法人又は外国法人に係る租税特別措置法第三章の規定の適用について準用する。

2 租税特別措置法第四十二条の三の規定は、法人が沖縄法人から受ける法人税法第二十三条第一項に規定する配当等の額については、この法律の施行の日から起算して二月を経過した日以後に受ける当該配当等の額について適用する。

3 租税特別措置法第三章第六節の規定は、沖縄法人又は外国法人に係る同節の規定に該当する資産の譲渡(同節の規定により譲渡に含まれるものとされる行為を含む。)については、この法律に基づく政令に別段の定めがある場合を除き、これらの法人がこの法律の施行の日以後に行なう当該資産の譲渡に係る法人税について適用し、これらの法人が同日前に行なつた沖縄の租税特別措置法第二十八条から第三十一条までの規定に該当する資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

(相続税等に関する経過措置)
第七十八条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)が沖縄に施行されることがなつたため新たに同法の施行地に住所を有する者に該当することとなつた者(以下次条までにおいて「沖縄居住者」という。)の同法第一条第一号又は第一条の二第一号の規定に該当する者としての相続税又は贈与税については、同法の規定は、昭和四十七年四月一日以後に相続若しくは遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。)又は贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この条において同じ。)により取得した財産について適用する。

2 布令適用者である沖縄居住者に係る前項の規定の適用については、同項中「昭和四十七年四月一日」とあるのは、「昭和四十七年七月一日」とする。

3 前二項の規定は、相続若しくは遺贈又は贈与により沖縄にある財産を取得した者で当該財産を取得した時において相続税法の施行地に住所を有しないもの(前二項の規定の適用を受ける者を除く。)の当該財産に係る相続税又は贈与税について準用する。

第七十九条 前条の規定は、沖縄居住者又は同条

第三項の規定に該当する者に係る租税特別措置法第四章並びに災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第四條及び第六條の規定の適用について準用する。

(内国消費税等に関する特例)

第八十條 沖縄県の区域における一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮してその税負担を調整するため、次の各号に掲げる国税については、政令で当該各号に掲げる措置を定めることができる。

一 酒税 沖縄県の区域内にある酒類(酒税法(昭和二十八年法律第六号)第二条第一項に規定する酒類をいう。以下次条までにおいて同じ。)の製造場のうち、当該製造場が沖縄の酒税法(千九百五十二年立法第十一号)の規定による免許を受けてこの法律の施行の日前から引き続き酒類を製造していたものとして政令で定めるところによりその製造場の所在地の所轄税務署長の指定を受けた製造場において製造された酒類で、同日から起算して五年以内、当該区域内にある酒類の製造場から移出されるもの(政令で定めるものを除く)に係る酒税の軽減に関する措置

二 砂糖消費税 この法律の施行の日から起算して五年以内に、沖縄県の区域内にある砂糖類(砂糖消費税法(昭和三十年法律第三十八号)第一条に規定する砂糖、糖みつ及び糖水をいう。以下次条までにおいて同じ。)の製造場又は保税地域(関税法第二十九條に規定する保税地域をいう。以下第八十二條までにおいて同じ)から移出され又は引き取られる砂糖類(政令で定めるものを除く)に係る砂糖消費税の免除に関する措置

三 揮発油税及び地方道路税 この法律の施行の日から起算して五年以内に、沖縄県の区域内にある揮発油(揮発油税法(昭和三十三年法律第五十五号)第二条第一項に規定する揮発油(同法第六條の規定により揮発油とみなされるものを含む)をいう。)の製造場又は保税地域(政令で定めるものを除く)に係る揮発油税及び地方道路税の軽減に関する措置

四 石油ガス税 この法律の施行の日から起算して四年以内に、沖縄県の区域内にある石油ガス税法(昭和四十年法律第五十六号)第二条第四号に規定する石油ガスの充てん場又は保税地域から移出され又は引き取られる課税石油ガス(同法第三条に規定する課税石油ガスをいう。同法第二条第二項の規定により課税石油ガスとみなされるものを除く)を政令で定めるものを除く)に係る石油ガス税の軽減に関する措置

五 物品税 沖縄県の区域内にある製造場のうち、当該製造場がこの法律の施行の日前から引き続き物品税法(昭和三十三年法律第四十八号)別表に掲げる第二種の物品で政令で定めるところによりその製造場の所在地の所轄税務署長の指定を受けた製造場において製造された当該物品で、同日から起算して五年以内に、当該製造場から移出されるもの(政令で定めるものを除く)に係る物品税の免除に関する措置

六 入場税 沖縄県の区域内にある入場税法(昭和二十九年法律第九十六号)第二条第一項に規定する入場等への入場に係る同条第三項に規定する入場料金のうち、この法律の施行の日から起算して五年以内に領収される入場料金で政令で定める金額以下のものに係る入場税の軽減に関する措置

七 自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける自動車等とその使用の本拠が当該区域内にあるものについては、同法の規定は、昭和四十七年十一月三十日までは適用しない。

八 沖繩県の区域内にある酒場、料理店その他これらに類する施設のうち、主として外国為替及び外国貿易管理法第六條第一項第六号に規定する非居住者又は当該区域に入域するその他の旅客に酒類を提供する施設として政令で定めるところにより沖繩県知事の指定を受けた施設の経営者が、当該施設において客の飲用に供する目的でウイスキー類(酒税法第三條第九号に規定する酒類をいう。政令で定めるところにより、大蔵大臣の定める数量の範囲内において沖繩県知事が行なう割当てを受けた数量の範囲内のもに限定する)をこの法律の施行の日から起算して五年以内に保税地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、当該引取りに係る酒税を軽減する。

九 税務署長又は税関長は、第一項の規定の適用を受ける課税物品(酒類、砂糖類、揮発油又は物品税法第一条に規定する物品をいう。以下第八十二條までにおいて同じ)の製造者又は当該課税物品を保税地域から引き取りとする者に対し、政令で定めるところにより、当該課税物品が同項の規定の適用を受ける物品である旨を表示すべきことを命ずることができる。

十 前項の命令を受けた者は、同項の課税物品をその製造場から移出し又は保税地域から引き取る時までに、当該課税物品又は当該課税物品の容器若しくは包装の見やすい箇所に同項の表示をしなければならない。

十一 第一項第一号又は第五号の指定を受けようとする者は、当該製造場に係る製造設備の能力その他の政令で定める事項につき、政令で定めるところにより、当該製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けなければならない。

十二 第一項第一号又は第五号の指定を受けた者は、前項の確認を受けた事項で政令で定めるものを変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、同項の税務署長の承認を受けなければならない。

十三 税務署長は、第一項第一号又は第五号の指定を受けた者が前項の確認を受けないで同項の確認に係る事項を変更した場合には、その指定を取り消すことができる。

十四 第五項の規定に違反した者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

十五 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金を科する。

十六 第八十一條 前条第一項の規定により内国消費税(酒税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税又は物品税をいう。以下この節において同じ)の軽減又は免除を受けた課税物品(当該免除を受けた砂糖類を原料として製造した菓子その他の砂糖類以外の飲食物で政令で定めるもの(以下この項において「菓子等」という)を含む)を沖縄県の区域から当該区域以外の本邦の地域へ移出する目的で船舶又は航空機に積み込む場合には、その積み込みをした者を当該課税物品(当該菓子等を積み込む場合には、これに含まれていないし、糖の重量に相当する重量の政令で定める砂糖。以下この項において同じ)の製造者とし、当該積み込みの場所を当該課税物品の製造場とみなし、その積み込みの時に当該課税物品をその製造場から移出したものとみなして、内国消費税に関する法令の規定を適用する。この場合において、当該課税物品に課されるべき内国消費税の額は、同条第一項の規定により軽減され又は免除された内国消費税に相当する金額(当該課税物品が次条の規定の適用を受けたものである場合には、当該金額から同条の規定により課された、又は課されるべき内国消費税に相当する金額を控除した金額)とする。

十七 前条第三項の規定の適用を受けて酒類を保税地域から引き取つた者が、当該酒類を同項の用途以外の用途に供し、又は譲り渡した場合に

十八 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律案外四件

昭和四十六年十二月二十九日 参議院會議録第一号

一三

は、その者を酒類製造者と、同項の施設を当該酒類の製造場とみなし、その用途以外の用途に供し又は譲り渡した時に当該酒類をその製造場から移出したものとみなして、酒税法の規定を適用する。この場合において、当該酒類に課されるべき酒税の額は、同項の規定により軽減された酒税に相当する金額とする。

3 前二項の規定により課税物品の製造者とみなされる者が提出すべき酒税法第三十条の二第一項、砂糖消費税法第十条第一項、揮発油税法第四十四号) 第七條第一項又は物品税法第二十九條第二項の規定による申告書は、これらの規定にかかわらず、第一項の規定に該当する場合には同項の積込みをした課税物品を沖縄県の区域から当該区域以外の本邦の地域に向けて移出する時までに、前項の規定に該当する場合には同項の規定によりその製造場から移出したものとみなされた日から起算して五日以内に、それぞれ提出しなければならない。ただし、政令で定めるところにより税務署長の承認を受けたときは、当該申告書の提出期限は、当該税務署長の指定した日とする。

第八十二条 沖縄県の区域内にある課税物品の製造場及び保税地域以外の当該区域内の場所において、この法律の施行の際指定物品(第八十五条に規定する指定物品をいう。)で政令で定めるものを所持する者がある場合又はこの法律の施行の日から起算して五年を経過した日までの間において第八十条第一項の内国消費税の軽減若しくは免除に関する措置の変更若しくは廃止があつた際同項の規定の適用を受けていた課税物品を所持する者がある場合には、当該指定物品又は当該課税物品については、政令で定めるところにより、この法律の施行の日又は当該変更若しくは廃止があつた日に、これらの者がこれらの物品をその製造場から移出したものとみなして、内国消費税を課する。この場合において、

て、当該指定物品又は当該課税物品に課されるべき内国消費税の額は、次に掲げる金額として政令で定めるところにより計算した金額とする。

一 当該指定物品にあつては、この法律の施行の日における関税及び内国消費税に関する法令(この法律を除く。)の規定により計算した関税及び内国消費税の額の合計額からこれらの法令に相当する沖縄法令の規定により計算したこれらの税に相当する税の額を控除した金額に相当する金額

二 当該課税物品にあつては、当該変更又は廃止があつた日に、当該区域に適用されるべき内国消費税に関する法令の規定により計算した内国消費税の額からこれらの日の前日に当該区域に適用されていた内国消費税に関する法令の規定により計算した内国消費税の額を控除した金額に相当する金額

(関税等に関する特別)

第八十三条 その輸入につき課される関税の税率が、沖縄のこれに相当する税の税率でこの法律の施行の際適用されていたもの(次条において「沖縄の関税率」という。)に比し著しく高くなる原料品のうち、次に掲げる物品については、この法律の施行の日から起算して五年以内に沖縄県の区域において輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を軽減し、又は免除する。

一 その輸入の許可の日の翌日から起算して一年以内に、税関長の承認を受けた沖縄県の区域内にある製造工場において政令で定める物品の製造に使用され、かつ、その製造が終了する原料品で政令で定めるもの

二 沖縄県の区域において主として小規模企業者により営まれていた製造業の製品のうち政令で定めるものの製造に使用される原料品で政令で定めるもの(政令で定める数量の範囲内において主務大臣の行なう割当てを受けた

当該製品の製造者が、その受けた数量の範囲内で輸入し、かつ、当該区域において当該製造のため使用するものに限る。)

2 電気事業法(昭和三十一年法律第七十号)第二条第六項に規定する電気事業者が税関長の承認を受けた沖縄県の区域内にある事業場において発電の用に供する石油で政令で定めるものについては、この法律の施行の日から起算して五年以内に当該区域において輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

3 第一項第二号の主務大臣の行なう割当ては、政令で定めるところにより、沖縄県知事に行なわせることができる。

4 関税率法(明治四十三年法律第五十四号)第十三条第三項から第七項までの規定は第一項第一号の規定により関税を軽減し又は免除する場合について、同法第二十条の二第二項及び第三項の規定は第一項第二号又は第二項の規定により関税を軽減し又は免除する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「軽減税率の適用」とあるのは「関税の軽減又は免除」と、「用途以外」とあるのは「用途(政令で定めるところにより税関長の承認を受けた用途を含む。以外)」と、「特定の用途に供することを要件とし税率により計算した関税の額」と当該軽減税率により計算した関税の額との差額に相当する額の関税」とあるのは「軽減又は免除を受けた関税」と読み替えるものとする。

第八十四条 その輸入につき課される関税の税率が沖縄の関税率に比し著しく高くなる物品のうち、ランチョンミットその他の政令で定める物品で沖縄県の区域内にある一般消費者の生活の用に直接供されるものについては、税関長の承認を受けた卸売業者(次項において「承認卸売業者」という。)によりこの法律の施行の日から起算して五年以内に当該区域において輸入される

ものに限り、政令で定めるところにより、その関税を軽減し、又は免除する。

2 税関長は、承認卸売業者が関税法その他関税に関する法令の規定に違反した場合には、その承認を取り消すことができる。

3 関税率法第二十条の二第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により関税を軽減し、又は免除する場合について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「軽減税率の適用」とあるのは「関税の軽減又は免除」と、「特定の用途に供することを要件とし税率により計算した関税の額」と当該軽減税率により計算した関税の額との差額に相当する額の関税」とあるのは「軽減又は免除を受けた関税」と読み替えるものとする。

第八十五条 沖縄県の区域から出域する旅客が個人的用途に供するため購入する物品で、当該物品につき関税及び内国消費税に関する法令(次条において「本邦の関税法等」という。)の規定により課される税の額がこれらの法令に相当する沖縄法令(次条において「沖縄の関税法等」という。)の規定により課されるものとした場合の税の額に比し著しく高くなるもの(以下この項において「指定物品」という。)を輸入に係るウイスキーその他の政令で定めるもの(以下この項において「承認小売業者」という。)を販売する小売業者で税関長の承認を受けたもの(以下この条において「承認小売業者」という。)が、政令で定める方法により指定物品を当該区域において販売した場合において、この法律の施行の日から起算して五年以内に当該指定物品がこれを購入した者(政令で定める者に限る。)により携帯して当該区域以外の本邦の地域へ移出され又は携帯して輸出されたときは、当該承認小売業者に対し、政令で定めるところにより、当該指定物品(政令で定める数量又は金額の範囲内のものに限る。)について納付された、又は納付されるべき関税又は内国消費税の全部又は一部に相当する金額を払い戻す。

2 前条第二項の規定は、承認小売業者について準用する。この場合において、同項中「関税」とあるのは、「関税又は内国消費税」と読み替えるものとする。

第八十六条 この法律の施行の際沖縄県の区域内にある物品のうち、沖縄の関税関係法令等の規定により課税された、又は課税されるべき税の額が、当該物品をこの法律の施行の日以後に当該区域以外の本邦の地域に輸入するものとした場合に課税されることとなる関税及び内国消費税の額に比し著しく低い物品で政令で定めるものが、同日から起算して一年以内に当該地域へ移出される場合には、政令で定めるところにより、当該移出を輸入とみなして、関税法その他関税に関する法令の規定を適用する。この場合において、当該物品に対し課税されるべき関税の額は、当該移出の時に適用されている本邦の関税法等（沖縄の生産に係る物品にあつては、内国消費税に関する法令）の規定（この法律の規定を除く。）により計算した関税及び内国消費税の額の合計額から沖縄の関税関係法令等（沖縄の生産に係る物品にあつては、内国消費税に関する法令）に相当する沖縄法令）の規定により計算したこれらの税に相当する税の額の合計額を控除した金額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額とする。

第八十七条 偽りその他不正の行為により第八十五条第一項の規定による関税又は内国消費税の払戻しを受け、又は受けようとした者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の違反行為については、関税法第一百条の規定は、適用しない。

3 第一項の犯罪に係る関税又は内国消費税の払戻金に相当する金額の三倍が五十万円をこえるときは、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該払戻金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

4 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第八十三条第四項において準用する関税定率法第十三条第六項の規定に違反した者

二 第八十三条第四項又は第八十四条第三項において準用する関税定率法第二十条の二第二項の規定に違反した者

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各項の罰金刑を科する。

6 関税法第十一章の規定は第一項及び前二項の犯罪事件（関税に係る部分に限る。）の調査及び処分について、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二十六条の規定は第一項及び前項の犯罪事件（内国消費税に係る部分に限る。）の調査及び処分について、それぞれ準用する。

（関税に関する経過措置等についての政令への委任）

第八十八条 第七十二条から前条までに定めるもののほか、関税（関税、とん税及び特別とん税を含む。以下この条において同じ。）に関する法令の沖縄への適用についての経過措置、課税の軽減又は免除に関する特例を定めている沖縄法令の規定に相当する本土法令の規定がない場合における当該特例の暫定的適用に関する措置その他沖縄の復興に伴い必要とされる関税に関する事項については、政令で必要な規定を設けることができる。

（税関貨物取扱人等に対する給付金の支給）

第八十九条 国は、次に掲げる者で政令で定める要件を満たすものに対し、その転業又は転職の円滑化等に資するため、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、特別の給付金を支給することができる。

一 税関貨物取扱人法（千九百五十六年立法第一号）の復帰に伴う特別措置に関する法律案外四件

六十号）第十二条の規定により税関貨物取扱人の業務に従事することを許可された者（次号において「税関貨物取扱人」という。）で、沖縄の復興による当該業務の量の減少に伴い、その営む当該業務を廃止することとなるもの（次項において「廃止業者」という。）

二 税関貨物取扱人（前号の規定により特別の給付金の支給を受けるものを除く。）の従業者で、同号に規定する当該業務の量の減少に伴い、離職を余儀なくされることとなるもの

三 廃止業者が前項の給付金の支給を受けた場合には、第六十八条第二項に規定する政令で定めるところに準じて、政令で定めるところにより、当該廃止業者に対する課税の特例措置を講ずるものとする。

（国所有の財産の管理及び処分の特例）

第九十条 この法律の施行の日において沖縄県の区域内に所在する国所有の財産のうち、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第六条第二項の規定に基づきアメリカ合衆国から譲渡を受けた財産で政令で定めるもの及び公用又は公共の用に供される政令で定めるその他の財産については、政令で定めるところにより、関係地方公共団体に対し、無償又は時価より低い価格で譲渡し、又は貸し付けることができる。

2 沖縄県の区域内に所在する国所有財産（国所有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条に規定する国所有財産をいう。）のうち、昭和二十一年一月二十八日において神社の用に供し、若しくは供するものと決定し、又は旧国所有財産法（大正十年法律第四十三号）の規定に基づき寺院若しくは教会に無償で貸し付けていた財産については、政令で定めるところにより、当該神社、寺院又は教会（当該神社、寺院又は教会が宗教法人法第四条の宗教法人となつたときは、当該宗教法人（その一般承継人である宗教法人を含む。））に対し、無償又は時価より低い価格で譲渡することができる。

3 沖縄県の区域内に所在する国所有の財産のうち、この法律の施行の際琉球政府、沖縄の市町村その他の法人又は個人が使用し、又は収益することを認められていた財産で、国が琉球政府の事務若しくは事業を承継する者、沖縄の市町村その他の法人に相当する者又は当該個人（これらの者の一般承継人を含む。）に引き続き使用させ、又は収益させるものについては、前二項の規定の適用を受ける場合を除き、政令で定める期間内は、従前と同一の条件で使用させ、又は収益させることができる。

（金地金の売却の特例）

第九十一条 国は、この法律の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、政令で定める日前から引き続き沖縄県の区域において貴金属製品製造業を営んでいる者に対し、政令で定めるところにより、その者が政令で定める用途に供する金地金（大蔵大臣がその定める数量の範囲内において行なう割当てを受けた数量の範囲内のものに限り）の時価より低い価格で売り払うことができる。

（外国投資家に係る株式の所有の認可等）

第九十二条 この法律の施行の際外資に関する法律（昭和二十五年法律第六十三号）第三条第一項第三号に規定する技術援助契約でその期間及びその対価の支払期間のうちこの法律の施行の日以後の期間が一年をこえるものを沖縄居住者（同日において沖縄に住所又は居所を有する個人及び沖縄に主たる事務所を有する法人その他主務省令で定めるものをいう。次項において同じ。）との間において締結している同項第一号に規定する外国投資家（以下この条において「外国投資家」という。）及びその相手方は、当該技術援助契約を同日以後六月をこえる間継続しようとするときは、主務省令で定めるところにより、同日から起算して六月以内に申請して、当該継続について主務大臣の認可を受けなければ

昭和四十六年十二月二十九日 参議院會議録第一号 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案外四件

ならない。

2 この法律の施行の際沖繩法人（沖繩法令により設立された法人をいう。以下この条において同じ。）の株式若しくは持分（外資に関する法律第三條第一項第四号に規定する持分をいう。次項において同じ。）は、沖繩法人の発行した社債又は沖繩居住者に対する貸付金債権（この法律の施行の日から当該社債又は貸付金債権の元本の償還の日までの期間が一年以上であるもののその他当該社債又は貸付金債権の取得が外国為替及び外国貿易管理法に基づく命令の規定の適用により短期の国際商業取引の決済のためのものであるとされるものを除く。）を所有している外国投資家は、当該株式若しくは持分、社債又は貸付金債権をこの法律の施行の日以後六月をこえる間引き続いて所有しようとするときは、主務省令で定めるところにより、同日から起算して六月以内に申請して、当該所有について主務大臣の認可を受けなければならない。

3 主務大臣は、前二項の規定による認可をするに際し、必要な条件を附することができ、この場合において、前項の規定による認可（株式又は持分の所有に係るものに限る。）の申請をした外国投資家が当該申請の時に当該株式又は持分の所有により沖繩法人を事実的に支配しているものとして主務省令で定める者に該当するときは、当該条件には、当該沖繩法人の事業所の設置又は移転に関する条件を含むものとする。

4 外資に関する法律第十四條第二項の規定は、第一項又は第二項の規定による認可を受けた外国投資家について準用する。

第九十三條 前條第一項又は第二項の規定による認可を受けなければならない者で、当該認可の申請の期間内にその申請をしなかつたものは、三万円以下の罰金に処する。

2 外資に関する法律第二十九條の規定は、前項の違反行為について準用する。

第五節 文部省関係

（沖繩の学校その他の教育機関に関する経過措置）

第九十四條 この法律の施行の際沖繩の学校教育法（千九百五十八年立法第三号）の規定により設置されている学校又は各種学校は、政令で定めるところにより、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による学校又は各種学校となるものとする。

2 この法律の施行の際琉球政府又は教育区の設置する学校その他の教育機関（沖繩法令の規定による琉球大学及び琉球大学短期大学部を除く。）は、それぞれ沖繩県又は当該教育区と区域を一にする市町村の設置する学校その他の教育機関となるものとする。

（沖繩の学校の卒業者の卒業資格等）
第九十五條 沖繩の学校教育法による小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、聾学校若しくは養護学校を卒業し、又はこれらの学校の課程若しくは修業年限の一部を修了した者は、学校教育法による相当の学校を卒業し、又はこれらの学校の相当の課程若しくは修業年限の一部を修了した者とみなす。

2 昭和二十一年一月二十九日から沖繩の学校教育法の施行の日の前日までの間に沖繩に存在した学校で学校教育法第一條に規定する学校における教育に相当する教育を行なつたものを卒業し、又はその課程の一部を修了した者の資格に關し必要な事項は、文部省令で定める。

（私学共済組合法に関する特例等）
第九十六條 沖繩私学共済組合の組合員であつた者は私学共済組合の組合員であつた者と、その者の沖繩私学共済組合の組合員であつた期間は私学共済組合の組合員であつた期間とみなす。

2 前項の規定により私学共済組合の組合員であつた者とみなされた者につき、沖繩私学共済組合法附則第十八項の規定により沖繩私学共済組合の組合員であつた期間に算入された期間（沖繩私学共済組合の成立の際まで引き続いている期間に限る。）は、私学共済組合法の適用については、その者の私学共済組合の組合員であつた期間とみなす。

3 沖繩私学共済組合法の規定により取得した長期給付を受ける権利は、私学共済組合法の相当規定により取得した長期給付を受ける権利とみなす。

4 第二項の規定により私学共済組合の組合員であつた期間とみなされた期間を有する者につきこの法律の施行の日以後に生じた給付事由に係る給付の額については、私学共済組合法の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該期間中私学共済組合の組合員として掛金を負担した者に係る給付の額との均衡等を考慮して、その一部を減額することができ、

5 前項に定めるもののほか、沖繩私学共済組合の組合員であつた者その他政令で定める者に係る私学共済組合法による長期給付の受給資格及び給付額その他同法に規定する事項については、同法の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができ、

6 沖繩私学共済組合法による次に掲げる事項については、なお従前の例による。
一 この法律の施行の日前に生じた組合員の資格の取得及び喪失に関する事項
二 この法律の施行の日の前日の期間に係る標準給付に關する事項
三 この法律の施行の日の属する月前の月分の年金たる給付又は同日においてまだ支給していない一時金たる給付に關する事項
四 この法律の施行の日の属する月前の月に係る掛金に關する事項

（著作權法に關する経過措置）
第九十七條 最初に沖繩において発行された著作物（最初に本邦の地域外において発行された物が、その発行の日から起算して三十日以内に沖繩において発行されたものを含む。次項において同じ。）でこの法律の施行の際沖繩の著作權法

（明治三十二年法律第三十九号）による著作權の全部が消滅しているもの（この法律の施行の際著作權法（昭和四十五年法律第四十八号）による保護を受けているものを除く。）については、著作權法中著作權に關する規定は、適用しない。

2 最初に沖繩において発行された著作物でこの法律の施行の際沖繩の著作權法による著作權の一部が消滅しているもの（この法律の施行の際著作權法による保護を受けているものを除く。）については、著作權法中その消滅した權利に相當する著作權に關する規定は、適用しない。

3 著作權法の施行前に最初に沖繩において発行された沖繩の著作權法の著作物である実演又はレコードでこの法律の施行の際沖繩の著作權法による著作權が存するもの（この法律の施行の際著作權法による保護を受けているものを除く。）については、著作權法第七條及び第八條並びに同法附則第二條第三項及び第五項の規定にかかわらず、同法中著作權隣接權に關する規定（同法第九十五條及び第九十七條の規定を含む、同法第九十一條の規定を除く。）を適用する。

4 前項に規定する実演又はレコードに係る著作權隣接權の存続期間は、沖繩の著作權法によるこれらの著作權の存続期間のうちこの法律の施行の日において残存する期間（その期間の満了する日が著作權法の施行の日から起算して二十年を経過する日以後の日であるときは、その二十年を経過する日までの間）とする。

第九十八條 この法律の施行前に沖繩の著作權法第十八條第一項若しくは第二項の規定に違反する行為又は同法による著作權若しくは出版權を侵害する行為によつて沖繩で作成され、又は沖繩に輸入された著作物、実演又はレコードの複製物で、この法律の施行の時に國內で作成されたものならば著作權法による著作權人格權又は著作權、出版權若しくは著作權隣接權を侵害する行為によつて作成されたものとなるべきものをこの法律の施行後に情を知つて頒布する

る行為は、著作権法第百十三条第一項第二号に掲げる行為とみなして、同号の規定を適用する。

2 この法律の施行前に沖縄の著作権法による著作権又は出版権を侵害することなく沖縄で作成され、又は沖縄に輸入された著作物、実演、レコード又は放送に係る音若しくは影像の複製物（この法律の施行の際著作権法による保護を受けている著作物、実演、レコード又は放送に係るものに限る。）を沖縄県の区域以外の本邦の地域において頒布する目的をもつてこの法律の施行後に当該地域に移入する行為は、当該複製物がその移入の時に国内で作成されたとしたならば著作権法による著作権、出版権又は著作権を侵害する行為によつて作成されたものとなるべき場合には、同法第百十三条第一項第一号に掲げる行為とみなして、同号の規定を適用し、その同号に掲げる行為とみなされる行為に係る複製物を当該地域において情を知つて頒布する行為は、同項第二号に掲げる行為とみなして、同号の規定を適用する。

3 この法律の施行前に本土で作成され、又は本土に輸入された著作物、実演又はレコードの複製物（この法律の施行の際沖縄の著作権法による保護を受けており、かつ、この法律の施行の日から新たに著作権法による保護を受けることとなる著作物、実演又はレコードに係るものに限る。）を沖縄県の区域において頒布する目的をもつてこの法律の施行後に当該区域に移入する行為は、当該複製物がその移入の時に国内で作成されたとしたならば著作権法による著作権、出版権又は著作権を侵害する行為によつて作成されたものとなるべき場合には、同法第百十三条第一項第一号に掲げる行為とみなして、同号の規定を適用し、その同号に掲げる行為とみなされる行為に係る複製物を当該区域において情を知つて頒布する行為は、同項第二号に掲げる行為とみなして、同号の規定を適用する。

する。

第九十九条 この法律の施行の際沖縄の著作権法による著作権が存する著作物でこの法律の施行の日から新たに著作権法による保護を受けることとなるものについては、同法第十五条及び第十六条の規定は、適用しない。

2 著作権法第二十九条に規定する映画の著作物で前項に規定する著作物に該当するものの著作権の帰属については、なお沖縄の著作権法の規定の例による。

3 著作権法の規定は、写真の著作物で第一項に規定する著作物に該当するものの著作権の帰属について沖縄の著作権法第二十四条又は第二十五条の規定により生じた効力を妨げない。

4 二人以上の者が共同して創作し、かつ、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができ、その著作物で、第一項に規定する著作物に該当するものについては、沖縄の著作権法第三十三条第一項及び第三項の規定は、法律としての効力を有する。

5 前項に規定する著作物は、著作権法第五十一条第二項又は第五十二条第一項の規定の適用については、共同著作物とみなす。

6 第四項の規定は、この法律の施行の際沖縄の著作権法による著作権が存する実演又はレコードでこの法律の施行の日から新たに著作権法による保護を受けることとなるものについて準用する。

第六節 厚生省関係

(介輔)

第百条 介輔（この法律の施行の際沖縄法令による介輔である者をいう。以下この条において同じ。）は、医師法（昭和二十三年法律第二百一十一号）第十七条の規定にかかわらず、医師の不足している地域として厚生大臣が定める基準に従い沖縄県知事が指定する沖縄県の区域内の地域において、従前沖縄法令により認められた業務を行なうことができる。ただし、第三項において準

用する同法第七條第一項又は第二項の規定により、その業務を禁止されたときは、この限りでない。

2 この法律の施行の際沖縄法令により認められた地域（前項の規定により沖縄県知事が指定した地域を除く。）においてその業務を行なつている介輔については、その者が引き続き当該地域においてその業務を行なう場合に限り、当該地域を同項の規定により沖縄県知事が指定した地

域とみなして、同項の規定を適用する。

3 介輔については、医師法第七條第三項後段及び第四項を除く。、第十九條から第二十四條の二まで、第三十二條及び第三十三條の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第七條第一項	厚生大臣	沖縄県知事
第七條第二項	免許を取り消す	業務を禁止する
第七條第三項	再免許を許す	業務を禁止し
第七條第五項	厚生大臣又は都道府県知事	その禁止処分を取り消す
第七條第七項	官吏若しくは吏員又は医道審議会の委員	沖縄県知事
第三十二條第一号	第七條第二項	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百條第三項において準用する第七條第二項
第三十三條	、第二十条から第二十二條まで又は第二十四條	又は沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百條第三項において準用する第七條第二項から第二十二條まで若しくは第二十四條

4 刑法第百三十四條第一項、第百六十條及び第百七十四條の規定の適用については、介輔は、医師とみなす。

5 介輔が行なう業務に關して医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六十九條の規定を適用する場合においては、同法第一項第一号中「医師又は歯科医師」とあるのは、「介輔」とし、同項

6 介輔が病院及び診療所以外の場所において公衆又は特定多数人のためその業務を行なう場合においては、当該場所を診療所とみなして、医療法の診療所に関する規定（第三條第一項の規定を除く。）を適用する。この場合において、同法第七條第一項及び第二項中「医師及び歯科医

昭和四十六年十二月二十九日 参議院會議録第一号 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案外四件

師」とあり、同法第八条、第十二条第二項、第十五条第一項及び第七十三条第一項中「医師、歯科医師」とあり、同法第十条中「医師」とあり、同法第六十九条第一項第四号、第二項及び第三項中「医師又は歯科医師」とあるのは、それぞれ「介輔」とする。

7 医療法第五条及び第七十二条から第七十四条

まで並びに前項後段の規定は、介輔が公衆又は特定多数人のため往診のみによつてその業務を行なう場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第七十二条第一号	第六十九条第一項から第三項まで、若しくは第六項	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百条第七項において第五項第一項の規定を準用することにより適用される第六十九条第一項から第三項まで若しくは第六項
第七十三条第一項	第五条第二項	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百条第七項において準用する第五項第二項
第七十四条第一号	第八条から第十二条まで	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百条第七項において第五項第一項の規定を準用することにより適用される第八条若しくは第九条

8 沖縄法令の規定により行なつた第六項に規定する場所に係る届出は、同項の規定により診療所とみなされた場所について医療法の相当規定により行なつた届出とみなす。

9 第六項に規定する場所については、医療法第三条第一項の規定にかかわらず、介輔診療所又はこれに類する名称を附けることができる。

10 政令で定める法律の規定（当該規定が罰則である場合及び当該規定に違反する行為につき罰則が設けられている場合を含む。）の適用については、介輔は、医師とみなし、第六項に規定する場所は、診療所とみなす。

（歯科介輔）

第百一条 歯科介輔（この法律の施行の際沖縄法令による歯科介輔である者をいう。以下この条

第七條第一項	厚生大臣	沖縄県知事
第七條第二項	免許を取り消す	業務を禁止する
第七條第三項	免許を取り消し	沖縄県知事
第七條第四項	再免許を与える	業務を禁止し
第七條第五項	厚生大臣又は都道府県知事	禁止処分
第七條第六項	官吏若しくは吏員又は医道審議会の委員	その禁止処分を取り消す
第七條第七項	厚生大臣	沖縄県知事
第三十條第一号	第七條第二項	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百一条第二項において準用する第七條第二項
第三十一條	、第二十條、第二十一條又は第二十三條	又は沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百一条第二項において準用する第二十條、第二十一條若しくは第二十三條

3 前条第二項及び第四項から第十項までの規定は、歯科介輔及び歯科介輔が業務を行なう場所について準用する。この場合において、同条第六項中「医師」とあるのは、「歯科医師」と読み替へるものとする。

（准看護婦に関する特例）

第百二條 公衆衛生看護婦助産婦看護婦法（千九百六十八年立法第百四十九号。以下この条において「立法第百四十九号」という。）附則第十三条第一項の規定により設置された臨時准看護婦養成所又は厚生大臣が指定するこれに準ずる准看護婦の養成所を卒業した者は、保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第二十二條の規定にかかわらず、沖縄県知事が行なう准看護婦試験を受けることができる。

2 前項の規定により准看護婦試験を受け、これに合格した者に係る准看護婦の免許は、沖縄県知事が与える。

3 前項の規定により免許を受けた准看護婦は、沖縄県の区域以外の本邦の地域においては、保健婦助産婦看護婦法第六條に規定する業をしてはならない。ただし、厚生大臣が指定した講習会の課程を修了した者については、この限りでない。

4 第二項の規定により免許を受けた准看護婦に対する保健婦助産婦看護婦法第二十一條の規定の適用については、同条第三号中「准看護婦」とあるのは、「准看護婦（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百二條第三項ただし書に規定する講習会の課程を修了した者に限る。）」とする。

5 この法律の施行の際立法第百四十九号附則第十三條第二項の規定により准看護婦試験を受け、これに合格している者は、第一項の規定により准看護婦試験を受け、これに合格した者とみなし、この法律の施行の際同条第二項の規定

により准看護婦試験を受け、これに合格したことににより同立法による准看護婦となつてゐる者は、第二項の規定により免許を受けた准看護婦とみなす。

6 第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

7 立法第四百四十九号附則第十一条第一項の規定により届出をした者は、昭和四十九年二月二十四日までは、保健婦助産婦看護婦法第三十二条の規定にかかわらず、沖縄県の区域において、同法第六条に規定する業をすることが出来る。

ただし、次項において準用する同法第十四条第二項又は第四項の規定により、その業務を禁止されたときは、この限りでない。

8 前項に規定する者については、保健婦助産婦看護婦法第十四条第二項、第四項及び第五項（後段を除く）、第十五条第二項から第五項まで、第三十七条並びに第四十四条の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第十四条第二項	都道府県知事	沖縄県知事
免許を取り消す	業務を禁止する	
第十四条第四項	都道府県知事	沖縄県知事
免許を取り消し	業務を禁止し	
第十四条第五項	取消処分	禁止処分
再免許を与える	その禁止処分を取り消す	
第十五条第二項第三項及び第五項	都道府県知事	沖縄県知事
		沖縄県の復帰に伴う特別措置に関する法律第二百八条第八項において準用する第三十七条
第四十四条第二号	第三十五条から第三十八条まで	

(社会福祉事業法等に関する特例)

第百三条 昭和四十九年三月三十一日までの間に、おいては、沖縄県の区域内の市及びその長は、社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、老人福祉法（昭和三十一年法律第三十三号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）及び精神薄弱者福祉法（昭和三十一年法律第三十七号）の規定の適用については、それぞれ町村及び町村長とみなす。

2 社会福祉事業法第十三条第七項及び第八項の規定は、前項の規定により町村とみなされた市がこの法律の施行の日において福祉に関する事務所を設置する場合の当該設置については、適用しない。

(厚生年金保険法等に関する特例等)
第百四条 沖縄の厚生年金保険法（千九百六十八年立法第三百三十六号）による被保険者であつた期間（昭和四十五年一月一日以後の期間に限るものとし、同立法による脱退手当金の計算の基礎となつた期間を除く）は、当該被保険者の種別

別に応じ、それぞれ当該種別に相当する厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による被保険者であつた期間とみなす。ただし、同立法による第三種被保険者であつた期間（この法律の施行の際同立法による年金たる保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付の額の計算の基礎となる期間を除く）は、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による老齢、廃疾、脱退又は死亡に関する保険給付（葬祭料を除く。）については、同法第七十七条の規定による被保険者であつた期間とみなす。

2 沖縄の国民年金法（千九百六十八年立法第三百三十七号）による被保険者であつた期間（昭和四十五年四月一日以後の期間に限る）、保険料納付済期間又は保険料免除期間は、それぞれ国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による被保険者であつた期間、保険料納付済期間又は保険料免除期間とみなす。

3 沖縄の厚生年金保険法又は沖縄の国民年金法の規定により取得した年金たる保険給付又は年金たる給付を受ける権利は、政令で定めるところにより、厚生年金保険法又は国民年金法の相当規定により取得した年金たる保険給付又は年金たる給付を受ける権利とみなす。

4 沖縄の厚生年金保険法又は沖縄の国民年金法による被保険者であつた者その他政令で定める者に係る厚生年金保険法、船員保険法又は国民年金法による老齢年金等の受給資格及び通算老齢年金の額その他これらの法律に規定する事項については、これらの法律、厚生年金保険法及び船員保険法（昭和二十九年法律第百十七号）及び通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることが出来る。

5 沖縄の厚生年金保険法又は沖縄の国民年金法による次に掲げる事項については、なお従前の例による。

資格の取得及び喪失並びに被保険者の種別の変更に関する事項

二 この法律の施行の日の前日の期間に係る標準報酬に関する事項

三 この法律の施行の日の属する月前の月分の年金たる保険給付若しくは年金たる給付又は同日においてまだ支給していない一時金たる保険給付若しくは一時金たる給付に関する事項

四 この法律の施行の日の属する月前の月に係る保険料に関する事項

第七節 農林省関係
(農業委員会の委員の選挙権等に関する経過措置)
第百五条 次の各号に掲げる者は、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十一条第一項の規定の適用については、それぞれ、同項第二号、第三号又は第四号に掲げる者とみなす。

一 沖縄法令の規定（第二十五条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる沖縄法令の規定を含む。以下この条において同じ。）の罪を犯し禁錮以上の刑に処せられその執行を終るまでの者

二 沖縄法令の規定の罪を犯し禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

三 選挙に関する沖縄法令の規定の罪を犯し禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者

(農林共済組合法に関する特例等)

第百六条 沖縄農林共済組合の組合員であつた期間又は任意継続組合員であつた期間は、農林共済組合の組合員であつた期間又は任意継続組合員であつた期間とみなす。

2 沖縄農林共済組合の成立の時にその組合員となつた者につき沖縄農林共済組合法附則第五条

昭和四十六年十二月二十九日 参議院會議録第一号 沖縄の復興に伴う特別措置に関する法律案外四件

の規定によりその組合員であつた期間とみなされた期間(昭和二十一年一月二十九日以後の期間に限る。)のうちその成立の際まで引き続いてある期間は、農林共済組合法(第二十一条を除く。)の適用については、農林共済組合の組合員であつた期間とみなす。

3 沖縄農林共済組合法の規定により取得した年金たる給付を受ける権利は、農林共済組合法の相当規定により取得した年金たる給付を受ける権利とみなす。

4 第二項の規定により農林共済組合の組合員であつた期間とみなされた期間を有する者につきこの法律の施行の日以後に生じた給付事由に係る給付の額については、農林共済組合法の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該期間中農林共済組合の組合員として掛金を負担した者に係る給付の額との均衡等を考慮して、その一部を減額することができる。

5 前項に定めるもののほか、沖縄農林共済組合の組合員であつた者その他政令で定める者に係る農林共済組合法による退職年金等の受給資格及び通算退職年金の額その他同法に規定する事項については、同法の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができ。

6 沖縄農林共済組合法による次に掲げる事項については、なお従前の例による。

一 この法律の施行の日前に生じた組合員又は任意継続組合員の資格の取得及び喪失に関する事項

二 この法律の施行の日前の期間に係る標準給与に関する事項

三 この法律の施行の日の属する月前の月分の年金たる給付又は同日においてまだ支給していない一時金たる給付に関する事項

四 この法律の施行の日の属する月前の月に係る掛金に関する事項

(農業者年金基金法に関する特例)

第七十七条 沖縄県の区域内に住所を有する者に係

る農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)第二十三条第一項第一号の規定の適用については、当分の間、当該区域における農業経営の現況を考慮して政令で定める要件に該当する者は、同号に掲げる者に該当する者とみなす。

2 前項に定めるもののほか、沖縄県の区域内に住所を有する者に係る農業者年金基金法による経営移譲の要件、この法律の施行前に沖縄の区域内に住所を有していた者に係る農業者年金基金法による経営移譲年金等の受給資格期間及びその額その他これらの者に係る同法に規定する事項については、同法の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができ。

(小作地所有制限に関する特例)

第八十条 沖縄県の区域内にある小作地については、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第六條第一項の規定は、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

2 沖縄県の区域内にある小作地についての農地法第六條第一項の規定の適用については、同項中「市町村の区域」とあるのは、「市町村の区域(その隣接市町村の区域内の地域で市町村長が政令で定めるところにより沖縄県知事の承認を得て当該市町村の区域に準ずるものとして指定したものを含む。)」とする。

3 沖縄県の区域内に住所を有する者がその住所の属する市町村の区域以外の沖縄県の区域内に所有している小作地は、当該小作地及びその所有者の住所が、その区域内の土地をアメリカ合衆国が使用することとなつたことに関連してこの法律の施行の日の前日までに行なわれた市町村の分立によりその区域を縮小した市町村として農林大臣の指定するもののその縮小の直前の区域内にある場合には、農地法第六條第一項の規定の適用については、その所有者の住所の属する市町村の区域内にある小作地とみなす。

4 沖縄県の区域内にある小作地のうち、昭和十九年七月一日以後この法律の施行の日の前日までの間に他の市町村に住所を移転した個人(この法律の施行の日以後の住所がその移転前の住所の属する市町村の区域内にない個人及びこれに準ずる個人で政令で定めるものに限るものとし、昭和二十七年四月二十八日以後に他の市町村に住所を移転した個人にあつては、その使用に係る土地をアメリカ合衆国が使用することとなつたことに伴いその住所の移転をした個人に限る。)若しくはその一般承継人(この法律の施行の日以後の住所がその移転前の住所の属する市町村の区域内にない者及びこれに準ずる者で政令で定めるものに限る。)若しくはこれらの世帯員(農地法第二條第六項に規定する世帯員をいう。)である者がこの法律の施行前から引き続きその移転前の住所の属する市町村の区域内に所有している小作地(農地法第七條第一項第二号から第十六号までに掲げる小作地を除く。)であつて、その面積の合計が一ヘクタール(農地法第六條第一項第二号の規定による公示がされているときは、その公示に係る面積)をこえないもの(農林省令で定めるところにより当該小作地である旨の農業委員会の承認を受けたものに限る。)又はその小作地の所有権をこの法律の施行の際の所有者から承継した一般承継人(その承継の時以後の住所がその小作地のある市町村の区域内にない者及びこれに準ずる者で政令で定めるものに限る。)がその承継後引き続き所有している小作地(農林省令で定めるところにより当該小作地である旨の農業委員会の承認を受けたものに限る。)は、農地法第六條第一項第一号の規定にかかわらず、所有することができる。

5 農地法第九十條第一項の規定は前項の場合に、同条第二項の規定は前三項の場合に準用する。

6 この法律の施行後、沖縄県の区域内の市町村につき、農業委員会等に関する法律の規定によ

り最初に行なわれる農業委員会の委員の選挙により農業委員会が成立する日までは、第四項の規定の適用については、同項中「農業委員会」とあるのは、「市町村長」とする。

(種苗の登録名称使用に関する特例)

第九十條 沖縄において、昭和四十六年六月十六日以前からこの法律の施行の日まで継続して、他人がこの法律の施行の際農産種苗法(昭和二十二年法律第五十五号)第七條の規定による登録を受け又は当該登録の出願をしている種苗の名称を使用して、業として当該種苗の販売をして、この法律の施行後(この法律の施行の際他人が当該登録の出願をしている場合にあつては、その出願に係る当該登録の後)も、農産種苗法第十條第一項の規定にかかわらず、沖縄県の区域内に限り、当該登録に係る種苗の名称を使用して、業として当該種苗の販売をすることができ。その者の一般承継人についても、同様とする。

(食糧管理法に関する特例等)

第九十條 沖縄県の区域においては、食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)第三條、第四條ノ二及び第八條ノ二から第八條ノ六までの規定並びに同法第九條第一項の規定に基づく命令の規定で政令又は農林省令で指定するものは、当分の間、適用しない。

第九十條 政府は、当分の間、予算の範囲内において、沖縄県の区域の全部又は一部をその地区とする農業協同組合で、政令で定めるところにより、沖縄産米穀でこの法律の施行の日の属する年以後の年産のものをその生産者から一定価格を下らない価格で買入れ、かつ、その買入れに係る沖縄産米穀を売り渡す業務を行なうものに対し、政令で定めるところにより、その業務の実施によつて生ずる損失の補てんに充てるための交付金を交付することができる。

2 前項の一定価格は、この法律の施行の日の属する年以後の政令で定める一定年間に生産され

る米穀については、政令で定めるところにより、稲作振興法（千九百六十五年立法第五十七号）第十五条第二項の規定に基づき定められた沖繩産米穀の買入基準価格でこの法律の施行の際適用されているものに相当する額を基準とし、この法律の施行後における米穀の本土買入価格（食糧管理法第三条第二項の規定により定めらるる米穀の買入の価格をいう。以下この項において同じ。）の変化の状況を参酌して、当該一定年間の経過後政令で定める一定年間に生産される米穀については、その期間の満了の時に、その額が、その品質が沖繩産米穀に類似する米穀に係る米穀の本土買入価格に相当するものとなるように、その額をこれに漸次近づけることを旨として、その期間の経過後に生産される米穀については、その品質が沖繩産米穀に類似する米穀に係る米穀の本土買入価格を基準として、それぞれ農林大臣が定める。

第百十二条 この法律の施行後政令で定める一定年間に、沖繩県の区域において消費される米穀を食糧管理法第四条第一項の規定により売り渡す場合（飼料用米穀として売り渡す場合を除く。）におけるその売渡しの価格は、同条第二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、飯用米穀として売り渡す場合にあつては、米穀の管理及び価格安定に関する立法（千九百六十五年立法第五十八号）第九条第一項第二号の消費者価格の最高限でこの法律の施行の際適用されているものの額に相当する額からその売渡しに係る米穀を沖繩県の区域において販売するに要する標準的な費用の額を控除して得た額を、加工又は製造の原材料用米穀として売り渡す場合にあつては、沖繩において米穀の加工又は製造を業とする者がこの法律の施行前に買入れた米穀の買入価格（その者が輸入した米穀については、その買入価格にその輸入に要した運賃その他の諸掛の額を加えて得た額）に相当する額をそれぞれ基準とし、この法律の施行

後における米穀の本土売渡価格（食糧管理法第四条第二項の規定により定めらるる米穀の売渡しの価格をいう。次項において同じ。）の変化の状況を参酌して、農林大臣が定める。

2 前項の一定年間の経過後政令で定める一定年間に、沖繩県の区域において消費される米穀を食糧管理法第四条第一項の規定により売り渡す場合（飼料用米穀として売り渡す場合を除く。）におけるその売渡しの価格は、同条第二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その期間の満了の時にその額が米穀の本土売渡価格に一致することとなるように、その額をこれに漸次近づけることを旨として、農林大臣が定める。

第百十三条 この法律の施行後政令で定める一定年間に、沖繩県の区域において消費される麦を食糧管理法第四条第三項の規定により売り渡す場合におけるその売渡しに係る同条第二項の標準売渡価格は、同条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、沖繩において麦の加工又は製造を業とする者がこの法律の施行前に買入れた麦の買入価格（その者が輸入した麦については、その買入価格にその輸入に要した運賃その他の諸掛の額を加えて得た額）に相当する額を基準とし、この法律の施行後における麦の本土標準売渡価格（同項の規定により定めらるる麦の標準売渡価格をいう。次項において同じ。）の変化の状況を参酌して、農林大臣が定める。

2 前項の一定年間の経過後政令で定める一定年間に、沖繩県の区域において消費される麦を食糧管理法第四条第三項の規定により売り渡す場合におけるその売渡しに係る同条第二項の標準売渡価格は、同条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その期間の満了の時にその額が麦の本土標準売渡価格に一致することとなるように、その額をこれに漸次近づけることを旨として、農林大臣が定める。

第百十四条 沖繩県の区域内にある米穀の売買取引については、米穀の販売の業務を営む者は、この法律の施行後政令で定める期間内は、当該区域において消費される米穀を食糧管理法第四条第一項の規定により売り渡す場合におけるその売渡しの価格及びその売渡しに係る米穀を当該区域において販売するに要する標準的な費用の額を参酌して農林大臣が定める価格をこえる価格により、契約をし、又は対価を支払い、若しくは受領してはならない。ただし、当該区域をその地区の全部又は一部とする農業協同組合が沖繩産米穀をその生産者から買入れる場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

第百十五条 農林大臣は、第百十一条から前条までの規定の施行に必要な限度において、米穀の生産者又は米穀若しくは麦の販売、加工、製造、運送若しくは保管を業とする者に対して必要な事項の報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業場、倉庫その他必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第百十六条 第百十四条の規定に違反して契約をし、又は対価を支払い、若しくは受領した者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二項の違反行為をしたときは、行

為者を罰するほか、その法人又は人に対して、当該各項の罰金を科する。

（森林国営保険法の適用延期）

第百十七条 沖繩県の区域内にある森林については、森林国営保険法（昭和十二年法律第二十五号）は、この法律の施行の日から起算して三年間は、適用しない。

（海区漁業調整委員会の委員の選挙権等に関する経過措置）

第百十八条 第百五条各号に掲げる者は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十七条第一項の規定の適用については、同項第二号に掲げる者とみなす。

第八節 通商産業省関係

（特許法に関する特例）

第百十九条 この法律の施行前にした特許出願に係る特許権の効力は、この法律の施行の際沖繩にある物には、及ばない。ただし、特許出願後に沖繩において生産され、又は輸入された物については、その物が引き続き沖繩県の区域内にある場合に限る。

2 この法律の施行前に沖繩において特許出願に係る発明の実施である事業又はその事業の準備がされていた場合には、特許法（昭和三十四年法律第二十一号）第七十九条中「現に日本国内においてその発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしていない」とあるのは、「沖繩においてその発明の実施である事業をしていない者はその事業の準備をしていない者は、その実施又は準備をしていない」と読み替えて、同条の規定を適用する。この場合において、この法律の施行の際存する特許権についての通常実施権は、この法律の施行の日に発生したものとみなす。

3 前項の規定により通常実施権を有する者以外のものであつて、沖繩において昭和四十六年六月十六日（第百二十一条及び第百二十二条において「基準日」という。）以前からこの法律の施行の

- 4 指定検査人は、指定検査人検査合格証を交付するときは、同時に指定検査人検査合格標章を交付しなければならない。
- 5 指定検査人検査合格証及び指定検査人検査合格標章には、運輸省令で定めるところにより、有効期間を附さなければならない。
- 6 指定検査人は、指定検査人検査合格証の交付を受けようとする者から手数料を受取る場合においては、車両法第二百二条第一項の規定に基づく継続検査に係る手数料の額の範囲内においてしなければならない。
- 7 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号。以下この節において「自賠法」という。）第九條第三項及び第四項の規定は、指定検査人検査合格証及び指定検査人検査合格標章の交付について準用する。この場合において、同条第四項中「道路運送車両法第九十四条の五第四項の規定により保安基準適合証の提出があつた場合」とあるのは、「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二百三十三条第一項の規定により指定検査人検査合格証の提出があつた場合」と読み替へるものとする。
- 8 指定検査人検査合格証の交付を受けた自動車は、運輸省令で定めるところにより当該自動車に係る有効な指定検査人検査合格標章を表示しているときは、車両法第五十八條第一項及び第六十六條第一項の規定は、当該自動車について適用しない。
- 第二百二十四条 指定検査人は、運輸省令で定める基準に適合する自動車の検査設備を備えなければならない。
- 2 指定検査人の禁止行為及び職務に専念する義務については、沖縄車両法第七十二條及び第七十三條の規定の例による。
- 3 運輸大臣は、指定検査人が前条第三項から第六項までの規定、同条第七項において準用する自賠法第九條第四項の規定、第一項の規定、前項においてその例によることとされる規定又は次条第三項の運輸省令の規定に違反した場合、当該指定検査人に対し、指定検査人検査合格証及び指定検査人検査合格標章の交付の停止を命ずることができる。この法律の施行前に沖縄車両法第七十四條に規定する場合に該当した指定検査人であつて同条の規定による処分がなされていないものに対しても、同様とする。
- 4 車両法第二百三十三條の規定は、前項の規定による処分をする場合について準用する。
- 第二百二十五条 車両法第二百二條の規定は、指定検査人の業務に関する報告及び指定検査人の事務所その他の事業場への立入りについて準用する。
- 2 車両法第二百二條の規定は、第二百二十三條第一項の規定により指定検査人検査合格証を提出して同法第六十二條の規定による継続検査の申請をする者については、適用しない。
- 3 指定検査人の遵守すべき事項並びに指定検査人検査合格証及び指定検査人検査合格標章の様式その他指定検査人検査合格証及び指定検査人検査合格標章に關し必要な事項は、運輸省令で定める。
- 4 前条第三項の規定並びに同条第四項において準用する車両法第二百三十三條及び第一項において準用する同法第二百二條の規定に基づく運輸大臣の権限は、政令で定めるところにより、沖縄総合事務局長に委任することができる。
- 5 指定検査人及び指定検査人の業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
- 第二百二十六条 行使の目的をもつて指定検査人検査合格標章を偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造に係る指定検査人検査合格標章を使用した者は、三年以下の懲役若しくは十萬圓以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 2 行使の目的をもつて指定検査人検査合格標章に紛らわしい外観を有する物を製造し、又はこれを使用した者は、一年以下の懲役又は五萬圓以下の罰金に処する。
- 3 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは三萬圓以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 一 第二百二十三條第三項の規定に違反した者
- 二 指定検査人検査合格証を交付してはならない場合に指定検査人検査合格標章を交付した者
- 三 第二百二十四條第三項の規定による指定検査人検査合格証及び指定検査人検査合格標章の交付の停止の処分を違反した者
- 4 指定検査人検査合格標章を当該自動車以外の自動車に使用した者は、三萬圓以下の罰金に処する。
- 5 次の各号の一に該当する者は、一萬圓以下の罰金に処する。
- 一 第二百二十三條第六項の規定に違反した者
- 二 前条第一項において準用する車両法第二百二條第一項の規定に基づく報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 前条第一項において準用する車両法第二百二條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者
- 6 指定検査人の業務に従事する者が、指定検査人の業務に關し、第三項又は前項の規定に違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その指定検査人に対して当該各項の罰金刑を科する。（沖縄の自動車損害賠償責任保険契約等に関する経過措置）
- 第二百二十七条 沖縄の自動車損害賠償保障法（千九百六十二年立法第九十一号。以下この節において「沖縄自賠法」という。）で定める自動車損害賠償責任保険の契約（自賠法第二條第一項に規定する自動車（第六項を除き、以下この節において単に「自動車」という。）に係るものに限る。）であつてこの法律の施行の際締結されているもの（以下この節において「沖縄責任保険契約」という。）のうち対人損害（自動車の運行により他人の生命又は身体が害された場合において生じた損害について被保険者が賠償責任を負うことにより受けることあるべき損害をいう。以下この節において同じ。）のてん補に關する部分及びこれに係る自動車の運行による事故に關する損害賠償については、自賠法の規定（第十六條の二、第十九條の二、第三章第五節及び第八十二條の二の規定を除く。）の適用があるものとする。ただし、この法律の施行前に発生した自動車の運行による事故に關する損害賠償については、なお従前の例による。
- 2 沖縄責任保険契約の対人損害のてん補に係る保険金額は、基準日（この法律の施行の日から起算して十四日を経過した日（その日の前日までに保険契約者が保険者に対し自賠法第十三條第一項に規定する保険金額による旨を申し出たときは、保険者がその申出を受けた日の翌日）をいう。以下この項において同じ。）以後に発生する自動車の運行による事故に關しては、同条第一項に規定する保険金額とし、基準日前に発生する自動車の運行による事故及び基準日前に当該契約の保険契約者が保険者に対し約定した保険金額による旨を申し出た場合における基準日以後に発生する自動車の運行による事故に關しては、当該約定した保険金額とする。
- 3 沖縄責任保険契約に係る被保険者が自賠法第三條の規定によつて損害賠償の責めに任ずる場合において、当該契約の対人損害のてん補に係る保険金額が約定した保険金額によるものであるときは、政府は、被保険者が保険金の支払を受け、又は被害者が同法第十六條第一項の規定により損害賠償の支払を受けた後、被害者の請求により、同法第七十二條第一項後段に規定する金額から被保険者又は被害者の当該支払を受けた金額を控除した金額の限度において、その受けた損害のうち当該支払を受けた金額をこえる損害をてん補する。
- 4 自賠法第七十三條、第七十六條第一項及び第

第二百二十八条 この法律の施行の際沖縄県の区域において運行の用に供されている自動車で沖縄

（琉球政府の海難審判庁がした裁決及びこれに対する訴え等に関する経過措置）

第二百二十九条 沖繩の海難審判法（千九百六十二年立法第六十二号）の規定により琉球政府の海

含む地方海難審判庁の長を被告とする。

第四項に規定する訴えに係る裁判において裁決が取り消された場合には、沖縄県を管轄区域に含む地方海難審判庁は、当該事件について海

が同月二十一日から昭和四十六年六月十七日まで
の間に行なわれたものであるときは次の表に
掲げる額とする。

料 金 種 別	料 金 額
一 単独電話に係るもの	一 加入電話ごとに 三万円
二 共同電話に係るもの	
イ その電話機（公衆電気通信法第三十六条に規定する附属的なものを除く。ロにおいて同じ。）の数が二個である場合	一 加入電話ごとに 二万円

ロ その電話機の数が三個以上である場合
三 構内交換電話に係るもの（構内交換設備及び内線電話機に係るものを除く。）

一 加入電話ごとに 一 万円
一 加入電話ごとに 三 万円

（電波法に関する特例）

第百三十一條 琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第八條に規定するヴォイス・オブ・アメリカ中継局については、この法律の施行の日から起算して五年間、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定にかかわらず、同条（同条に基づき取極を含む。）の定めるところによる。

第百三十二條 昭和四十六年六月十七日において琉球列島高等弁務官の免許を受けた無線局により英語による放送及びこれに附帯する業務を行なつていた者で、この法律の施行の際当該無線局について琉球列島高等弁務官の免許を受けて当該放送及び業務を行なつていたものは、この法律の施行の日、電波法第四條第一項の規定により当該英語による放送をする無線局及び当該放送に附帯する業務の用に供する無線局についての郵政大臣の免許を受けたものとみなす。

2 前項に規定する者がこの法律の施行の際当該無線局により日本語による放送及びこれに附帯する業務を行なつていた場合には、その者は、この法律の施行の日、電波法第四條第一項の規定により日本語による放送をする無線局及び当該放送に附帯する業務の用に供する無線局についての郵政大臣の免許を受けたものとみなす。この場合において、当該みなされた免許の有効期間は、同法第十三條第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して一年とする。

3 この法律の施行の際琉球列島高等弁務官の免許を受けて航空機の無線局その他の政令で定める無線局（第一項及び次項に規定する無線局を除く。）を開設している者は、この法律の施行の日、当該無線局について電波法第四條第一項の郵政大臣の免許を受けたものとみなす。この場合において、当該みなされた免許の有効期間は、同法第十三條第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して一年とする。

許を受けて航空機の無線局その他の政令で定める無線局（第一項及び次項に規定する無線局を除く。）を開設している者は、この法律の施行の日、当該無線局について電波法第四條第一項の郵政大臣の免許を受けたものとみなす。この場合において、当該みなされた免許の有効期間は、同法第十三條第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して一年とする。

4 この法律の施行の際、沖縄においてアメリカ合衆国政府が開設している無線局又は琉球列島高等弁務官の免許を受けて琉球政府、琉球電力公社の設立（千九百五十四年琉球列島国民政府布令第百二十九号）に基づく琉球電力公社、琉球水道公社の設立（千九百五十八年高等弁務官布令第百八号）に基づく琉球水道公社若しくは航空通信の事業を営むアメリカ合衆国法人が開設している無線局に設置されている無線設備をこの法律の施行後引き続き使用して無線局を開設する者（国その他の政令で定める者に限る。）は、この法律の施行の日、当該無線局について電波法第四條第二項の規定により読み替えられる同法第四條第一項の郵政大臣の承認又は同項の郵政大臣の免許を受けたものとみなす。この場合において、当該みなされた承認又は免許の有効期間は、同法第十三條第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して一年とする。

5 前各項の場合においては、当該無線局の呼出符号は、この法律の施行の日、郵政大臣が指定するものとする。

6 第一項及び第二項の場合においては、電波法第四條の二の規定の例により、当該英語による放送又は日本語による放送について放送事項の内容その他電波及び放送の規律に関する事項

の適正な履行を確保するため必要な条件を附することができ。

第百三十三條 前条第一項から第四項までの規定により郵政大臣の免許又は承認を受けたものとみなされた者は、この法律の施行の日から起算して二月以内に、電波法第十四條第二項第二号から第十一号までに掲げる事項（当該無線局が放送をする無線局である場合は、同項第二号から第四号まで及び第六号から第十一号まで並びに同条第三項第二号及び第三号に掲げる事項）及び郵政省令で定める事項を郵政大臣に届け出なければならぬ。

2 郵政大臣は、前項の規定による届出を受理した場合において、混信の除去その他特に必要があるとき、当該届出に係る周波数、空中線電力又は運用許容時間に代えて、当該無線局の周波数、空中線電力又は運用許容時間を指定することができる。

3 郵政大臣は、第一項の規定による届出を受理したときは、電波法第十四條第一項の規定の例により、当該届出に係る事項（第一項の郵政省令で定める事項を除くものとし、当該届出について前項の規定による指定をしたときは、その指定後の事項とする。）を記載した免許状を交付する。

4 この法律の施行の際設置されている無線設備で前条第一項から第四項までに規定する無線局に係るものについては、この法律の施行の日から郵政省令で定める日までの間は、電波法第三章の規定にかかわらず、郵政省令で定めるところによる。

5 この法律の施行の際前条第一項から第四項までに規定する無線局の無線設備の操作に従事している者は、この法律の施行の日から起算して一年間は、電波法第三十九條の規定にかかわらず、その無線設備の操作に従事することができ

る。

大臣の免許又は承認を受けたものとみなされた者が同条第六項の条件に違反し、又は第一項の規定に違反して届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、若しくは第四項の郵政省令の規定に違反したときは、電波法若しくは同法に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したものとみなして、同法第七十六條第一項の規定を適用する。

（放送法に関する特例等）

第百三十四條 この法律の施行前に沖縄の放送法第二十條の規定による届出をした者で、この法律の施行の際当該届出に係る受信設備を設置しているものは、この法律の施行の日、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第三十二條第一項本文の規定により日本放送協会と契約を締結したものとみなす。

第百三十五條 沖縄県の区域において日本放送協会が徴収する受信料の月額は、当分の間、沖縄県の区域における日本放送協会の業務の実状及び社会的経済的事情を考慮して定められなければならない。

第百三十六條 郵政大臣は、第百三十二條第一項に規定する者が行なう英語による放送又は日本語による放送の業務の適正な運営を確保するため必要があるとき、その者に対し、必要な勧告をし、又は資料の提出を求めることができる。

第十一節 労働省関係

（労働条件に関する経過措置）

第百三十七條 この法律の施行の際沖縄の労働基準法（千九百五十二年立法第四十四号）第八條の事業又は事務所を使用されている労働者は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までに当該事業又は事務所を解雇された場合には、同立法第二十二條第一項の規定の例により、解雇手当を請求することができる。

第百三十八條 この法律の施行の際沖縄の労働基準法第四十條の規定又は琉球人被用者に対する

労働基準及び労働関係法（千九百五十三年琉球列島米国民政府布令第百十六号。以下この節において「布令第百十六号」という。）第五十条の規定により年次有給休暇を積み立てている者は、当該年次有給休暇を請求することができる。

第百三十九条 この法律の施行の際布令第百十六号の適用を受けている被用者であつて、この法律の施行後も引き続き同一の使用者に使用されているものは、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、同布令第五十条b項の規定の例により、有給病気休暇を請求することができる。

第四百四十条 この法律の施行の際沖繩の労働基準法第八条の事業又は事務所に使用されており、かつ、この法律の施行後も引き続き当該事業又は事務所に使用されている女子であつて、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までに労働基準法第六十五条の規定により休業することができるとものは、沖繩の労働基準法第六十六条第三項の規定の例により、平均賃金の支払を請求することができる。

第四百四十一条 第三百三十七条から前条までの規定は、労働基準法第十三条の規定の適用については、同法の規定とみなす。

（労働者災害補償保険法に關する経過措置等）
第四百二十二条 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。次条において「労災保険法」といふ。）の規定、労働者災害補償保険法の

一部を改正する法律（昭和四十年法律第百三十号。次条において「昭和四十年改正法」といふ。）附則第四十一条から第四十三条までの規定、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第八十八号。次条において「昭和四十五年改正法」といふ。）附則第三条の規定及び失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働者の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五

号)第十八条の規定は、沖繩の労働者災害補償保険法(千九百六十三年立法第七十八号)の規定の適用を受けていた労働者のこの法律の施行前に生じた業務上の事故に係る災害補償についても適用する。この場合において、この法律の施行前に支給事由の生じた保険給付の額その他必要な事項については、政令で特別の定めをすることが出来る。

第四百四十三條 労働者災害補償（千九百六十一年高等弁務官布令第四十二号。次項において「布令第四十二号」という。）の規定（第二章第四条及び第六条から第八条まで、第三章第一条、第四章第二十條、第五章第三条から第五条まで、第六章並びに第七章第五条及び第八条の規定を除く。）は、同布令の適用を受けていた被用者のうち政令で定める者のこの法律の施行前に生じた業務上の事故に係る災害補償について、法律としての効力を有する。

2 前項に規定する災害補償のうち、布令第四十二号に定める支給事由がこの法律の施行後に生ずる場合の当該事由に係る補償については、同項の規定にかかわらず、当該被災被用者、遺族及び葬祭を行なう者は、政令で定めるところにより、労災保険法の規定、昭和四十年改正法附則第四十一条から第四十三条までの規定及び昭和四十五年改正法附則第三条の規定による補償に準じた補償を受けることができる。

(失業保険に關する經過措置)
第四百四十四條 沖繩の失業保險法(千九百五十八年立法第五號。以下この條において「沖繩失保法」という。)の規定による被保險者(以下この條において「沖繩失保法被保險者」という。)であつた者であつてこの法律の施行の日以後に生業保險法(昭和二十二年法律第四百十六號。以下この條において「失保法」という。)に規定する被保險者(次項において「失保法被保險者」という。)となつたものに關する失保法の規定の適用については、沖繩失保法の規定による被保險者

期間（この法律の施行の日前に沖繩失保法に規定する受給資格者（以下この項及び第三項において「沖繩失保法受給資格者」という。）となつた者（第四項の規定により離職があつたとみなされることにより沖繩失保法受給資格者となつたこととなる者を含む。）については、当該受給資格に係る離職の日以前の被保険者期間を除く。）は、失保法の規定による被保険者期間とみなす。

2 この法律の施行の日（同日後に失保法被保険者となつた者については、同日後はじめて当該被保険者となつた日）前一年の期間内に冲縄失保法被保険者であつたことがある者が失保法第十五条第一項の規定に該当するに至つた後においてこの法律の施行の日以後に離職した場合における同法第二十条の二の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

3 この法律の施行の際沖繩失保法受給資格者である者（次項の規定により離職があつたとみなされることにより沖繩失保法受給資格者であることとなる者を含む）は、失保法に規定する受給資格者とみなす。

4 この法律の施行の際沖繩失保法被保険者である者であつて、沖繩において沖繩失保法が効力を有せず、かつ、船員保険法が効力を有してゐるとした場合においては同法第十七条の規定による被保険者であることとなるものが引き続き同条の規定による被保険者となつたときは、その者については、この法律の施行の日の前日に、沖繩失保法第三条第二項に規定する離職があつたものとみなす。

5 沖縄失保法の規定による日雇労働被保険者であつた者に關する失保法第三十八條の六第一項並びに第三十八條の九第一項及び第二項の規定の適用については、政令で特別の定めをする事ができる。

6 この法律の施行の日の属する月の翌月以後に失業した失保法に規定する日雇労働被保険者で

あつて、当該失業の日の属する月の前二週間にもつぱら沖繩における適用事業（この法律の施行の日の属する月前の月については、沖繩失保法被保険者を雇用する事業主の事業をいい、同日の属する月以後の月については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四条の規定により失業保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業をいう。）に雇用されたものに関する失保法第三十八条の六第一項並びに第三十八条の九第一項及び第二項の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

(軍関係離職者) 第四百四十五条 この法律の施行の際軍関係離職者等臨時措置法(千九百六十九年立法第四百十七号。以下この条において「沖繩軍離職者法」という。)第二条に規定する軍関係離職者である者は、駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第五百十八号。以下この条において「駐留軍離職者法」といふ。)第二条に規定する駐留軍関係離職者である者と、当該軍関係離職者のうち沖繩軍離職者法第二条第一号に係る者は、駐留軍離職者法第二条第一号に係る者、軍関係離職者である者とみなして、同法第十条から第十三条まで及び第十八条から第二十条までの規定を適用する。

(緊急失業対策法の効力等に関する経過措置)
第四百四十六条 この法律の施行の日に沖繩県の区域に居住する失業者であつて、同日前二箇月に十日以上沖繩の緊急失業対策法（千九百五十六年立法第二十四号）の規定による失業対策事業に使用されたもの及び労働省令で定めるこれに準ずるものは、中高年齢者等の雇用の促進に關する特別措置法（昭和四十六年法律第六十八号）附則第二条の規定の適用については、同条に規定する失業者とみなす。

2 前項に規定する失業者は、緊急失業対策法（昭和二十四年法律第八十九号）第十条第二項の

規定の適用については、公共職業安定所長が中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第二十七条第一項の規定により指示した就職促進の措置を受け終つた者とみなす。

第十二節 建設省関係

（土地区画整理に関する経過措置）

第百四十七条 この法律の施行の際沖繩の土地区画整理法施行法（千九百六十九年立法第七十六号）第九条の規定による改正前の沖繩の都市計画法（千九百五十二年立法第三十四号）第十三条の規定により現に土地区画整理を施行している土地区画整理組合及びその施行する土地区画整理並びに同立法第十四条の規定により現に市町村が施行している土地区画整理については、この法律に別段の定めがある場合を除き、沖繩の土地区画整理法施行法第二条から第六条までの規定は、法律としての効力を有する。この場合において、沖繩の土地区画整理法施行法第三条第三項中「同法」とあるのは「土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）」と、同法第五項中「新法第十四条」とあるのは「土地区画整理法第十四条」と、「新法」とあるのは「同法」と、「新法第十四条」とあるのは「同法第十四条」と、「新法第六項中「新法」とあるのは「土地区画整理法」と、「行政主席」とあるのは「沖繩県知事」と、同法第七項中「新法」とあるのは「土地区画整理法」と、「第二十一条第四項」とあるのは「第二十一条第六項」と、同法第八項中「新法第二十一条第三項」とあるのは「土地区画整理法第二十一条第三項」と、同立法第四条第二項中「前項」とあるのは「沖繩の復興に伴う特別措置に関する法律の施行の日から起算して五年以内」、前項」と、「新法」とあるのは「土地区画整理法」と、同法第三項中「新法第三項」とあるのは「土地区画整理法第三項」と、「新法」とあるのは「同法」と、「規則」とあるのは「命令」と、同立法第五条及び第六条の見出し中「新法」とあるのは「土地区画整理法」と、同条中「新法第三十条」とあるのは「土地区画整理法第三十条」とする。

令」と、同立法第五条及び第六条の見出し中「新法」とあるのは「土地区画整理法」と、同条中「新法第三十条」とあるのは「土地区画整理法第三十条」とする。

2 この法律の施行の日から起算して五年を経過した日において前項に規定する土地区画整理で市町村が現に施行しているものは、その日において、廃止されるものとする。

3 沖繩の土地区画整理法施行法第三条第一項に規定する旧組合又は土地区画整理についてこの法律の施行後同項の規定により効力を有する旧組合に関する規定の失効前又は沖繩の土地区画整理法施行法第四条第一項に規定する土地区画整理についてこの法律の施行後同項の規定により効力を有する市町村施行に関する規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、これらの規定の失効後も、なお従前の例による。これらの規定の失効前にした行為に対する沖繩の土地区画整理法施行法第九条の規定による改正前の沖繩の都市計画法第十三条第二項において準用する沖繩の旧耕地整理法（明治四十二年法律第三十号）第八十七条の規定による補償金額決定の請求についても、同様とする。

4 第一項の土地区画整理について、沖繩の土地区画整理法施行法第九条の規定による改正前の沖繩の都市計画法第十三条第二項において準用する沖繩の旧耕地整理法第三十条第四項の規定による換地処分が告示があつた場合において、当該告示を土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三百三条第四項の規定による換地処分の告示とみなして、同法第七十七条第三項の規定を適用する。

5 この法律の施行後沖繩の土地区画整理法施行法第四条第一項の規定により市町村が施行する土地区画整理が第二項の規定により廃止された場合において、当該市町村の徴収すべき清算金でまだ徴収されていないものがあるときは、当該徴収すべき清算金は、地方自治法第二百三十

一条の第三項に規定する歳入とする。

（違反建築物等の取扱い）

第百四十八条 この法律の施行の際沖繩に存する建築物若しくはその敷地又は沖繩において建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地が沖繩の建築基準法（千九百五十二年立法第六十五号）若しくはこれに基づく規則の規定に違反しており、又はこれらの規定に違反している部分を有する場合においては、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第三条第二項の規定は、適用しない。

2 前項の規定は、建築基準法第六十六条又は第八十八条第一項に規定する工作物について準用する。

（地代家賃統制令の適用除外）

第百四十九条 地代家賃統制令（昭和二十一年勅令第四百四十三号）は、沖繩県の区域には、適用しない。

第十三節 自治省関係

（沖繩の合併市町村等に関する財政援助その他の措置）

第百五十条 国は、沖繩の市町村でこの法律の施行の際沖繩の市町村合併促進法（千九百五十六年立法第八十四号）第二条第二項の合併市町村であるものに対し、政令で定める期間内に限り、同立法第十三条、第十五条及び第二十五条から第二十五条の三までの規定の例に準じ政令で定めるところにより、予算の範囲内で、必要な財政援助その他の措置を講ずるものとする。

2 国は、沖繩県の区域内の市町村が政令で定める日までの間において市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第二条第一項の市町村の合併をし又はしようとする場合には、同条第二項の合併市町村及び市町村の合併をしようとする市町村に対し、政令で定める期間内に限り、沖繩の市町村合併促進法第十三

条、第十五条、第二十三条及び第二十五条から第二十五条の三までの規定の例に準じ政令で定めるところにより、予算の範囲内で、必要な財政援助その他の措置を講ずるものとする。

（沖繩県の職員等の給与に関する経過措置）

第百五十一条 沖繩県及び沖繩県の区域内の市町村は、地方自治法第二百四十二条第二項の規定にかかわらず、同項に規定する手当のほか、この法律の規定により当該地方公共団体の職員となる者の受けるべき給料の額が当該地方公共団体の職員となる者の受けていた従前の給料の額に達しないこととなる場合その他の場合で政令で定める場合においては、当分の間、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、特別の手当を支給することができる。

2 沖繩県及び沖繩県の区域内の市町村は、地方自治法第二百四十二条第二項の規定にかかわらず、同項に規定する手当のほか、医師又は歯科医師である職員に対し、当分の間、条例で定めるところにより、特別の手当を支給することができる。

3 地方自治法第二百四十二条第三項の規定は、前二項に規定する特別の手当について適用する。

（沖繩県の職員等の公務災害補償に関する経過措置）

第百五十二条 次に掲げる者に係る公務上の災害補償については、第五十六条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）」とあるのは「地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二十一号）」と、「同法の規定並びに国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十七号）附則第六条及び第八条」とあるのは「同法」と、「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替えるものとする。

一 琉球政府の職員で第三十二条の規定により沖繩県又は沖繩県の区域内の市町村の職員となるもの

二 琉球政府の職員のうち、この法律の施行前

昭和四十六年十二月二十九日 参議院會議録第一号 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案外四件

に離職し、又は死亡した者で当該離職又は死亡の時に於いて地方公共団体又はその機関が行なう事務に相当する事務に従事していたもの

三 前二号に掲げる者に準ずる者として政令で定める者

(公職選挙法に関する経過措置)

第五十三条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める間、公職選挙法第九條及び第十條に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

一 次号及び第三号に掲げる者のほか、沖縄法令の規定(第二十五條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる沖縄法令の規定を含む)の罪を犯し禁錮以上の刑に処せられた者(選挙に関する犯罪以外の犯罪による刑の執行猶予中の者を除く)その執行が終るまでの間又はその執行を受けることがなくなるまでの間

二 沖縄法令の規定による選挙に関する犯罪により、この法律の施行の際沖縄法令に規定する選挙権及び被選挙権を有していない者当該選挙権及び被選挙権を有しないこととされた日を起算日として当該選挙権及び被選挙権を有しないこととされる期間を経過する日までの間

三 第二十五條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる選挙犯罪に関する沖縄法令の規定の罪(以下この号において「選挙犯罪」という)のうち公職選挙法第二百五十二條第一項の罪に相当する罪として政令で定めるものを犯し罰金の刑に処せられた者、沖縄選挙犯罪のうち同条第二項の罪に相当する罪として政令で定めるものを犯し禁錮以上の刑に処せられた者又は沖縄選挙犯罪のうち同条第三項の罪に相当する罪として政令で定めるものにつき刑に処せられ更にこれらの罪につき刑に処せられた者 それぞれ、同条第一項、第二項又は第三項に規定する期間

に相当する間

2 前項第三号に掲げる者については、裁判所は、情状により、刑の言渡しと同時に、公職選挙法第二百五十二條第四項の規定の例により、同号に規定する期間について選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、又はその期間のうちこれを適用すべき期間を短縮する旨を宣告することができる。

3 第一項第三号に掲げる者について、この法律の施行の日前に同号に規定する期間につき当該選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、又はその期間のうちこれを適用すべき期間を短縮する旨の宣告がされている場合には、当該宣告は、前項の規定によりされた宣告とみなす。

(琉球政府税の承継等)

第五十四條 この法律の施行の際琉球政府が有している権利及び義務のうち、沖縄法令の規定により琉球政府が課した、若しくは課すべき、又は還付すべき地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による道府県税に相当するものとして政令で定める琉球政府税(以下この条において「県税相当琉球政府税」という)に係るものは、その時において沖縄県が承継する。

2 地方税法の規定で政令で定めるものは、県税相当琉球政府税及び沖縄の市町村が課した、若しくは課すべき、又は還付すべき市町村税(これに係る督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。次項において「沖縄市町村税」という)に係る徴収、滞納処分、還付、不服申立て、犯則取締その他の行為又は手続に関する事項についても、適用する。この場合において、これらの規定中事業税及び不動産取得税に係る部分は、市町村税に関する規定とみなす。

3 県税相当琉球政府税及び沖縄市町村税については、これらの税に関する沖縄法令の規定のうち、前項の規定によりこれらの税に適用される

地方税法の規定に相当する規定以外の規定(罰則を含む)は、本邦の法令としての効力を有する。

(地方税法に関する経過措置)

第五十五條 沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村が課する法人の道府県民税及び市町村民税(以下この項において「法人の住民税」という)について地方税法及びこれに基づく命令の規定中法人の住民税に関する部分を適用する場合に、当該規定は、この法律の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の住民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の住民税(清算所得に対する法人の住民税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分により納付すべき法人税額に係る法人の住民税を含む。以下この項において同じ)について適用する。

この場合において、同日前に解散した沖縄法令に基づく法人で同日の前の属する事業年度終了の日までにその残余財産の確定していないものの清算所得に対する法人税額に係る法人の住民税については、当該法人が同日の翌日において解散したものとする。

2 沖縄県が課する法人の事業税について地方税法及びこれに基づく命令の規定中法人の事業税に関する部分を適用する場合には、当該規定は、この法律の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ)について適用する。この場合において、同日前に解散した沖縄法令に基づく法人で同日の前の属する事業年度終了の日までにその残余財産の確定していないものの清算所得に対する法人の事業税については、当該法人が同日の翌日において解散したものとする。

なす。

3 沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村は、その住民の税負担を緩和するため、次の各号に掲げる地方税については、条例で定めるところにより、当該各号に定める事を地方税法に規定する税率として、これらの税を課するものとする。

一 昭和四十七年度から昭和五十年までの各年度分の自動車税、沖縄法令の規定による自動車税の税率を参酌し、これを毎年度逐次引き上げ、昭和五十一年度(バス以外の自動車にあつては、昭和四十九年度)において地方税法第四百七十七條第一項各号に規定する税率となるように政令で定める事

二 この法律の施行の日から起算して五年を経過する日までの間における軽油の引取り等に対して課する軽油引取税 沖縄県の住民の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮して政令で定める事

三 昭和四十七年度分の個人の市町村民税の均等割及び所得割並びにこの法律の施行の日から昭和四十七年十二月三十一日までの間に支払われる地方税法第三百二十八條に規定する退職手当等に係る所得割 沖縄法令の規定による個人の市町村民税の税率を参酌して政令で定める事

四 昭和四十七年度分の固定資産税 沖縄法令の規定による固定資産税の税率を参酌して政令で定める事

五 昭和四十七年度分及び昭和四十八年度分の軽自動車税 沖縄法令の規定による軽自動車税の税率を参酌し、これを毎年度逐次引き上げ、昭和四十九年度において地方税法第四百四十四條第一項各号に規定する税率となるように政令で定める事

六 この法律の施行の日から昭和五十三年三月三十一日までの間において使用する電気又はガスに対して課する電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、当該期間におい

て使用した電気又はガスとして政令で定める料金に係るもの。基礎となる事を百分の一とし、これを毎年度百分の一ずつ引き上げ、昭和五十三年度において地方税法第四百九十条に規定する税率となるように政令で定める事。

4 沖縄県は、条例で定めるところにより、昭和四十七年度分の個人の道府県民税に限り、個人の道府県民税の納税義務者のうち均等割のみの納税義務を有する者に対しては、均等割の額を免除するものとする。

5 沖縄県の区域内の市町村が課する昭和四十七年度分の固定資産税に限り、その免税点の額は、沖縄法令の規定による固定資産税の免税点の額を参酌して政令で定める額とする。

6 沖縄県の区域内の市町村が課する昭和四十八年度から昭和五十年までの各年度分の固定資産税に限り、当該各年度に係る賦課期日において固定資産の価格の著しい変動等の事情があるため当該年度分の固定資産税の額が昭和四十七年度分の固定資産税の額を著しく上回る場合には、当該市町村は、政令で定めるところにより、政令で定める額を当該年度分の固定資産税の額から減額するものとする。

7 沖縄県の区域内の市町村は、条例で定めるところにより、昭和四十七年度分の軽自動車税に限り、原動機付自転車及び農耕作業用自動車以外の小型特殊自動車に対しては、軽自動車税を課さないものとする。

8 沖縄県の区域内の市町村が市町村たばこ消費税を課する場合における地方税法第四百六十四条及び第四百六十七条第二項の規定の適用については、当分の間、同法第四百六十四条第一項中「製造たばこ」とあるのは「製造たばこ（小売人が他の小売人に売り渡す製造たばこについて、自治省令で定めるところにより公社が小売人に売り渡す製造たばこをみなす。以下同じ。）」と、「小売人の営業所」とあるのは「直接消費者に製造たばこを売り渡す小売人の営業所」とあり、同法第四百六十七條第二項中「小売人の営業所」とあるのは「小売人（直接消費者に製造たばこを売り渡す小売人とする。）の営業所」とする。

9 沖縄県の区域内の市町村は、条例で定めるところにより、沖縄の電気事業法（千九百五十二年立法第三十九号）第七十一条に規定する準電気事業者で電気事業法第二条第二項に規定する一般電気事業者とみなされるものが供給する電気（供給時間に制限のあるものに限り）に対しては、電気ガス税を課さないものとする。

10 沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村が課する昭和四十七年度分の地方税については、地方税法第三百四十九条の四、第三百四十九条の五、第三百八十九条、第五章第二節、附則第三十七條から第三十條まで及び附則第三十四條から第三十六條まで並びに政令で定める規定は、適用しない。

11 前各項に定めるもののほか、沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村が課する地方税の課税標準となる前年の所得及び課税所得金額等の算定、課税期間等の相違に伴う必要な税額の調整、固定資産の評価の方法その他の必要な経過措置に関する事項については、政令で、地方税法の規定の適用につき必要な技術的読替えをし、又は同法の規定にかかわらず特別の定めをすることができ。

第九章 雑則

（政令への委任）
第百五十六條 この法律に定めるもののほか、本土法令の沖縄への適用についての経過措置、この法律において法律としての効力を有することとされ又はその例によることとされた沖縄法令の規定の技術的読替えに関する措置その他沖縄の復歸に伴い必要とされる事項については、当分の間、政令で必要な規定を設けることができる。

2 この法律の成立後に沖縄において法令の制定、改正又は廃止が行なわれたことにより、この法律の規定の適用につき支障を生ずることとなつた場合には、この法律の趣旨に照らし合理的に必要と判断される範囲内において、この法律の規定にかかわらず、政令で必要な規定を設けることができる。

3 前二項の規定に基づき制定される政令には、本土法令の制定又は改正の際の経過措置の規定に準ずる規定を設ける場合に当該経過措置の罰則に定める罰よりも重くない範囲内において罰則を設ける等、沖縄の復歸に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、罰則を設けることとができる。

と判断される範囲内において、罰則を設けることとができる。

（最高裁判所規則等への委任）
第百五十七條 この法律中「政令」とあるのは、前条第三項中「政令」とあるのを除き、日本国憲法第七十七條第一項に規定する事項については「最高裁判所規則」と、人事院の所掌事務に係る事項については「人事院規則」と、会計検査院に関する事項については「会計検査院規則」とする。

附則

1 （施行期日）
この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、第六十八條第一項及び次項の規定は、この法律の公布の日から施行する。

（琉球政府行政主席への通知）

2 内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければならない。

審査報告書

沖縄の復歸に伴う関係法令の改廃に関する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年十二月二十九日

沖縄及び北方問題に関する特別委員長 長谷川 仁

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、沖縄の復歸に伴う法令の改廃、国の出先機関の設置、管轄区域の追加のための各省設置法の改正等、関係規定の整備を図ろうとするものであつて、おおむね妥当なものと認める。

費用

本法施行のための所要経費は、昭和四十七年度以降の予算に計上される。

沖縄の復歸に伴う関係法令の改廃に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和四十六年十二月十四日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 河野 謙三殿

沖縄の復歸に伴う関係法令の改廃に関する法律案

目次

- 第一章 総理府関係（第一条—第十九条）
- 第二章 法務省関係（第二十条—第三十条）
- 第三章 外務省関係（第三十一条—第三十四条）
- 第四章 大蔵省関係（第三十五条—第四十四条）
- 第五章 文部省関係（第四十五条—第四十八条）
- 第六章 厚生省関係（第四十九条—第五十九条）
- 第七章 農林省関係（第六十条—第六十九条）
- 第八章 通商産業省関係（第七十条—第七十一条）
- 第九章 運輸省関係（第七十二条—第八十一条）
- 第十章 郵政省関係（第八十二条—第九十六条）
- 第十一章 労働省関係（第九十七条—第一百零三条）
- 第十二章 自治省関係（第一百零四条—第一百零九条）
- 第十三章 雑則（第一百十條）

第一章 総理府関係

（沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う国家公務員等退職手当法の一部改正）
第一条 国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第八項中、「船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）又は沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三十七号）」を「又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）」に改める。

昭和四十六年十二月二十九日 参議院會議録第一号 沖繩の復興に伴う特別措置に関する法律案外四件

(引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正)

第二条 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和四十二年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「前三項に定めるもののほか、第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十五条中「及び沖繩事務局長を削る。

第三条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律及びこれに基づく命令の規定に基づいて沖繩事務局長がした処分又は手続は、同条の規定による改正後の引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律及びこれに基づく命令の相当規定に基づいて、沖繩県知事がした処分又は手続とみなす。

2 この法律の施行の際前条の規定による改正前の引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律及びこれに基づく命令の規定に基づいて沖繩事務局長に対してされている手続は、同条の規定による改正後の引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律及びこれに基づく命令の相当規定に基づいて、沖繩県知事に対してされた手続とみなす。

(公衆電気通信法の一部改正に伴う私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)

第四条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第七号を次のように改める。

七 公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)第五号の二第二項

(警察法の一部改正)

第五条 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第三十条第二項の表九州管区警察局の項中「鹿児島県」を「鹿児島県 沖繩県」に改める。

(出入国管理令の一部改正に伴う道路交通法の一部改正)

第六条 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第七条の二中「(出入国管理令(昭和二十六年政令第百三十九号)第二条第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。)」を削る。

(行政管理庁設置法の一部改正)

第七条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二の次に次の一条を加える。

第三條の三 前条に定めるもののほか、当分の間、行政管理庁に、地方支分部局として、沖繩行政監察事務所を置く。

2 沖繩行政監察事務所は、行政監察局の事務を分掌する。

3 行政管理庁長官は、前項の事務のほか、沖繩行政監察事務所を、第二条第三号に掲げる事務のうち行政機関の機構、定員及び運営に関する調査の事務並びに同条第十四号に掲げる事務のうち行政管理庁の所掌する事務を分掌させることができる。

4 沖繩行政監察事務所は、那覇市に置き、その管轄区域は、沖繩県とする。

5 沖繩行政監察事務所の内部組織は、長官が定める。

(元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正)

第八条 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「退職手当、死亡賜金」を削る。

第二条第三号中「将来その事務を引き継いだ機関」を「これからその事務を引き継いだ機関」に、「所屬する」を「所屬していた」に改める。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

第六条第四項を削る。

第六条の二第四項を削る。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第八条第一項中「第四条から第五条まで又は前条を」を「第四条から第四条の三まで」に改め、同条第三項中「第四条の二第二項又は第五条第一項」を「又は第四条の二第二項」に、「共済組合法又は国家公務員等退職手当法」を「又は共済組合法」に、「官署の職員の共済組合又は退職手当」を「又は官署の職員の共済組合」に改める。

第十条第二項中「第四条から第七条まで」を「第四条から第四条の三まで、第六条及び第六条の二」に改め、「退職手当及び死亡賜金」を削る。

第十三条第一項中「及び死亡賜金」を削り、「退職手当」を「及び退職手当」に改め、同条第二項を削る。

附則第二項から第六項まで並びに附則第一項の見出し及び項番号を削る。

第九条 前条の規定による改正前の元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(以下この条において「改正前の法」という。)附則第五項の年金、恩給又は退職手当等で、昭和四十七年三月三十一日以前に支払を受けるべきであつたものについては、なお改正前の法附則第五項及び第六項の規定の例による。

2 この法律の施行前に給与事由の生じた改正前の法の規定による退職手当及び死亡賜金については、改正前の法附則第五項及び第六項に規定する事項を除き、なお従前の例による。

3 この法律の施行後に給与事由の生ずる国家公務員等退職手当法の規定による退職手当で琉球諸島民政政府職員であつた者に係るものに関し、その勤続期間を計算するについては、なお改正前の法第八條第三項の規定の例による。

(南方同胞援護会法の廃止)

第十条 南方同胞援護会法(昭和三十三年法律第百六十号)は、廃止する。

第十一条 南方同胞援護会法は、前条の規定の施行の時に於いて解散するものとし、その財産に関する権利及び義務は、その時に於いて、政令で定めるところにより、沖繩県の区域に関する公益を目的とする法人等が承継する。

2 南方同胞援護会の解散の日を前日を含む事業年度に係る決算及び事業報告書の作成等については、沖繩開発庁長官が従前の例により行なうものとする。この場合において、当該決算の完結の期限は、その解散の日から起算して二月を経過する日とする。

3 第一項の規定により南方同胞援護会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(沖繩における模範農場に必要な物品及び本邦と沖繩との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律の廃止)

第十二条 沖繩における模範農場に必要な物品及び本邦と沖繩との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律(昭和三十六年法律第四十五号)は、廃止する。

(宮古群島及び八重山群島におけるテレビジョン放送に必要な設備の譲与に関する法律の廃止)

第十三条 宮古群島及び八重山群島におけるテレビジョン放送に必要な設備の譲与に関する法律(昭和四十二年法律第五十一号)は、廃止する。

(沖繩地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法の廃止)

第十四条 沖繩地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法(昭和四十三年法律第六十二号)は、廃止する。

(沖繩島、宮古島及び石垣島相互の間における極超短波回線による電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律の廃止)

第十五条 沖繩島、宮古島及び石垣島相互の間における極超短波回線による電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律(昭和四十三年法律第七十号)は、廃止する。

(沖繩における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法の廃止)

第十六条 沖繩における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法(昭和四十四年法律第四十七号。次条において「旧法」という。)は、廃止する。

第十七条 旧法の規定に基づき本邦の免許資格(旧法第二条第四号に規定する本邦の免許資格をいう。)を有する者で、この法律の施行の際当該免許資格に係る免許(これに類する処分を含む。)又は登録を受けているものは、前条の規定による旧法の廃止にかかわらず、当該免許資格を失わない。

2 前項に定めるもののほか、旧法の廃止に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
(沖繩における産業の振興開発等に資するための琉球政府に対する米穀の充渡しについての特別措置に関する法律(昭和四十四年法律第八十一号)は、廃止する。

第十八条 沖繩における産業の振興開発等に資するための琉球政府に対する米穀の充渡しについての特別措置に関する法律(昭和四十四年法律第八十一号)は、廃止する。

(南方同胞援護会法の廃止に伴う沖繩開発庁設置法の一部改正)
第十九条 沖繩開発庁設置法(昭和四十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第四条第六号中「南方同胞援護会法(昭和三十三年法律第六十号)及び」を削る。

第二章 法務省関係

(檢察庁法の一部改正)

第二十条 檢察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)

号)の一部を次のように改正する。
第三十八条の次に次の一条を加える。

第三十八条の二 弁護士となる資格を有する者が、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生前に沖繩に適用されていた法令(以下「沖繩法令」という。)の規定による檢察官、裁判官又は弁護士に職にあつたときは、その在職の年数のうち沖繩法令の規定による弁護士となる資格を得た後の在職の年数で通算して二年を経過した後のもの(沖繩法令の規定による弁護士となる資格を得た後の在職の年数が通算して二年を経過する前に、司法修習生の修習と同一の修習課程を終えた者にあつてはその修習課程を終えた後の在職の年数、弁護士となる資格を得た者にあつてはその資格を得た後の在職の年数)は、第十九条第一項第一号の規定の適用については、二級の検事の在職の年数とみなす。

2 沖繩法令の規定による琉球上訴檢察庁事務局長、琉球高等檢察庁事務局長又は琉球政府法務局の部長、室長若しくは訟務官の職にあつた年数は、前項の規定の適用については、沖繩法令の規定による檢察官の職にあつた年数とみなす。

3 沖繩法令の規定による裁判所調査官、琉球上訴裁判所事務局長又は琉球高等裁判所事務局長の職にあつた年数は、第一項の規定の適用については、沖繩法令の規定による裁判官の職にあつた年数とみなす。ただし、裁判所調査官については、司法修習生の修習と同一の修習課程を終えた者の当該修習課程を終えた後の年数に限る。

第三十九条の次に次の一条を加える。

第三十九条の二 沖繩法令の規定による琉球政府又は市町村の職員であつた者は、第十八条第二項第二号の規定の適用については、公務

員の職にあつた者とみなす。
(下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部改正)

第二十一条 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律(昭和二十二年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二表宮崎地方裁判所の項の次に次のように加える。

別表第三表宮崎家庭裁判所の項の次に次のように加える。

別表第四表高千穂簡易裁判所の項の次に次のように加える。

別表第五表福岡高等裁判所の項中

高千穂 宮崎県の内 西臼杵郡

高千穂 宮崎県の内 西臼杵郡

高千穂 宮崎県の内 西臼杵郡

高千穂 宮崎県の内 西臼杵郡

高千穂 宮崎県の内 西臼杵郡

高千穂 宮崎県の内 西臼杵郡

高千穂 宮崎県の内 西臼杵郡

高千穂 宮崎県の内 西臼杵郡

高千穂 宮崎県の内 西臼杵郡

高千穂 宮崎県の内 西臼杵郡

高千穂 宮崎県の内 西臼杵郡

高千穂 宮崎県の内 西臼杵郡

高千穂 宮崎県の内 西臼杵郡

高千穂 宮崎県の内 西臼杵郡

高千穂 宮崎県の内 西臼杵郡

高千穂 宮崎県の内 西臼杵郡

高千穂 宮崎県の内 西臼杵郡

高千穂 宮崎県の内 西臼杵郡

高千穂 宮崎県の内 西臼杵郡

高千穂 宮崎県の内 西臼杵郡

高千穂 宮崎県の内 西臼杵郡

高千穂 宮崎県の内 西臼杵郡

高千穂 宮崎県の内 西臼杵郡

高千穂 宮崎県の内 西臼杵郡

高千穂 宮崎県の内 西臼杵郡

高千穂 宮崎県の内 西臼杵郡

高千穂 宮崎県の内 西臼杵郡

高千穂 宮崎県の内 西臼杵郡

高千穂 宮崎県の内 西臼杵郡

那 覇		高 千 穂
名	コ ザ	宮崎県の内 西臼杵郡
那 覇	沖繩県の内 コザ市 石川市 宜野湾市 具志川市 中頭郡の内 美里村 与那城村 勝連村 北谷村 嘉手納村 読谷村 中城村 北中城村	沖繩県の内 那覇市 浦添市 島尻郡の内 豊見城村 南風原村 東風平村 大里村 与那原町 佐敷村 知念村 玉城村 具志頭村 糸満町 粟国村 渡名喜村 仲里村 具志川村 渡嘉敷村 座間味村 南大東村 北大東村 西原村 中頭郡の内
名 護	沖繩県の内 名護市 国頭郡 島尻郡の内 伊是名村 伊平屋村	

に改める。

昭和四十六年十二月二十九日 参議院會議録第一号 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案外四件

平良	沖縄県の内 平良市 宮古郡
石垣	沖縄県の内 石垣市 八重山郡

(法務省設置法の一部改正)

第二十二條 法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

別表三「福岡法務局の項中」宮崎県を「宮崎県 沖縄県」に改め、同表宮崎地方法務局の項の次に次のように加える。

那覇地方法務局	那覇市	沖縄県
別表四「宮崎刑務所の項の次に次のように加える。		
沖縄刑務所	那覇市	
別表五「人吉農芸学院の項の次に次のように加える。		
沖縄少年院	コザ市	
沖縄女子学園	コザ市	
別表五「宮崎少年鑑別所の項の次に次のように加える。		
那覇少年鑑別所	那覇市	
別表七「福岡矯正管区の項中」宮崎県を「宮崎県 沖縄県」に改める。		
別表九「宮崎保護観察所の項の次に次のように加える。		
那覇保護観察所	那覇市	那覇地方裁判所の管轄区域
別表十一「鹿児島入国管理事務所の項の次に次のように加える。		
那覇入国管理事務所	那覇市	沖縄県
別表十二「鹿児島入国管理事務所細島港出張所の項の次に次のように加える。		
那覇入国管理事務所那覇港出張所	那覇市	
那覇入国管理事務所那覇空港出張所	那覇市	
那覇入国管理事務所名護出張所	名護市	
那覇入国管理事務所平良港出張所	平良市	
那覇入国管理事務所石垣港出張所	石垣市	

(判事補の職権の特例等に関する法律の一部改正)

第二十三條 判事補の職権の特例等に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

本則中第三條の二を第三條の三とし、第三條の次に次の一條を加える。

第三條の二 弁護士となる資格を有する者が、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生前に沖縄に適用されていた法令(以下この条において「沖縄法令」という。)の規定による裁判官、檢察官又は弁護士に就任したときは、その在職の年数のうち沖縄法令の規定による弁護士となる資格を得た後の在職の年数で通算して二年を経過した後のもの(沖縄法令の規定による弁護士となる資格を得た後の在職の年数が通算して二年を経過する前に、司法修習生の修習と同一の修習課程を終えた者にあつてはその修習課程を終えた後の在職の年数、弁護士となる資格を得た者にあつてはその資格を得た後の在職の年数)は、裁判所法第四十一條の規定の適用については、簡易裁判所判事の在職の年数とみなし、同法第四十二條及び第四十四條の規定の適用については、判事補の在職の年数とみなす。

2 裁判所法第四十一條第三項の規定は、前項の規定により簡易裁判所判事の職にあつたものとみなす年数については、適用しない。

3 沖縄法令の規定による裁判所調査官、琉球上訴裁判所事務局長又は琉球高等裁判所事務局長の職にあつた年数は、第一項の規定の適用については、沖縄法令の規定による裁判官の職にあつた年数とみなす。ただし、裁判所調査官については、司法修習生の修習と同一の修習課程を終えた者の当該修習課程を終えた後の年数に限る。

4 沖縄法令の規定による琉球上訴檢察庁事務局長、琉球高等檢察庁事務局長又は琉球政府法務局の部長、室長若しくは訟務官の職にあつた年数は、第一項の規定の適用については、沖縄法令の規定による檢察官の職にあつた年数とみなす。

第五條第二項中「及び第三條の二」を「から第三條の三まで」に改める。

(沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令の一部改正)

第二十四條 沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令(昭和二十三年政令第三百六号)の一部を次のように改正する。

第一條中「硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む。)」を削る。

(国際海上物品運送法の一部改正)

第二十五條 国際海上物品運送法(昭和三十三年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

第二十六條 この法律の施行前に締結された船舶による物品運送契約で、船積港又は陸揚港が国際海上物品運送法の適用について本邦外にあるものとみなす地域を定める政令(昭和三十三年政令第三百五十号)で定められていた地域にあるものについては、前条の規定による改正後の国際海上物品運送法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律の一部改正)

第二十七條 小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(昭和四十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三條第二項の改正規定を次のように改める。

題名中「戸籍、恩給等」を「恩給」に改める。

第一條を削る。

番号を附する。

(出入国管理令の一部改正)

第二十八條 出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第二條第一号を次のように改める。

一 削除

(外国人登録法の一部改正)

第二十九條 外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第二條中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

(公安調査庁設置法の一部改正)

第三十條 公安調査庁設置法(昭和二十七年法律第二百四十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一宮崎地方公安調査事務所の項の次のように加える。

沖繩地方公安調査事務所	那覇市	沖繩県
-------------	-----	-----

別表第二九州公安調査局の項中

宮崎地方公安調査事務所

を
宮崎地方公安調査事務所
に改める。

第三章 外務省関係

(旅券法の一部改正)

第三十一條 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第七項及び第八項を削る。

(旅券法の特例に関する法律の廃止)

第三十二條 旅券法の特例に関する法律(昭和四十二年法律第三十七号)は、廃止する。

第三十三條 旧旅券法の特例に関する法律第三條第一項の規定に基づいて発行され、又は再発行された旅券でこの法律の施行の際現に有効なもの、旅券法第五條又は第十條の規定に基づいて発行され、又は再発行された旅券とみなす。

この場合において、旅券法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第五号)による改正前の旧旅券法の特例に関する法律の規定に基づいて発行され、書換発行され、又は再発行された数次往復用の旅券でこの法律の施行の際現に有効なものについては、旅券法の一部を改正する法律附則第二項ただし書の規定を準用する。

2 旧旅券法の特例に関する法律の規定に基づいてされた申請若しくは請求又は処分は、旅券法の相当規定に基づいて国内においてされた申請若しくは請求又は処分とみなす。

(沖繩復帰のための準備委員会の日本国政府代表に関する臨時措置法の廃止)

第三十四條 沖繩復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法(昭和四十五年法律第四十号)は、廃止する。

第四章 大蔵省関係

(大蔵省設置法の一部改正)

第三十五條 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第一百四十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「税関」を「税関等」に改める。

第四條第二十二号中「及び国税局」を「、国税局及び沖繩国税事務所」に改める。

第十八條に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、当分の間、本省に、地方支分部局として、沖繩地区税関を置く。

「第二款 税関」を「第二款 税関等」に改める。

第二十三條中「税関」の下に「及び沖繩地区税関」を加える。

第二十四條に次の一項を加える。

2 沖繩地区税関は、那覇市に置き、その管轄区域は、沖繩県とする。

第二十五條に次の一項を加える。

3 沖繩地区税関の内部組織は、大蔵省令で定める。

第二十五條の二中「税関」の下に「又は沖繩地区税関」を加える。

区税関」を、「税関長」の下に「又は沖繩地区税関長」を加える。

第二十六條中「税関」の下に「又は沖繩地区税関」を加える。

第四十二條第二項中「国税局」の下に「及び沖繩国税事務所」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、当分の間、国税庁に、地方支分部局として、沖繩国税事務所を置く。

第四十三條に次の一項を加える。

2 沖繩国税事務所は、那覇市に置き、その管轄区域は、沖繩県とする。

第四十四條に次の一項を加える。

4 沖繩国税事務所の内部組織は、大蔵省令で定める。

第四十六條第一項中「国税局」の下に「又は沖繩国税事務所」を、「国税局長」の下に「又は沖繩国税事務局長」を加える。

第四十七條第一項中「国税局」の下に「又は沖繩国税事務所」を加える。

附則に次の一項を加える。

4 当分の間、他の法令において「税関」、「税関長」、「国税局」又は「国税局長」とあるのは、別段の定めがある場合を除き、それぞれ沖繩地区税関、沖繩地区税関長、沖繩国税事務所又は沖繩国税事務局長を含むものとする。

(たばこ耕作組合法の一部改正)

第三十六條 たばこ耕作組合法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「許可のあつた日」の下に「(沖繩県の区域内に住所を有する組合員である者にあつては、そのたばこの耕作者でなくなつた日)」を加える。

(沖繩における産業の振興開発等に資するため琉球政府に対する米穀の充渡しについての特別措置に関する法律の廃止に伴う食糧管理特別

会計法の一部改正)

第三十七條 食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六項を削る。

(沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う失業保険特別会計法の一部改正)

第三十八條 失業保険特別会計法(昭和二十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十八條を削る。

(沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う船員保険特別会計法の一部改正)

第三十九條 船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十七條を削る。

(国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正)

第四十條 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第一百四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「沖繩をその他」を「特別の事情により旅費の調整を要するものとして」に改める。

第四十一條 前条の規定による改正後の国家公務員等の旅費に関する法律の規定は、この法律の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(特別調達資金設置令の一部改正)

第四十二條 特別調達資金設置令(昭和二十六年政令第二百五号)の一部を次のように改正する。

第三條の二第一項中「五十億円」を「九十億円」に改める。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第四十三條 国家公務員共済組合法の長期給付に

昭和四十六年十二月二十九日 参議院會議録第二号 沖縄の復興に伴う特別措置に関する法律案外四件

関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九章の二 地方の長期組合員であつた者に関する経過措置等(第五十一条―第五十一条の三)」を「第九章の二 地方の長期組合員であつた者に関する経過措置等(第五十一条―第五十一条の三) 琉球政府等の職員であつた者に関する経過措置等(第五十一条―第五十一条の三)」に改める。

第九章の二の次に次の一章を加える。

第九章の三 琉球政府等の職員であつた者に関する経過措置等

(定義)

第五十一条の四 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特別措置法 沖縄の復興に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第号)をいう。

二 沖縄の共済法 公務員等共済組合法(千九百六十九年立法第五十四号。以下「公務員等共済法」という。)、公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(千九百六十九年立法第五十五号。以下「公務員等共済法」という。)、公立学校職員共済組合法(千九百六十八年立法第四十七号。以下「公立学校職員共済法」という。)、及び公立学校職員共済組合法の長期給付に関する施行法(千九百六十八年立法第四十八号。以下「公立学校職員共済法」という)をいう。

三 沖縄の組合員 沖縄の共済法の規定に基づく公務員等共済組合又は公立学校職員共済組合の組合員(公務員退職年金法(千九百六十五年立法第百号。以下「年金法」という。))の規定の適用を受ける者を含む。をいう。

四 復帰更新組合員 特別措置法の施行の日(以下「特別措置法の施行日」という。)の前

日に沖縄の組合員であつた者(政令で定める者を除く。)で、特別措置法の施行日に長期組合員となり、引き続き長期組合員であるものをいう。

五 退職料、増加退職料又は退職料等 それぞれ地方の施行法第二条第一項第十二号又は第十四号に規定する退職料、増加退職料又は退職料等をいう。

六 琉球政府等の職員 公務員等共済法第二条第一項第一号に規定する職員及び公立学校職員共済法第二条第一項第二号に規定する職員並びに年金法附則第三条第一項又は第四条第一項に規定する政府等の職員及びこれらの規定に規定する機関に在職していた職員(これらの職員のうち政令で定める者を除く。)をいう。

七 沖縄更新組合員 年金法の施行の日の前に琉球政府等の職員であつた者で、同法の施行の日以後引き続き琉球政府等の職員であるものをいう。

(特別措置法の施行日前に給付事由が生じた給付等の取扱ひ)

第五十一条の五 沖縄の組合員であつた者のうち国家公務員に相当する者として大蔵大臣が定めるものに係る特別措置法の施行日前に給付事由が生じた沖縄の共済法の規定による長期給付については、別段の定めがあるもののほか、なお従前の例により組合又は連合会が支給する。

2 前項に規定する者のうち公務員等共済法第六十六条第二項又は公立学校職員共済法第六十七条第二項の退職一時金の支給を受けた者(政令で定める者を除く。)その他これに準ずるものとして政令で定める者(前項の規定により通算退職年金の支給を受ける者を除く。)については、政令で定めるところにより、組合又は連合会が新法の規定による通算退職年金を支給する。

(恩給等の受給権の取扱ひ)

第五十一条の六 復帰更新組合員で特別措置法の施行日の前日に恩給公務員であつたものは、恩給に関する法令の規定の適用については、同日において退職したものとみなす。

2 復帰更新組合員に係る恩給(その者が恩給に関する法令の規定により遺族として受ける恩給及びその者が特別措置法の施行日前に支払を受けるべきであつた恩給で同日前にその支払を受けるべきであつた恩給)又は退職年金条例(元沖縄県官吏恩給規則の規定による恩給受給権者のための恩給支給に関する特別措置法(千九百六十八年立法第七十八号)を含む。以下この項において同じ。)の規定による退職料等(その者が退職年金条例の規定により遺族として受ける退職料等及びその者が特別措置法の施行日前に支払を受けるべきであつた退職料等で同日前にその支払を受けるべきであつたものを除く。)を受ける権利は、特別措置法の施行日の前日において消滅するものとする。ただし、次に掲げる権利は、この限りでない。

一 増加恩給、増加退職料、傷病年金又は傷病年金を受ける権利

二 特別措置法の施行日の前日において現に支給を受けている普通恩給又は退職料を受ける権利(これを有する者が特別措置法の施行日から六十日を経過する日以前に当該権利の裁定を行つた者に対して、これを消滅させることを希望する旨を申し出なかつたものに限る。)

3 前項第二号の規定による申出をしなかつた者又はその遺族に対して支給する長期給付については、当該申出に係る普通恩給又は退職料を受ける権利の基礎となつた期間は、第七條第一項第一号の期間に該当しないものとみなす。

(取扱ひ)

第五十一条の七 復帰更新組合員に係る旧法等又は旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による退職年金(その者が特別措置法の施行日前に支払を受けるべきであつた当該退職年金で同日前にその支払を受けるべきであつたものを除く。)を受ける権利は、特別措置法の施行日の前日において消滅するものとする。ただし、当該退職年金を受ける権利を有する者が特別措置法の施行日から六十日を経過する日以前に当該権利の決定を行つた者に対して当該退職年金を受けることを希望する旨を申し出たときは、この限りでない。

2 復帰更新組合員に係る旧法等、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による廃疾年金又は旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による通算退職年金は、その者が復帰更新組合員である間、その支給を停止する。ただし、当該廃疾年金を受ける権利を有する者が特別措置法の施行日から六十日を経過する日以前に当該権利の決定を行つた者に対して当該廃疾年金を受けることを希望する旨を申し出たときは、この限りでない。

3 第一項ただし書若しくは前項ただし書の規定による申出をした者又はその遺族に対して支給する長期給付については、これらの申出に係る退職年金又は廃疾年金を受ける権利の基礎となつた期間は、第七條第一項第二号又は第四号の期間に該当しないものとみなす。

(沖縄の組合員であつた長期組合員等の取扱ひ)

第五十一条の八 沖縄の組合員であつた長期組合員に対する長期給付については、別段の定めがあるものを除き、その者が沖縄の組合員であつた間、長期組合員であつたものと、沖縄の共済法及び年金法の規定による給付は新法及びこの法律中のこれらの規定に相当する

規定による給付とみなして、新法及びこの法律の規定を適用する。

2 沖縄の組合員であつた長期組合員（沖縄の組合員となる前に長期組合員であつた者を除く。）についてこの法律の規定を適用する場合において、第二十条及び第二十七条中「施行日」とあるのは「沖縄の共済法の施行の日」と、第二十八条中「施行日」とあるのは「年金法の施行の日」とする。

3 琉球政府等の職員であつた長期組合員は、琉球政府等の職員であつた間、職員であつたものとみなして、この法律の規定を適用する。この場合においては、沖縄の退職年金条例（公務員等施行法第二十一条第四号に規定する退職年金条例（本土の地方公共団体の条例を除く。）をいう。次項及び第六項において同じ。）の適用を受ける者その他政令で定める者であつた琉球政府等の職員は、これらの者であつた間、恩給公務員として在職したものと、当該沖縄の退職年金条例の規定はこれに相当する恩給法の規定と、当該沖縄の退職年金条例の規定による給付はこれに相当する恩給とみなす。

4 沖縄更新組合員である琉球政府等の職員であつた長期組合員に対する長期給付については、前項に規定するもののほか、その者が沖縄更新組合員であつた間、更新組合員であつたものと、その者が恩給若しくは旧法の規定による退職年金若しくは退職年金条例、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による給付又は沖縄の退職年金条例の規定による給付を受ける権利につき沖縄の共済法の規定（公務員等施行法第七條（同法第三十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定を除く。）によつてした申出はこの法律中の相当する規定によつてした申出と、沖縄の共済法の規定によつて消滅した恩給又は沖縄の退職年金条例の規定による給付はこの法律中の

相当する規定によつて消滅したものとみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、第二十一条第七号中「この法律の施行の日」とあるのは、「沖縄更新組合員となつた日（沖縄更新組合員となる前に更新組合員であつた者にあつては、施行日）」とする。

5 沖縄の組合員であつた長期組合員に対する新法及びこの法律の規定の適用については、沖縄の組合員であつた期間のうち、恩給公務員期間又は旧長期組合員期間と重複する期間があるときはその重複する期間を除いた期間を恩給公務員期間又は旧長期組合員期間とし、施行日以後の組合員期間と重複する期間があるときはその重複する期間を除いた期間を沖縄の組合員であつた期間とする。

6 第五十一条の二第五項又は第六項の規定は、琉球政府等の職員であつた長期組合員で第一号に掲げる給付を受けた第七條第一項第一号の期間若しくは沖縄の組合員であつた期間（恩給公務員に該当する者であつた期間に限る。）若しくは第二号に掲げる給付を受けた同項第一号から第四号までの期間若しくは沖縄の組合員であつた期間を有するもの又はその遺族に退職年金、減額退職年金若しくは廃疾年金又は遺族年金を支給する場合について準用する。

一 普通恩給又はこれに相当する退職年金条例（沖縄の退職年金条例を含む。）の給付（これらの給付を受ける権利につき第五十一条の六第二項第二号ただし書の申出をしなかつた者の当該申出をしなかつた給付を除く。）

二 旧法の退職年金若しくは廃疾年金又はこれらに相当する旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の給付（これらの給付を受ける権利につき前条第一項ただし書又は同条第二項ただし書の申出をした者のこれらの申出をした給付を除く。）

（副看守長等であつた監視等の取扱い）

第五十一条の九 琉球政府（これにその事務を引き継がれた機関その他の機関で政令で定めるものを含む。）の副看守長、看守部長又は看守（以下「副看守長等」という。）であつた復帰更新組合員で特別措置法の施行日以後に監視等となつたものが退職した場合において、副看守長等であつた間、監視等であつたものとみなして新法及びこの法律の規定を適用する。としたならば退職年金を支給すべきこととなるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

2 前項に定めるもののほか、同項に規定する復帰更新組合員に係る退職年金の額の算定方法その他長期給付に關し必要な事項は、政令で定める。

（政令への委任）

第五十一条の十 この章に定めるもののほか、復帰更新組合員その他政令で定める者に係る退職年金の受給資格及び退職年金の額に關する経過措置その他長期給付に關する必要な経過措置等は、政令で定める。

（租税特別措置法の一部改正）

第四十四条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の七及び第四十一条の八を次のように改める。

第四十一条の七及び第四十一条の八 削除

第五章 文部省關係

（日本育英会法の一部改正）

第四十五条 日本育英会法（昭和十九年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第三十六条ノ二を削る。

第四十六条 日本育英会法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第七十号）の施行の日以後

大学（国立養護教諭養成所及び国立工業教員養成所を含む。）若しくは大学院又は高等専門学校

において学資の貸与を受けた者（同法の施行の際大学（国立工業教員養成所を含む。）又は大学院に在学しその在学期間中に学資の貸与を受けた者を含む。）が、修業後この法律の施行の日の前日までの間に、沖縄における日本育英会法第四十六条ノ四第二項に規定する教育又は研究の職に相當する職にあつたときは、同項の規定の適用については、なお従前の例による。

（国立学校設置法の一部改正）

第四十七条 国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表鹿児島大学の項の次に次のように加える。

琉球大学	法学部
沖繩県	教育学部
	理工学部
	保健学部
	農学部

第三条の三第二項の表長崎大学商科短期大学の項の次に次のように加える。

琉球大学短期大学部	琉球大学
-----------	------

第四十八条 この法律の施行の際沖縄の法令の規定による琉球大学又は琉球大学短期大学部に在学する者は、それぞれ前条の規定による改正後の国立学校設置法第三条第一項の表又は第三条の三第二項の表に規定する琉球大学又は琉球大学短期大学部の学生となる。

第六章 厚生省關係

（厚生省設置法の一部改正）

第四十九条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第一百五十一号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の表及び第三十五条の表中「鹿児島県」を「鹿児島県 沖繩県」に改める。

第二章第三節第二款中第三十六条を第三十五条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

昭和四十六年十二月二十九日 参議院會議録第一号 沖縄の復興に伴う特別措置に関する法律案外四件

三六

(九州地区麻薬取締官事務所沖縄支所)

第三十六條 九州地区麻薬取締官事務所の所掌事務のうち沖縄県の区域に係る事務を分掌させるため、当分の間、那覇市に九州地区麻薬取締官事務所沖縄支所を置く。その内部組織は、厚生省令で定める。

(医師法の一部改正)

第五十條 医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十六條の二第三項中「沖縄地域(硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む)の地域をいう。にある病院又は」を削る。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第五十一條 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第五十條第一項中「その他政令で定める者」を削る。

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正)

第五十二條 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第三十三條を次のように改める。

第三十三條 削除

第三十四條中「都道府県知事その他政令で定める者」を「又は都道府県知事」に改める。

附則第四十項を削り、附則第四十一項を附則第四十項とし、附則第四十二項から第四十七項までを一項ずつ繰り上げ、附則第四十八項中「第四十六項を」を「第四十五項」に改め、同項を附則第四十七項とし、附則第四十九項を附則第四十八項とし、附則第五十項を附則第四十九項とする。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)

第五十三條 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第五十八條 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十一條第二項から第四項までを削り、同条第五項中「前三項に定めるもののほか、第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十二條中「その他政令で定める者」を削る。

(戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正)

第五十九條 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十三條第二項から第四項までを削り、同条第五項中「前三項に定めるもののほか、第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

(戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正)

第六十條 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十三條第二項から第四項までを削り、同条第五項中「前三項に定めるもののほか、第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

(戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正)

第六十一條 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十三條第二項から第四項までを削り、同条第五項中「前三項に定めるもののほか、第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

(戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正)

第六十二條 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十三條第二項から第四項までを削り、同条第五項中「前三項に定めるもののほか、第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

(戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正)

ら検査の結果有害動物又は有害植物が附着していないと認め、又は省令で定める基準に従つて消毒したと認める旨を示す表示を附したものでなければ、他の地域へ移動してはならない。

2 前項の省令を定める場合には、第七條第四項の規定を準用する。

(植物等の移動の禁止)

第十六條の三 省令で定める地域内にある植物、有害動物若しくは有害植物又は土で、有害動物又は有害植物のまん延を防止するため他の地域への移動を禁止する必要があるものとして省令で定めるもの及びこれらの容器包装は、他の地域へ移動してはならない。ただし、試験研究の用に供するため農林大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 前項の省令を定める場合には第七條第四項の規定を、前項ただし書の場合には同條第二項及び第三項の規定を準用する。

(船舶等への積込み等の禁止)

第十六條の四 植物防疫官は、第十六條の二第一項又は前條第一項の規定に違反して植物、有害動物若しくは有害植物又は土及びこれらの容器包装が移動されることを防止するため必要があると認めるときは、これらの物品を所有し、又は管理する者に対し、船舶若しくは航空機にこれらの物品の積込み若しくは持込みをしないよう、又は船舶若しくは航空機に積込み若しくは持込みをしたこれらの物品を取り卸すよう命ずることができる。

(廃棄処分)

第十六條の五 植物防疫官は、第十六條の二第一項又は第十六條の三第一項の規定に違反して移動された植物、有害動物若しくは有害植物又は土及びこれらの容器包装を所持する者に対して、その廃棄を命じ、又は自らこれを廃棄することができる。

第三十六條第一項中「又は第十四條」を、第

十四條、第十六條の四又は第十六條の五」に改める。

第三十九條中「左の」を「次の」に改め、同條第一号中、又は第十三條第四項」を、第十三條第四項、第十六條の二第一項又は第十六條の三第一項」に改め、同條第二号中「第七條第三項」の下に「第十六條の三第二項において準用する場合を含む。」を加える。

第四十條中「左の」を「次の」に改め、同條第二号中「第八條第七項」の下に「又は第十六條の四」を加え、同條第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第十六條の五の規定による命令に違反し、又は同條の規定による処分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第六十二條 前條の規定による改正後の植物防疫法第十六條の二第二項及び第十六條の三第二項において準用する同法第七條第四項の規定による公聴会は、この法律の施行前でも、前條の規定による改正後の植物防疫法第十六條の二第一項又は第十六條の三第一項の省令を定めるために開くことができる。

(農地法の一部改正)

第六十三條 農地法(昭和二十七年法律第二百一十九號)の一部を次のように改正する。

別表鹿兒島縣の項の次に次のように加える。

— 沖縄縣 — 一・〇(ヘクタール) —

(家畜伝染病予防法の一部改正)

第六十四條 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六號)の一部を次のように改正する。

第二條第一項の表家畜の種類欄中「牛」の下に、「水牛」を加える。

(沖繩産糖の糖価安定事業法による買入れ等に関する特別措置法の一部改正)

第六十五條 沖繩産糖の糖価安定事業法による買入れ等に関する特別措置法(昭和三十九年法律第四十二號)の一部を次のように改正する。

第二項中「本邦に輸入した者」を「沖繩から輸入した者」に、「沖繩産糖で本邦に輸入されたものを」を「沖繩産糖」に改める。

第七項中「をい、本邦」とは、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百一十八號)第六條第一項第一号に規定する本邦を指す。

(沖繩産糖の糖価安定事業法による買入れ等に関する特別措置法の廃止)

第六十六條 沖繩産糖の糖価安定事業法による買入れ等に関する特別措置法は、廃止する。

(砂糖の価格安定等に関する法律の一部改正)

第六十七條 砂糖の価格安定等に関する法律(昭和四十年法律第九號)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「政令で定める沖繩産糖のものを除く。」を削る。

附則第二條の二を次のように改める。

(輸入に係る指定糖の充戻しの価格の算定の特例)

第二條の二 第十條第一項第一号に規定する事業団の充戻しの価格で、沖繩の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律(昭和四十六年法律第 号)の施行の日の属する砂糖年度の翌砂糖年度に適用されるものの算定については、同條第二項中「当該年度の前年度における国内産糖」とあるのは「当該年度の前年度における国内産糖(沖繩産糖(沖繩産糖の糖価安定事業法による買入れ等に関する特別措置法(昭和三十九年法律第四十二號)第七項に規定する沖繩産糖をいう。以下この項において同じ。))を含む。以下この項において同じ。))」を含む。

と、「輸入に係る砂糖」とあるのは「輸入に係る砂糖(沖繩産糖を除き、本邦以外の地域から沖繩に輸入された砂糖を含む。))とする。

附則第三條の次に次の一条を加える。

第三條の二 昭和四十七年九月三十日までの間は、沖繩産糖の糖価安定事業法による買入れ

等に関する特別措置法第七項に規定する沖繩産糖については、第十九條第一項の規定は、適用しない。

第六十八條 砂糖の価格安定等に関する法律第十條第一項第一号に規定する事業団の充戻しの価格で、この法律の施行の日の属する砂糖年度以前砂糖年度に適用されるものの算定については、なお従前の例による。

(漁業法の一部改正)

第六十九條 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七號)の一部を次のように改正する。

第六條第三項第一号中「二十七メートル」の下に「(沖繩県にあつては、十五メートル)」を加える。

第八章 通商産業省関係

(通商産業省設置法の一部改正)

第七十條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五號)の一部を次のように改正する。

目次中「及び鉱山保安監督部」を、「鉱山保安監督部等」に改める。

第二十八條第四項中「二以上の通商産業局」の下に「(沖繩総合事務局を含む。以下この項及び第三十三條第四項において同じ。))」を加える。

第二章第三節第二款の款名を次のように改める。

第二款 鉱山保安監督局、鉱山保安監督部等

第三十二條の見出し中「及び鉱山保安監督部」を、「鉱山保安監督部等」に改め、同條第三項中「及び鉱山保安監督部」を、「鉱山保安監督部及び那覇鉱山保安監督事務所」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、当分の間、本省に、地方支分部局として、那覇鉱山保安監督事務所を置く。

昭和四十六年十二月二十九日 参議院會議録第一号 沖縄の復興に伴う特別措置に関する法律案外四件

所」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 那覇鉾山保安監督事務所は、那覇市に置き、その管轄区域は、沖縄県の区域とする。

第三十四条第一項及び第二項中「及び鉾山保安監督部を」と、鉾山保安監督部及び那覇鉾山保安監督事務所に改める。

附則に次の一項を加える。

6 当分の間、他の法令において「鉾山保安監督部」又は「鉾山保安監督部長」とあるのは、それぞれ那覇鉾山保安監督事務所又は那覇鉾山保安監督事務所長を含むものとする。

第三十七条第二項の表中「村上海員学校」を「村上海員学校」に改める。

第五十五条の三の表中「鹿児島県」を「鹿児島県 沖縄県」に改める。

第七十七条に次の一項を加える。

2 前項に掲げるもののほか、気象庁の地方機関として、当分の間、沖縄気象台を置く。

第七十八条の見出しを「(管区気象台等)」に改め、同条中「管区気象台は」を「管区気象台等」に改め、同条中「管区気象台をいう」以下同じ。

第七十九条第三項から第五項までの規定中「管区気象台」を「管区気象台等」に改め、同条中第五項を第六項とし、第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 沖縄気象台は、那覇市に置く。

第八十一条第三項中「管区気象台」を「管区気象台等」に改める。

第七十三条 この法律の施行の際琉球政府の海員学校に在学する者は、その入学の時から沖縄海員学校の相当課程に在学していたものとみなす。

2 前項に定めるもののほか、沖縄海員学校の設置に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(商工會議所法の一部改正)

第七十一条 商工會議所法(昭和二十八年法律第四百三十三号)の一部を次のように改正する。

第六十九条第二項中「五十人以上」を「五十一人以上」に改める。

第七十五条第一項中「百人以内」を「二百人以上」に改める。

第九章 運輸省関係

(運輸省設置法の一部改正)

第七十二条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

(海上運送法の一部改正)

第七十四条 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条の四第一項中「(本州、北海道、四国、九州及び省令の定めるその附属の島をいう。以下同じ。)」を削る。

(船舶職員法の一部改正)

第七十五条 船舶職員法(昭和二十六年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「(本州、北海道、四国、九州及び運輸省令で定めるその附属の島をいう。以下同じ。)」を削る。

(労働組合法の一部改正)

第七十六条 労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二十二項ただし書中「海運局」とを「各海運局の管轄区域を管轄区域として及び当分の間沖縄県の区域を管轄区域として」に改め、「海運局」を「船舶地方労働委員会」に改める。

第七十七条 この法律の施行の際沖縄の労働組合法(千九百五十三年立法第四十二号)第十九条第二項の船舶労働委員会の委員である者は、沖縄

県の区域を管轄区域とする船舶地方労働委員会(次項及び第三項において「沖縄船舶地方労働委員会」という。)の委員となるものとし、その任期の満了の日は、同条第二十二項において準用する同条第七項の規定に基づく任命が行なわれた日から起算して同条第二十二項において準用する同条第十一項に規定する期間を経過する日とする。

2 沖縄船舶地方労働委員会についての前条の規定による改正後の労働組合法第十九条第二十二項の規定の適用に関しては、前項に規定する委員の任期の満了の日までは、同条第二十二項中「各五人」とあるのは「各五人(沖縄県の区域を管轄区域とする船舶地方労働委員会にあつては各三人)」とし、「第二十五条」とあるのは「前項中」公益委員の数が五人」とあるのは「公益委員の数が五人又は三人」と、第二十五条とする。

3 前二項に定めるもののほか、沖縄船舶地方労働委員会の設置に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(海上保安庁法の一部改正)

第七十八条 海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「十海上保安管区」を「十一海上保安管区」に改める。

第十二条の二第一項中「管区海上保安本部」の下に「(第十一管区海上保安本部を除く。)」を加える。

別表熊本県、宮崎県及び鹿児島県の区域並びにその沿岸水域の項の次に次のように加える。

沖縄県の区域及び第十一海上保安管区並びにその沿岸水域 保安管区 第十一管区海上保安本部

(海難審判法の一部改正)

第七十九条 海難審判法(昭和二十二年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第九條に次の二項を加える。

沖縄県を管轄区域に含む地方海難審判庁に

は、その事務の一部を取り扱わせるため、当分の間、沖縄県の区域内に、支部を設けることができる。

前項の支部の名称、位置、所掌事務及び内部組織は、運輸省令で定める。

第九條の二に次の一項を加える。

前条第三項の支部に支部長を置き、海難審判庁審判官の中から、高等海難審判庁長官が、これを補する。

第十三條の二第一項中「長」の下に「(第九條の二第四項の支部長を含む。以下同じ。)」を加える。

(運輸省設置法の一部改正に伴う氣象業務法の一部改正)

第八十條 氣象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第四十三條の二第一項中「管区氣象台長」の下に「、沖縄氣象台長」を加え、同条第二項中「管区氣象台長」の下に「又は沖縄氣象台長」を加える。

(南大東島及び石垣島における高層氣象観測に必要な物品の譲与に関する法律の廃止)

第八十一條 南大東島及び石垣島における高層氣象観測に必要な物品の譲与に関する法律(昭和三十一年法律第四十七号)は、廃止する。

第十章 郵政省関係

(郵政省設置法の一部改正)

第八十二條 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二條第四項中「第一項の」を「第一項及び第二項の」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「地方郵便局」の下に「及び沖縄郵政管理事務所」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「分掌する」を「分掌し、沖縄郵政管理事務所は第六條第一項第十号の二から第十号の六まで及び第十二号の二から第十二号の四まで並びに第八條から第十條の二までに掲げる事務の一部を分掌する」に改め、同項を同条第

三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、当分の間、郵政省に、地方支分部局として、沖縄郵政管理事務所を置く。

第十三条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「地方電波監理局」の下に「及び沖縄郵政管理事務所」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「及び地方電波監理局」を、地方電波監理局及び沖縄郵政管理事務所とし、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第十條の二第十号」を「第十條の二第一項第十号」に、「前項」を「第三項及び前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 沖縄郵政管理事務所は、那覇市に置く。

5 沖縄郵政管理事務所の管轄区域は、沖縄県とする。

第十九条第一項の表電波監理審議会の項中「地方電波監理局長」の下に「若しくは沖縄郵政管理事務所長」を加える。

(公衆電気通信法の一部改正)

第八十三条 公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第五條の次に次の一條を加える。

(公社及び公社が行なうことができる公衆電気通信業務の範囲)

第五條の二 公衆電気通信業務のうち公社が行なうことができるものは、国際電気通信業務以外のものとする。

2 公衆電気通信業務のうち公社が行なうことができるものは、国際電気通信業務とする。

第十條を次のように改める。

第十條 公社は、前條の規定により公社に国際電気通信業務を委託しようとするときは、その契約の内容たる重要な事項で郵政省令で定めるものについて、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

第十一條の前の見出しを「(国際電気通信業務に関する条約)」に改める。

第十二條を次のように改める。

第十二條 削除

第六十九條第一項中「公社又は」を削る。

第七十四條第一項中「若しくは減免したとき、又は第六十九條に規定する換算の割合を定め、若しくは變更したとき」を「又は減免したとき」に改める。

第八十八條中「公社又は」を削る。

(郵政省設置法の一部改正に伴う郵便法の一部改正)

第八十四條 郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第四十一條第二項並びに第五十四條第一項及び第二項中「又は郵便局」を「若しくは郵便局又は沖縄郵政管理事務所」に改める。

(郵政省設置法の一部改正に伴う簡易郵便局法の一部改正)

第八十五條 簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「地方郵政監理局」の下に「又は沖縄郵政管理事務所」を加える。

(郵政省設置法の一部改正に伴う郵便貯金法の一部改正)

第八十六條 郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十九條中「地方貯金局」の下に「又は沖縄郵政管理事務所」を加える。

(郵便為替法の一部改正)

第八十七條 郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二十四條の二を削る。

第八十八條 この法律の施行前に沖縄にある郵便局に差し出された郵便為替でこの法律の施行の日以後に払い渡されるものの取扱ひその他前條の規定による郵便為替法の改正に伴ひ必要な経

昭和四十六年十二月二十九日 参議院會議録第一号 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案外四件

過措置は、政令で定める。

(沖縄における郵便貯金の奨励及び簡易生命保険思想の普及に必要な施設及び設備の設置及び無償貸付けに関する法律の廃止)

第八十九條 沖縄における郵便貯金の奨励及び簡易生命保険思想の普及に必要な施設及び設備の設置及び無償貸付けに関する法律(昭和四十四年法律第五十三号)は、廃止する。

(郵政省設置法の一部改正に伴う簡易生命保険法の一部改正)

第九十條 簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「地方郵政局長」の下に「沖縄郵政管理事務所長」を加える。

(郵政省設置法の一部改正に伴う郵便年金法の一部改正)

第九十一條 郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第九十四條 この法律の施行の日から起算して五年間、前條の規定による改正後の放送法第十五條第一項中「十二人」とあるのは「十三人」と、同法第二十七條第二項中「九人以上」とあるのは「十人以上」と、同法第二十七條第二項中「八人以上」とあるのは「九人以上」と、同法第二十七條第二項中「八人以上」とあるのは「十人以上」と、同法別表中

六 熊本県 長崎県 福岡県 大分県 佐賀県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 とあるのは

七 宮城県 福島県 岩手県 青森県 山形県 秋田県 とあるのは

八 北海道 熊本県 長崎県 福岡県 大分県 佐賀県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 とあるのは

九 北海道 宮城県 福島県 岩手県 青森県 山形県 秋田県 とあるのは

と読み替へるものとす

十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「地方郵政局長」の下に「沖縄郵政管理事務所長」を加える。

(郵政省設置法の一部改正に伴う電波法の一部改正)

第九十二條 電波法(昭和二十五年法律第三百一十一号)の一部を次のように改正する。

第四十四條の三「地方電波監理局長」の下に「又は沖縄郵政管理事務所長」を加える。

(放送法の一部改正)

第九十三條 放送法(昭和二十五年法律第三百一十一号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項第一号イ中「五百三十五キロサイクル」を「五百二十五キロサイクル」に改める。

別表中「鹿児島県」を「鹿児島県 沖縄県」に改める。

第九十四條 この法律の施行の日から起算して五年間、前條の規定による改正後の放送法第十五條第一項中「十二人」とあるのは「十三人」と、同法第二十七條第二項中「九人以上」とあるのは「十人以上」と、同法第二十七條第二項中「八人以上」とあるのは「九人以上」と、同法別表中

六 熊本県 長崎県 福岡県 大分県 佐賀県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 とあるのは

七 宮城県 福島県 岩手県 青森県 山形県 秋田県 とあるのは

八 北海道 熊本県 長崎県 福岡県 大分県 佐賀県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 とあるのは

九 北海道 宮城県 福島県 岩手県 青森県 山形県 秋田県 とあるのは

と読み替へるものとす

2 前項の規定により読み替えられた前條の規定による改正後の放送法第十六條第二項の規定により新たに任命されることとなる日本放送協会の経営委員会の委員については、同条第三項の規定を準用する。

(沖縄におけるテレビジョン放送に必要な設備の日本放送協会による設置及び無償貸付けに関する法律の廃止)

第九十五條 沖縄におけるテレビジョン放送に必要な設備の日本放送協会による設置及び無償貸付けに関する法律(昭和四十四年法律第二十四号)は、廃止する。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第九十六條 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二十六條の四の次に次の五條を加える。

要な設備の日本放送協会による設置及び無償貸付けに関する法律(昭和四十四年法律第二十四号)は、廃止する。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第九十六條 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二十六條の四の次に次の五條を加える。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の施行の日前に給付事由等が生じた給付の取扱

い)

第二十六条の五 沖縄の共済法(公務員等共済組合法(千九百六十九年立法第五十四号。以下「公務員等共済法」といふ。))及び公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(千九百六十九年立法第五十五号。以下「公務員等施行法」といふ。以下同じ。))の規定の適用を受ける者であつたものうち職員に相当する者として主務大臣が定めるもの

に係る沖縄の共済法の規定による長期給付であつて、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第 号。以下「特別措置法」といふ。))の施行の日(以下「特別措置法の施行日」といふ。))前に給付事由が生じたもの及び同日前に給付の原因である事故が発生し、同日以後にその給付事由が生じたものについては、附則第二十六条の八に規定する場合及び政令で定める場合を除き、なお従前の例により組合が支給する。

(復帰更新組員に係る恩給等の受給権の取扱い)

第二十六条の六 復帰更新組員(特別措置法の施行日の前に公務員等共済法の規定に基づく公務員等共済組合の組員(政令で定める者に限る。))であつた者で、沖縄の復帰に伴う特別措置法の施行日に組合員となり、以後退職することなく引き続き組合員であるものをいう。以下同じ。))で特別措置法の施行日の前に恩給公務員であつたものは、恩給に関する法令の規定の適用については、同日において退職したものとみなす。

2 復帰更新組員に係る恩給(その者が恩給に関する法令の規定により遺族として受ける恩給及びその者が特別措置法の施行日前に支払を受けるべきであつた恩給で同日前にその支払を受けなかつたものを除く。又は沖縄の退職年金条例(公務員等施行法第二条第一項

第四号に規定する退職年金条例(恩給に相当する給付に関する本土の地方公共団体の条例を除く。))をいう。以下同じ。))の規定による恩給に相当する給付(その者が沖縄の退職年金条例の規定により遺族として受ける恩給に相当する給付及びその者が特別措置法の施行日前に支払を受けるべきであつた恩給に相当する給付で同日前にその支払を受けなかつたものを除く。))を受ける権利は、特別措置法の施行日の前日において消滅するものとする。ただし、次に掲げる権利は、この限りでない。

一 増加恩給若しくは恩給に関する法令の規定による傷病年金若しくは傷病賜金又はこれらの給付に相当する沖縄の退職年金条例の規定による給付を受ける権利

二 普通恩給である軍人恩給以外の普通恩給を受ける権利(これを有する者が特別措置法の施行日から起算して六十日を経過する日以前に裁定庁に対してこれを消滅させることを希望する旨を申し出なかつたものに限る。))

三 普通恩給である軍人恩給を受ける権利(これを有する者が特別措置法の施行日から起算して六十日を経過する日以前に裁定庁に対してこれを消滅させることを希望する旨を申し出なかつたものに限る。))

四 普通恩給に相当する沖縄の退職年金条例の規定による給付を受ける権利(これを有する者が特別措置法の施行日から起算して六十日を経過する日以前に当該権利の裁定を行なう者に対してこれを消滅させないことを希望する旨を申し出たものに限る。))

3 前項各号に掲げる権利に係る恩給その他の給付は、その者が復帰更新組員である間も、支給する。

4 第二項第二号から第四号までに掲げる権利を有する者又はその遺族に対して支給する長期給付については、これらの権利の基礎とな

っている期間は、附則第五条第一項第一号の期間に該当しないものとする。

(復帰更新組員に係る旧法等の規定による退職年金等の受給権の取扱)

第二十六条の七 復帰更新組員に係る旧法又はその施行前の政府職員の共済組合に関する法令(以下「旧法等」といふ。))の規定による退職年金(その者が特別措置法の施行日前に支払を受けるべきであつた当該退職年金で同日前にその支払を受けなかつたものを除く。))を受ける権利は、特別措置法の施行日の前日において消滅するものとする。ただし、旧法等の規定による退職年金を受ける権利を有する者が特別措置法の施行日から起算して六十日を経過する日以前に当該権利の決定を行なう旨を申し出たときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による申出をした者に係る退職年金は、その者が復帰更新組員である間も、支給する。

3 復帰更新組員に係る旧法等の規定による廃疾年金は、この法律の規定による廃疾年金とみなして、第五十五条第三項から第七項までの規定を適用する。

4 復帰更新組員に係る旧法等の規定による廃疾年金を受ける権利を有する者が特別措置法の施行日から起算して六十日を経過する日以前に当該権利の決定を行なう者に対して当該廃疾年金を受けることを希望する旨を申し出たときは、前項の規定にかかわらず、当該権利を有する者が復帰更新組員である間も、当該廃疾年金を支給する。

5 第一項ただし書若しくは前項の規定による申出をした者又はその遺族に対して支給する長期給付については、これらの申出に係る退職年金又は廃疾年金を受ける権利の基礎となつていない期間は、組員期間に算入しないものとする。

(復帰更新組員に対する長期給付に関する規定の適用等)

第二十六条の八 復帰更新組員に対する長期給付については、政令で定める場合を除き、その者が沖縄の組員(公務員等共済法の規定に基づく公務員等共済組合の組員(同立法第七十七条第一項の規定により公務員等共済組合の組員であつたものとみなされた者及び公務員退職年金法(千九百六十五年立法第百号。以下「年金法」といふ。))の規定の適用を受ける者であつたものを含む。))をいう。以下同じ。))であつた間、組合員であつたものと、沖縄の共済法及び年金法の規定による給付(同項の規定により公務員等共済法の規定による給付とみなされた給付を含む。))は、この法律中のこれらの規定に相当する規定による給付とみなして、この法律の規定を適用する。

2 復帰更新組員に対する長期給付については、政令で定める場合を除き、その者が琉球政府等職員(公務員等共済法第二条第一項第一号に規定する職員及び公立学校職員共済組合法(千九百六十八年立法第四十七号)第二条第一項第二号に規定する職員並びに年金法附則第三条第一項又は第四条第一項に規定する政府等の職員及びこれらの規定に規定する機関に在職していた職員をいう。以下同じ。))であつた間、職員であつたものとみなして、附則の規定を適用する。この場合において、琉球政府等職員で、沖縄の退職年金条例の規定の適用を受ける者であつたもの又は政令で定める者であつたものは、これらの者であつた間、恩給公務員として在職したものと、当該沖縄の退職年金条例の規定はこれに相当する恩給法による給付と、当該沖縄の退職年金条例の規定による給付はこれに相当する恩給とみなす。

3 復帰更新組員に対する長期給付については、前二項に規定するもののほか、その者が更新組員とみなして、附則の規定を適用する。

4

復歸更新組合員で第一号に掲げる給付を受けた附則第五条第一項第一号の期間若しくは年金法の施行の日以後の組合員期間(恩給公務員に該当する者であつた期間に限る。)又は第二号に掲げる給付を受けた同条第一項第一号から第三号までの期間若しくは同日以後の組合員期間を有するものに退職年金、減額退職年金又は廃疾年金を支給するときは、その受けたこれらの給付の額(すでに控除を受けた額があるときは、その額を控除した額とし、次項において「普通恩給等受給額」という。)に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。ただし、普通恩給若しくはこれに相当する沖繩の退職年金条例の規定による給付を受ける権利で附則第二十六条の六第二項第二号から第四号までに掲げるもの又は旧法等の規定による退職年金若しくは廃疾年金を受ける権利で前条第一項ただし書若しくは同条第四項の規定による申出に係るものを有する復歸更新組合員に対し退職年金、減額退職年金又は廃疾年金を支給する場合は、この限りでない。

一 普通恩給又はこれに相当する沖繩の退職年金条例の規定による給付

二 旧法等の規定による退職年金又は廃疾年金

5

前項本文に規定する復歸更新組合員又は当該復歸更新組合員であつた者が死亡したことに伴う遺族年金を支給するときは、普通恩給等受給額(同項の規定によりすでに控除された額があるときは、その額を控除した額)の二分の一に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

(沖繩の復歸に伴う経過措置等の政令への委任)

第二十六条の九 附則第二十六条の五から前条

昭和四十六年十二月二十九日 参議院會議録第一号 沖繩の復歸に伴う特別措置に関する法律案外四件

までに定めるもののほか、復歸更新組合員その他の政令で定める沖繩の組合員であつた者に係る退職年金の受給資格及び退職年金の額に関する経過措置その他長期給付に関する必要経過措置等は、政令で定める。

第十一章 労働省関係

(沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う労働省設置法の一部改正) 第九十七条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項第五号の二を削る。

第十八條第一項中、「沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法(これに基づく命令を含む。)」を削る。

(沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正) 第九十八條 労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和三十一年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項中(「沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法(昭和四十二年法律第三十七号)第五條第三項において準用する場合を含む。以下同じ。)」を削る。

(沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う社会保険労務士法の一部改正) 第九十九條 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十号の二を第二十号とし、第二十号の三を第二十号の二とし、第二十号の四を第二十号の三とし、第二十号の五を第二十号の四とする。

(沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う炭鉱職者臨時措置法の一部改正) 第一百條 炭鉱職者臨時措置法(昭和三十四年法律第百九十九号)の一部を次のように改正する。

第十八條第七項を削る。

(沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う港務労働法の一部改正) 第一百條 港務労働法(昭和四十年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

第五十九條第四項を削る。

(沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止) 第一百二條 沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法(昭和四十二年法律第三十七号)は、廃止する。

第一百三條 前条の規定による沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴い必要経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)については、政令で必要な規定を設けることができる。

第十二章 自治省関係

(地方行政連絡会議法の一部改正) 第一百四條 地方行政連絡会議法(昭和四十年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

別表九州地方行政連絡會議の項中「及び鹿児島県を、鹿児島県及び沖繩県」に改める。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正) 第一百五條 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十一章 国の職員等であつた者に係る経過措置(第百三十一條・第百三十二條)」を「第十一章 国の職員等であつた者に関する経過措置(第百三十一條・第百三十二條)」とし、琉球政府等の職員であつた者に関する経過措置(第百三十一條・第百三十二條)を「第百三十一條・第百三十二條」に、「第百四十二條の二」を「第百四十二條の三」に、「第百四十三條の二十」を「第百四十三條の二十四」に改める。

第十一章の次に次の一章を加える。

琉球政府等の職員であつた者に関する経過措置

(定義)

第百三十二條の二 この章、第十三章及び第十三章の二において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特別措置法 沖繩の復歸に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百三十二号)をいう。

二 沖繩の共済法 特別措置法の施行の日前に沖繩県の区域に施行されていた新法の規定による長期給付に相当する給付に関する沖繩法令をいう。

三 沖繩の組合員 沖繩の共済法の規定に基づき公務員等共済組合又は公立学校職員共済組合の組合員をいう。

四 復歸更新組合員 特別措置法の規定によりその施行の日組合の組合員となり、引き続き組合の組合員であるものをいう。

2 復歸更新組合員に対して新法の長期給付に関する規定を適用する場合における必要な経過措置等については、この章に定めるところによる。

(特別措置法の施行の日前に給付事由が生じた給付の取扱) 第百三十二條の三 沖繩の共済法の適用を受けていた者のうち地方公務員に相当するものとして自治大臣の定めるものに係る特別措置法の施行の日前に給付事由が生じた沖繩の共済法の規定による長期給付については、別段の定めがあるもののほか、なお従前の例により地方職員共済組合、公立学校共済組合若しくは警察共済組合又は沖繩県市町村職員共済組合が支給する。

2 前項に規定する者のうち沖繩の共済法の規定による退職一時金の支給を受けた者その他これに準ずるものとして政令で定める者(同項の規定により通算退職年金の支給を受ける者を除く)については、政令で定めるところにより、同項の組合が新法の規定による通算退職年金を支給する。

3 特別措置法の施行の日の前日に沖縄の立法

院議員であつた者及び沖縄の中央教育委員会の委員であつた者は、沖縄の共済法の適用については、同日において退職したものとみなす。ただし、沖縄の立法院議員であつた者については、特別措置法の施行の日から六十日を経過する日以前に地方職員共済組合に対して、沖縄の共済法の規定による長期給付を受けることを希望する旨の申出がない場合には、この限りでない。

(恩給等の受給権の取扱い)

第百三十二条の四 復帰更新組合員で特別措置法の施行の日の前日に恩給に関する法令の適用を受けていたものは、これらの法令の規定の適用については、同日において退職したものとみなす。

2 復帰更新組合員に係る恩給に関する法令又は退職年金条例(元沖縄県吏員恩給規則の規定による恩給受給権者のための恩給支給に関する特別措置法(千九百六十八年立法第七十八号)を含む。)の規定による恩給又は退職料等を受ける権利は、特別措置法の施行の日の前日において消滅するものとする。ただし、次に掲げる権利はこの限りでない。

一 増加恩給、増加退還料、傷病年金又は傷病賜金を受ける権利

二 特別措置法の施行の日の前日において現に支給を受けている普通恩給又は退還料を受ける権利(これを有する者が特別措置法の施行の日から六十日を経過する日以前に当該権利の裁定を行なつた者に対して、これを消滅させる旨を申し出なかつたものに限る。)

3 前項第二号の規定による申出をしなかつた者又はその遺族に対して支給する長期給付については、当該申出に係る普通恩給又は退還料を受ける権利の基礎となつた期間は、第七條第一項第一号の期間に該当しないものとみなす。

なす。

(国の旧法等の規定による退職年金等の受給権の取扱い)

第百三十二条の五 復帰更新組合員に係る国の旧法等又は共済法の退職年金を受ける権利は、特別措置法の施行の日の前日において消滅するものとする。ただし、当該退職年金を受ける権利を有する者が特別措置法の施行の日から六十日を経過する日以前に当該権利の決定を行なつた者に対して当該退職年金を受ける旨を申し出た場合には、この限りでない。

2 復帰更新組合員に係る国の旧法等若しくは共済法の廃疾年金又は共済法の通算退職年金は、その者が復帰更新組合員である間、その支給を停止する。ただし、当該廃疾年金を受ける権利を有する者が特別措置法の施行の日から六十日を経過する日以前に当該権利の決定を行なつた者に対して当該廃疾年金を受け

3 第一項ただし書若しくは前項ただし書の規定による申出をした者又はその遺族に対して支給する長期給付については、これらの申出に係る退職年金又は廃疾年金を受ける権利の基礎となつた期間は、第七條第一項第二号の期間に該当しないものとみなす。

(沖縄の共済法の規定による退職年金等の取扱い)

第百三十二条の六 沖縄の組合員であつた復帰更新組合員に対する長期給付については、新法及びこの法律の規定を適用する場合には、政令で特別の定めをする場合を除き、沖縄の共済法の規定による給付は、新法及びこの法律中のこれらの規定に相当する規定による給付とみなす。

(沖縄の組合員であつた期間等の組合員期間への算入)

第百三十二条の七 復帰更新組合員の特別措置法の施行の日の前日の期間のうち沖縄の組合員であつた期間(沖縄の共済法の規定により当該期間に算入されることとされている期間その他政令で定める期間を含む。)は、更新組合員の職員としての在職期間の組合員期間への算入の取扱いの例に準じ政令で定めるところにより、新法第四十條第一項に規定する組合員期間に算入する。

あつた期間(沖縄の共済法の規定により当該期間に算入されることとされている期間その他政令で定める期間を含む。)は、更新組合員の職員としての在職期間の組合員期間への算入の取扱いの例に準じ政令で定めるところにより、新法第四十條第一項に規定する組合員期間に算入する。

(地方公共団体の長に相当する者等に対する長期給付の特例)

第百三十二条の八 琉球政府の行政主席若しくは沖縄の市町村長又は琉球政府の警部補、巡査部長若しくは巡査であつた復帰更新組合員に対し、第六十六條から第八十五條までは、第八十八條から第九十五條までの規定を適用する場合においては、次の各号に掲げる期間

一 琉球政府の行政主席又は沖縄の市町村長であつた期間として政令で定める期間 地方公共団体の長であつた期間 二 琉球政府その他政令で定める機関の警部補、巡査部長又は巡査であつた期間 警察職員であつた期間

(政令への委任)

第百三十二条の九 この章に定めるもののほか、復帰更新組合員その他政令で定める者に係る退職年金の受給資格及び退職年金の額に関する経過措置その他長期給付に関する必要な経過措置等は、第二章から前章までの規定の例に準じ、政令で定める。

第十三章に次の一条を加える。

(沖縄の立法院議員であつた者等の取扱い)

第百四十二條の三 沖縄の共済法の規定に基づき市町村議会議員共済会(以下この条において「沖縄の共済会」という。)の会員であつた者に係る特別措置法の施行の日前に給付事由が生じた沖縄の共済法の規定による共済給付金については、なお従前の例により市議会議員共済会又は町村議会議員共済会が支給する。

2 沖縄の立法院議員又は沖縄の共済会の会員

であつた共済会の会員に対し新法の共済給付金に関する規定を適用する場合においては、沖縄の立法院議員であつた期間として政令で定める期間は都道府県議会議員共済会の会員であつた期間と、沖縄の共済会の会員であつた期間(当該期間に算入され、又は当該期間とみなされる期間を含む。)は市議会議員共済会又は町村議会議員共済会の会員であつた期間とみなす。

3 前二項に定めるもののほか、沖縄の立法院議員又は沖縄の共済会の会員であつた者で共済会の会員になつたものの共済給付金の額の算定に必要事項その他新法の適用に必要経過措置は、政令で定める。

第十三章の二第百四十三條の二十三を第百四十三條の二十四とし、同条の前に次の一条を加える。

(市町村関係団体職員共済組合の組合員であつた者等の取扱い)

第百四十三條の二十三 特別措置法の施行の日の前日に沖縄の共済法の規定に基づく市町村関係団体職員共済組合(以下この条において「沖縄の団体共済組合」という。)の組合員であつた者で特別措置法の施行の日に関係団体共済組合員となり、引き続き関係団体共済組合の組合員であつた期間(沖縄の共済法の規定により当該期間に算入された期間を含む。)は、関係団体共済更新組合員の団体職員としての在職期間の団体共済組合員期間への算入の取扱いの例に準じ政令で定めるところにより、関係団体共済組合員期間に算入する。

(公選職掌法の一部改正)

第百六條 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「四百六十六人」を「四百七十一人」に改め、同條第二項中「二百五十人」を「二

百五十二人」に、「百五十人」を「百五十二人」に改める。

附則第二項中「四百八十六人」を「四百九十一人」に改める。

別表第一鹿児島県の選挙区及び議員数の項の次に次のように加える。

沖繩県 五人
別表第二に次のように加える。

沖繩県 二人
(沖繩住民の国政参加特別措置法の廃止)

第七百七条 沖繩住民の国政参加特別措置法(昭和四十五年法律第四十九号)は、廃止する。

第七百八条 この法律の施行の際旧沖繩住民の国政参加特別措置法第三条の規定により衆議院議員又は参議院議員とされていた者は、第六百六条の規定による改正後の公職選挙法の規定により沖繩県を選挙区としてそれぞれ選挙された衆議院議員又は参議院議員とみなす。この場合において、これらの者の任期は、同条の規定による改正後の公職選挙法第二百五十六条及び第二百五十七条の規定にかかわらず、これらの者のこの法律の施行の日の前日における衆議院議員又は参議院議員としての任期による。

(運輸省設置法の一部改正に伴う消防法の一部改正)

第九百九条 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「管区気象台長」の下に、「沖繩気象台長」を加える。

第十三章 雑則
(政令への委任)

第一百十條 この法律に定めるもののほか、この法律による法令の改正又は廃止に伴い必要な経過措置については、政令で必要な規定を設けることができる。

附則
(施行期日)

1 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、第十條、第十一條及び第九十九條の規定は同日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から、第六十二條及び次項の規定はこの法律の公布の日から、第六十六條の規定は昭和四十七年十月一日から施行する。

2 (琉球政府行政主席への通知)
内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければならない。

審査報告書

沖繩振興開発特別措置法案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。
昭和四十六年十二月二十九日
沖繩及び北方問題に
関する特別委員長 長谷川 仁

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、沖繩の復興に伴い、沖繩の特殊事情にかんがみ、住民の生活及び職業の安定並びに福祉の向上に資するため、総合的な沖繩振興開発計画を策定し、これに基づく事業を推進するとともに、産業振興のための特別措置等を講じようとするものであつて、おおむね妥当なものと認める。

一、費用
本法施行のための所要経費は、昭和四十七年度以降の予算に計上される。

沖繩振興開発特別措置法案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和四十六年十二月十四日
衆議院議長 船田 中
参議院議長 河野 謙三殿

(小字及び一は衆議院修正)

沖繩振興開発特別措置法案
沖繩振興開発特別措置法

目次
第一章 総則(第一條、第二條)
第二章 振興開発計画及び振興開発事業(第三條、第十條)

第三章 産業振興のための特別措置(第十一條、第二十二條)
第四章 自由貿易地域(第二十三條、第二十八條)

第五章 電気事業振興のための特別措置
第一節 電気事業の助成(第二十九條、第三十條)

二 農林漁業、鉱工業等の産業の振興開発に関する事項

第二節 沖繩電力株式会社(第三十一條、第三十七條)
第六章 職業の安定のための特別措置(第三十八條、第四十七條)
第七章 その他の特別措置(第四十八條、第五十一條)

第八章 沖繩振興開発審議会(第五十二條、第五十三條)
第九章 雑則(第五十四條、第五十六條)
第十章 附則(第五十七條、第六十二條)

附則 第一章 総則
(目的)

第一條 この法律は、沖繩の復興に伴い、沖繩の特殊事情にかんがみ、総合的な沖繩振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した沖繩の振興開発を図り、もつて住民の生活及び職業の安定並びに福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)
第二條 この法律において「沖繩」とは、沖繩県の区域をいう。

2 この法律において「離島」とは、沖繩にある島のうち、沖繩島以外の島で政令で定めるものをいう。

3 この法律において「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和三十八年法律第五十四号)第二条各号に掲げる者(政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営む場合にあつては、資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人)並びに企業組合及び協業組合をいう。

第二章 振興開発計画及び振興開発事業
(振興開発計画の内容)

第三條 沖繩振興開発計画(以下「振興開発計画」という)は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 土地(公有水面を含む)の利用に関する事項

二 農林漁業、鉱工業等の産業の振興開発に関する事項

三 中小企業の振興に関する事項

四 道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項

五 水資源及び電力その他のエネルギー資源の開発に関する事項

六 都市の整備に関する事項

七 住宅、生活環境施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備並びに医療の確保に関する事項

八 職業の安定に関する事項

九 教育及び文化の振興に関する事項

十 防災及び国土の保全に係る施設の整備に関する事項

十一 観光の開発に関する事項

十二 離島の振興に関する事項

十三 自然環境の保護及び公害の防止に関する事項

十四 前各号に定めるもののほか、沖繩の振興開発に関し必要な事項

2 振興開発計画は、昭和四十七年度を初年度として十箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。

(振興開発計画の決定及び変更)
第四條 沖繩県知事は、振興開発計画の案を作成し、内閣総理大臣に提出するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の振興開発計画の案に基づき、沖繩振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議して、振興開発計画を決定する。

3 内閣総理大臣は、振興開発計画を決定したときは、これを沖繩県知事に通知するものとする。

4 前三項の規定は、振興開発計画が決定された後特別の必要が生じたことによりこれを変更する場合に準用する。

(国の負担又は補助の割合の特例等)
第五條 振興開発計画に基づく事業のうち、別表に掲げるもので政令で定めるものに要する経費

昭和四十六年十二月二十九日 参議院會議録第一号 沖繩の復興に伴う特別措置に関する法律案外四件

- について国が負担し、又は補助する割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表に掲げる割合の範囲内で政令で定める割合とする。この場合において、当該事業に要する経費に係る地方公共団体その他の者の負担又は補助の割合については、他の法令の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができ。
- 2 国は、前項に規定する事業のほか、振興開発計画に基づき事業で政令で定めるものに要する経費については、地方公共団体その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。
- 3 沖縄における災害復旧事業については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第三条の規定により地方公共団体に対して国がその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、同法第四条の規定によつて算出した率が五分の四に満たない場合においては、同条の規定にかかわらず、五分の四とし、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）第三条の規定により国がその経費の一部を負担する場合における当該公立学校の施設の災害復旧に要する経費に対する国の負担率は、同条の規定にかかわらず、五分の四とする。
- 4 沖縄における農地及び農業用施設の災害復旧事業につき農林水産省施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第六十九号）第三条第一項及び第二項第一号又は第二号の規定により沖縄県に対して国がその費用の一部を補助する場合における国が行なう補助の比率は、同項第一号又は第二号の規定にかかわらず、十分の八とする。
- 5 国は、海岸法（昭和三十一年法律第一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設の新設又は改良に関する工事で公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第二条第二項に規定する災害復旧事業（同条第三項において災害復旧事業とみなされるものを含む）と合併して施行する必要があるものに要する経費については、政令で定めるところにより、その十分の六以内を負担するものとする。
- （沖縄の道路に係る特例）
- 第六条 振興開発計画に基づいて行なう県道又は市町村道の施設又は改築で、沖縄の振興開発のため特に必要があるものとして建設大臣が沖縄開発庁長官に協議して指定した区間に係るものは、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十五条及び第十六条の規定にかかわらず、建設大臣が行なうことができる。
- 2 前項の指定は、当該道路の道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）の申請に基づいて行なうものとする。
- 3 建設大臣は、第一項の規定により道路の新設又は改築を行なう場合においては、政令で定めるところにより、当該道路管理者に代わつてその権限を行なうものとする。
- 4 第一項の規定により建設大臣が行なう道路の新設又は改築に要する費用については、国は、政令で定めるところにより、その全額を負担し、又は道路法に規定する負担割合以上の負担を行なうことができる。
- 5 前項の規定により国がその費用の一部を負担することとなる場合においては、第一項の規定により建設大臣が行なう道路の新設又は改築を行なう場合においては、政令で定めるところにより、その残額を負担するものとする。
- 6 第一項の規定により建設大臣が自ら新築するダムについては、特定多目的ダム法（昭和三十三年法律第三十五号）第二条第一項中「河川法第九條第一項」とあるのは、沖縄振興開発特別措置法第七條第一項」と、同法第八条中「河川法第六十條第一項」とあるのは、沖縄振興開発特別措置法第七條第五項」と、同法第六十條第一項に定める都道府県の負担割合」とあるのは、一から同法第七條第四項の政令で定める国の負担割合を控除した割合」と読み替へて、同法を適用する。
- 7 建設大臣は、河川法第十条の規定にかかわらず、前項の規定により特定多目的ダム法の適用を受けるダムの管理を行なうことができる。
- 8 前項の規定により建設大臣が管理するダムの管理に要する費用のうち、河川法第五十九條の規定により沖縄県が負担すべきものについては、国は、同条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その全部又は一部を負担することができる。
- 9 第五項の規定は、前項の場合に準用する。
- （沖縄の港湾に係る特例）
- 第八條 振興開発計画に基づいて行なう港湾工事（港湾法（昭和二十五年法律第二十八号）第三条の規定により同法の適用を受けないこととなる港湾に係るものを除く。）で、沖縄の振興開発のため特に必要があるものとして運輸大臣が沖縄開発庁長官に協議して指定したものは、同法第五十二條第一項の規定にかかわらず、運輸大臣が行なうことができる。
- 2 前項の指定は、当該港湾の港湾管理者の申請に基づいて行なうものとする。
- 3 第一項の規定により運輸大臣が行なう港湾工事に要する費用のうち、水域施設外かく施設、けい留施設、臨港交通施設又は公共の用に供する港湾施設用地の建設又は改良に係るものについては、国は、政令で定めるところにより、その全額を負担し、又は港湾法に規定する負担割合以上の負担を行なうことができる。
- 4 前項の規定により、国がその費用の一部を負担することとなる場合においては、第一項の規定により運輸大臣がその港湾工事を行なう港湾の港湾管理者は、政令で定めるところにより、その残額を負担する。
- 5 運輸大臣は、第一項に規定する港湾工事によつて生じた土地又は工作物（公用に供するため国が必要とするものを除く。）については、港湾管理者が負担した費用の額に相当する価額の範囲内の額を減額した価額で港湾管理者に譲渡することができる。
- 6 第一項に規定する港湾工事によつて生じた土地又は工作物（公用に供するため国が必要とするもの及び前項の規定により譲渡するものを除く。）のうち、港湾施設となるべきもの及び港湾の管理運営に必要なものは、港湾管理者に管理を委託しなければならない。
- 7 港湾法第五十四條第二項の規定は、前項の規定により港湾管理者が管理することとなる場合に準用する。
- 8 港湾管理者が設立された時において国の所有又は管理に属する港湾施設（航行補助施設及び公用に供するため国が必要とするものを除く。）は、港湾管理者に譲渡し、又は管理を委託しなければならない。
- 9 第五項及び港湾法第五十四條第二項の規定は、前項の規定により譲渡し、又は港湾管理者

が管理することとなる場合に準用する。この場合において、第五項中「港務管理者が」とあるのは、「港務管理者としての地方公共団体(当該地方公共団体が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項の地方公共団体である場合には当該地方公共団体を組織する地方公共団体)又は港務局を組織する地方公共団体が」と読み替えるものとする。

10 この条における「港務工事」、「港務管理者」、「水域施設」、「外かく施設」、「けい留施設」、「臨港交通施設」、「港務施設用地」、「港務施設」及び「航行補助施設」の意義は、港務法第二条に定めるところによる。

(国有財産の譲与等)

第九条 国は、関係地方公共団体その他政令で定める公共の利益となる事業を行なう者(以下この条において「関係地方公共団体等」という。)が振興開発計画に基づく事業で公共の用に供する施設に関するものを実施するため必要があるときは、政令で定めるところにより、国有財産(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二条に規定する国有財産をいう。)を関係地方公共団体等に対して、無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができる。

(地方債についての配慮)

第十条 地方公共団体が振興開発計画に基づいて行なう事業に要する経費に充てるため起す地方債については、国は、地方公共団体の財政状況が許す限り起債ができるよう、及び資金事情が許す限り資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつて引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

第三章 産業振興のための特別措置

(工業開発地区の指定)

第十一条 沖縄開発庁長官は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議して、工業の開発を図るため必要とされる政令で定める要件を

そなえている地区を工業開発地区として指定することができる。

2 沖縄開発庁長官は、前項の指定をするにあつては、農林漁業構造の改善について配慮するとともに、同項の申請に係る地区について、すでに工場立地の調査等に関する法律(昭和三十三年法律第二十四号)第二条の規定による工場立地の調査等工業の開発に関する国の調査がなされているときは、その調査の成果を参酌しなければならない。

3 沖縄県知事は、第一項の申請をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見をきかなければならない。

4 沖縄開発庁長官は、工業開発地区を指定するときは、当該工業開発地区の名称及び区域を官報で公示しなければならない。

5 沖縄開発庁長官は、沖縄県知事の申請に基づき、工業開発地区の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合において、前各項の規定を準用する。

6 前項に定める場合のほか、沖縄開発庁長官は、工業開発地区の区域の全部又は一部が第一項の政令で定める要件を欠くに至つたと認めるときは、沖縄県知事の意見をきき、かつ、沖縄振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議して、当該工業開発地区の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。

7 第二項及び第四項の規定は、前項の規定により沖縄開発庁長官が工業開発地区の指定を解除し、又はその区域を変更する場合に準用する。

(農用地等の譲渡に係る所得税の軽減)

第十二条 個人がその有する工業開発地区内の農用地等(農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第三条に規定する農用地等をいい、その上に存する権利を含む。)を工場用地の用に供するため譲渡した場合に、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)

で定めるところにより、その譲渡に係る所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十三条第一項に規定する譲渡所得についての所得税を軽減する。

(事業用資産の買換えの場合の課税の特例)

第十三条 工業開発地区以外の地域にある事業用資産を譲渡して工業開発地区内において製造の事業の用に供する事業用資産を取得した場合に、租税特別措置法で定めるところにより、特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例の適用があるものとする。

(減価償却の特例)

第十四条 工業開発地区内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者があつた場合には、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却を行なうことができる。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、地方公共団体が、工業開発地区内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地の取得に對する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、自治省令で定める方法によつて算定した当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(事業税又は固定資産

税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降五箇年度におけるものに限る。)について同条の規定により当該地方公共団体の当該各年度における基準財政収入額に算入される額に相当する額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が自治省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(特定事業所の認定等)

第十六条 関係行政機関の長は、工業開発地区内において製造の事業を営む事業所で沖縄の工業開発に著しく寄与するものとして政令で定める要件に該当するものを設置する者に對し、沖縄開発庁長官に協議して、当該事業所が当該要件に該当するものである旨の認定をすることができ

2 関係行政機関の長は、前項の認定を受けた事業所(以下「特定事業所」という。)が同項の要件を欠くに至つたと認めるときは、沖縄開発庁長官に協議して、その認定を取り消すことができる。

3 第一項の認定に必要な申請その他の手続は、政令で定める。

4 この法律の施行の際沖縄以外の本邦の地域に本店又は主たる事務所を有する内国法人が、特定事業所を有する法人で工業開発地区内に本店又は主たる事務所を有するものの株式又は出資を当該法人に係る第一項の認定後五年以内に取得した場合に、政令で定めるところにより、当該法人を租税特別措置法第五十五条第二項に規定する新開発地域内に本店又は主たる事務所を有する法人とみなして、同条の規定を適用することができる。

(施設の整備等)

第十七条 国及び地方公共団体は、工業開発地区内の工業の開発を促進するために必要な工場用

昭和四十六年十二月二十九日 参議院會議録第一号 沖縄の復興に伴う特別措置に関する法律案外四件

四六

審議会」と読み替えるものとする。

地、道路、港湾施設、工業用水道、通信運輸施設及び工業開発地区内の工場に使用される者に対し、その就業に必要な教育又は職業訓練を行なうための施設の整備の促進に努めるものとする。

(農地法等)による処分についての配慮)

第十八条 国の行政機関の長又は沖縄県知事は、工業開発地区内の土地を前条に規定する施設の用に供するため農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該工業開発地区内の工業の開発が促進されるよう配慮するものとする。

(中小企業の業種別の振興)

第十九条 関係行政機関の長は、沖縄振興開発審議会及び中小企業近代化審議会の意見をきいて、次の各号に該当する業種であつて政令で定めるもの(以下第二十一条において「指定業種」という。)に属する沖縄の中小企業について、近代化基本計画を定めなければならない。

一 沖縄における当該業種の事業活動の相当部分が中小企業者によつて行なわれていること。

二 当該業種に属する沖縄の中小企業の生産性の向上を図ることが沖縄の経済の振興に資するため特に必要であると認められること。

三 中小企業近代化促進法(昭和三十八年法律第六十四号)第三条第一項の政令で定める業種に該当しないものであること。

2 中小企業近代化促進法第三条第二項から第四項まで、第四条及び第五条の規定は前項の近代化基本計画について、同法第七条、第八条第一項及び第三項並びに第十七条第一項、第二項及び第四項の規定は指定業種に属する事業を行なう沖縄の中小企業者について準用する。この場合において、同法第四条第一項、第五条第一項及び第七條第三項中「中小企業近代化審議会」とあり、同法第十七条第四項中「審議会」とあるのは、「沖縄振興開発審議会及び中小企業近代化

審議会」と読み替えるものとする。

3 前二項及び次条の規定に係る関係行政機関の長は、当該指定業種に属する事業を所管する大臣とする。ただし、前項において準用する中小企業近代化促進法第七条第二項又は第十七条第二項の勧告又は報告の徴収に關しては、当該勧告又は報告の徴収の対象となる者の行なう事業を所管する大臣(その対象となる者が特別の法律によつて設立された組合又はその連合会であるときは、その対象となる者の行なう事業を所管する大臣及びその組合又は連合会を所管する大臣)とする。

第二十条 指定業種のうちその業種に属する沖縄の中小企業の構造改善を図ることが緊急に必要であると認められるものであつて政令で定めるもの(以下この条において「特定業種」という。)に属する事業を行なう沖縄の中小企業者を構成員とする商工組合その他の政令で定める法人(以下この条において「商工組合等」という。)は、その構成員たる中小企業者が行なう特定業種に属する事業に係る生産又は経営の規模又は方式の適正化、取引関係の改善その他の構造改善に關する事業について構造改善計画を作成し、これを関係行政機関の長に提出して、その構造改善計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 中小企業近代化促進法第五条の二第二項の規定は前項の構造改善計画について、同法第八条第二項及び第三項の規定は前項の承認を受けた商工組合等の構成員たる沖縄の中小企業者であつて特定業種に属する事業を行なうものについて、同法第十七条第三項及び第四項の規定は前項の承認を受けた商工組合等について準用する。この場合において、同法第十七条第四項中「審議会」とあるのは、「沖縄振興開発審議会及び中小企業近代化審議会」と読み替えるものとする。

(課税の特例等)

第二十一条 次の各号に掲げる者については、その者を中小企業近代化促進法第八条第四項に規定する中小企業者又は法人とみなし、政令で定めるところにより、租税特別措置法第六十六条の二、第六十六条の四及び第八十一条の規定を適用する。

一 第十九条第二項において準用する中小企業近代化促進法第八条第一項若しくは第三項又は前条第二項において準用する同法第八条第二項若しくは第三項の承認を受けた中小企業者

二 第十九条第二項において準用する中小企業近代化促進法第八条第一項若しくは前条第二項において準用する同法第八条第二項の承認に係る合併後存続する法人若しくは当該合併により設立した法人又は当該承認に係る出資を受けた法人若しくは当該出資に基づいて設立された法人

2 指定業種に属する事業を行なう沖縄の中小企業者については、その者を中小企業近代化促進法第九条に規定する中小企業者とみなし、政令で定めるところにより、租税特別措置法第十三条、第十三条の二、第四十五条の二及び第四十六条の規定を適用する。

3 指定業種に属する事業を行なう沖縄の中小企業者(中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第二条第一項第二号に掲げるもの(企業組合を除く。))及び同項第四号から第七号までに掲げるものを含む。については、その者を同条第三項に規定する近代化関係中小企業者とみなし、政令で定めるところにより、同法第三条の五から第十一条までの規定を適用する。

(資金の確保等)

第二十二條 国及び地方公共団体は、事業者が行なう工業開発地区内の製造の事業の用に供する施設の整備並びに中小企業及び農林漁業の振興

のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

第四章 自由貿易地域

(自由貿易地域の指定)

第二十三条 沖縄開発庁長官は、沖縄県知事の中請に基づき、沖縄振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議して、沖縄における企業の立地を促進するとともに貿易の振興に資するために必要な地域を自由貿易地域として指定することができる。

2 沖縄県知事は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見をきかなければならない。

(自由貿易地域内における事業の認定)

第二十四条 自由貿易地域内において事業を行なうとする者は、当該事業を当該地域内で行なうことが適当である旨の沖縄開発庁長官の認定を受けることができる。

2 沖縄開発庁長官は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 第一項の認定を受けることができる者の要件その他同項の認定に關し必要な事項は、政令で定める。

(指定保税地域等)

第二十五条 自由貿易地域内の土地又は建築物その他の施設(政令で定めるものを除く。)で国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものは、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第三十七條第一項に規定する指定保税地域とみなす。

2 税関長は、関税法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、前条第一項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る事業の用に供する施設のうちに必要と認められる部分につき、同法第四十二条第一項、第五十条、第五十六条第一項又は第六十二条の二第一項に規定する保税上屋、保税倉庫、保税工場又は保税展示場の許

可とするものとする。

(自由貿易地域投資損失準備金)

第二十六条 内国法人は、第二十四条第一項の認定を受けた法人で自由貿易地域内に本店若しくは主たる事務所を有するものの株式又は出資を当該認定後五年以内に取得した場合に、当該株式又は出資については、租税特別措置法で定める自由貿易地域投資損失準備金を設けることができる。

(準用)

第二十七条 第十四条及び第十五条の規定は、自由貿易地域について準用する。

(特別の法人の設置)

第二十八条 国は、必要があると認めるときは、自由貿易地域となるべき地域の土地を造成、自由貿易地域内の施設の整備その他自由貿易地域内の土地及び施設に関する事業を行なうことを目的とする特別の法人を設けるものとする。

2 前項の特別の法人に關し必要な事項は、別に法律で定める。

第五章 電気事業振興のための特別措置

第一節 電気事業の助成

(資金の確保等)

第二十九条 国及び地方公共団体は、電気事業(電気事業法(昭和三十一年法律第七十号)第二十五条第五項に規定する電気事業をいう。以下同じ)の用に供する設備であつて沖繩における電気の安定的かつ適正な供給の確保に特に寄与すると認められるものの整備につき、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

第三十条 第十四条の規定は、電気事業者(電気事業法第二十六条に規定する電気事業者をいう。)が電気事業の用に供する設備であつて沖繩における電気の安定的かつ適正な供給の確保に特に寄与すると認められるものを新設し、又は増設した場合における当該設備について準用する。

第二節 沖繩電力株式会社

(会社の目的)

第三十一条 沖繩電力株式会社は、沖繩における電気の安定的かつ適正な供給を確保するため、電気事業及びこれに附帯する事業を営むことを目的とする株式会社とする。

(株式)

第三十二条 沖繩電力株式会社(以下「会社」という。)の株式は、額面株式とする。

2 政府は、予算の範囲内において、会社に対して出資することができる。

(商号の使用制限)

第三十三条 会社以外の者は、その商号中に沖繩電力株式会社という文字を使用してはならない。

(取締役及び監査役)

第三十四条 会社の取締役は、四人以内、監査役は、一人とする。

2 会社の取締役、代表取締役及び監査役の選任、選定及び解任の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 会社の取締役は、他の報酬のある職務又は営業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(政府所有の株式の後配)

第三十五条 会社は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第一条の規定にかかわらず、毎営業年度における配当することができ、利益金額が政府以外の者の所有する株式に対して年百分の十の割合に達するまでは、政府の所有する株式に対して利益を配当することを要しない。

2 会社は、政府以外の者の所有する株式に対して年百分の十の割合で配当をした後、なお配当することができ、利益金額があるときは、政府の所有する株式に対して年百分の十の割合に達するまで政府の所有する株式に対する配当にあてなければならない。

(準用)

第三十六条 電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)第十五条第五項、第二十九条から第三十三条まで、第三十五条及び第三十五条の三の規定は、会社について準用する。この場合において、同法第三十一条中「所有権及び賃借権」とあるのは「譲り渡し、又は所有権」と、同法第三十五条の三中「第十四条第二項及び第二十二條第一項」とあるのは「及び第十四条第二項」と読み替へるものとする。

(協議)

第三十七条 通商産業大臣は、第三十四条第二項又は前条において準用する電源開発促進法第三十二条(会社の定款の変更、合併及び解散の決議に係るものに限る。)若しくは第三十三条の認可をしようとするときは、沖繩開発庁長官に協議しなければならない。

2 通商産業大臣は、前条において準用する電源開発促進法第十五条第五項、第三十条、第三十一条、第三十二条(会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行する株式の総数を変更するものに限る。)又は第三十三条の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第六章 職業の安定のための特別措置

(職業の安定のための計画の作成等)

第三十八条 労働大臣は、沖繩の労働者の雇用を促進し、その職業の安定を図るため、沖繩県知事の意見をきいて、職業指導、職業紹介及び職業訓練の実施、就業の機会の増大を図るための事業の実施その他必要な事項に関する計画を作成し、その計画に基づき必要な措置を講ずるものとする。

(振興開発計画に基づく事業等への就労)

第三十九条 労働大臣は、沖繩における雇用及び失業の状況からみて必要があると認めるときは、沖繩県知事の意見をきき、沖繩開発庁長官に協議して、振興開発計画に基づく事業その他

の事業であつて国自ら又は国の負担金の交付を受け、若しくは国庫の補助により地方公共団体等が計画実施する公共的な建設又は復旧の事業について、その事業種別に従い、職種別又は地域別に、当該事業に使用される労働者の数とそのうちの失業者の数との比率(以下この条において「吸収率」という。)を定めることができる。

2 吸収率の定められている事業を計画実施する国又は地方公共団体等(これらのものの請負契約その他の契約に基づいて、その事業を施行する者を含む。次項において同じ。)は、公共職業安定所の紹介により、つねに吸収率に該当する数の失業者を雇い入れていなければならない。

3 吸収率の定められている事業を計画実施する国又は地方公共団体等は、前項の規定により雇入れを必要とする数の失業者を公共職業安定所の紹介により雇い入れることが困難な場合には、その困難な数の労働者を、公共職業安定所の書面による承諾を得て、直接雇い入れることができる。

4 前三項に定めるもののほか、吸収率の定められている事業への失業者の吸収に關し必要な事項は、労働省令で定める。

(転業等のための資金の確保等)

第四十条 国及び地方公共団体は、沖繩における事業者で沖繩の復帰若しくはアメリカ合衆国の軍隊の撤退、縮小等に伴い転業を余儀なくされるもの又は沖繩の失業者で自立のため事業を開始しようとするものに対し、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

(沖繩失業者求職手帳の発給等)

第四十一条 公共職業安定所長は、次のいずれにも該当し、かつ、労働省令で定める要件に該当する者に対して、その者の申請に基づき、沖繩失業者求職手帳(以下「手帳」という。)を発給する。

一 次のいずれかに該当する者であること。

昭和四十六年十二月二十九日 参議院會議録第二号 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案外四件

四八

イ 沖縄の復帰に伴い、一定の事業を行なうことについての制限又は禁止を定めている本邦の法令の規定が新たに沖縄に適用されることとなつたため、従前行なつていた事業が行なえなくなり、若しくは当該事業を行なうことにつき著しい支障を生じたことにより、又は従前の沖縄と本邦との間の輸出若しくは輸入に関する通関手続の代理事務が消滅したことにより、やむなく失業するに至つた者であること。

ロ 沖縄の復帰に伴い、沖縄において適用されてきた輸入の制限又は禁止に関する法令が失効したことその他これに準ずる政令で定める事由が発生したためその事業を行なうことにつき著しい支障を生じたことにより、政令で定める期間内にやむなく失業するに至つた者であること。

ハ 琉球列島米国民政府の廃止、昭和四十六年六月十七日以後における沖縄にあるアメリカ合衆国の軍隊の撤退、部隊の縮小又は予算の削減その他これらに準ずる政令で定める事由の発生に伴い、やむなく失業するに至つた者であつて政令で定める要件に該当するものであること。

二 前号の規定に該当することとなつた日までは、一年以上引き続き、同号イの事業若しくは事務に従事し、同号ロの事業に従事し、又は同号ハの政令で定める要件に該当していた者であること。

手帳は、当該手帳の発給を受けた者が前項第一号の規定に該当することとなつた日（その日がこの法律の施行の日であるときは、この法律の施行の日（前日）の翌日から起算して三年を経過したとき、又は公共職業安定所長が当該手帳の発給を受けた者が労働の意思若しくは能力を有しなくなつたことその他労働省令で定める事由に該当すると認めるときは、その効力を失ふ。

3 前二項に定めるもののほか、手帳の発給の申

請その他手帳に関し必要な事項は、労働省令で定める。

(就職指導の実施)

第四十二条 公共職業安定所は、手帳の発給を受けた者（以下「手帳所持者」という。）に対して、当該手帳がその効力を失うまでの間、労働省令で定めるところにより、その者の再就職を促進するために必要な職業指導（以下「就職指導」という。）を行なうものとする。

2 公共職業安定所長は、就職指導を受ける者に対して、公共職業訓練施設の行なう職業訓練を受けることその他の者の再就職を促進するために必要な事項を指示することができる。

第四十三条 国は、手帳所持者に対して、その就職活動を容易にし、かつ、生活の安定を図るため、政令で定めるところにより、就職促進手当を支給する。

(雇用促進事業団による援護業務)

第四十四条 雇用促進事業団は、雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第十六号）第十九条に規定する業務のほか、沖縄の労働者の雇用を促進し、その職業の安定を図るため、次の業務を行なう。

一 職業訓練（手帳所持者を作業環境に適應させる訓練を含む。）を受ける手帳所持者に対して職業訓練手当その他の手当を支給すること。

二 就職又は知識若しくは技能の習得をするために移転する手帳所持者に対して移転資金を支給すること。

三 手帳所持者が事業を開始する場合において、自営支度金を支給し、及び必要な資金の借入れに係る債務の保証を行なうこと。

四 手帳所持者が公共職業安定所の紹介により移転して就職することを容易にするための住宅の貸与その他の措置の確保に必要となる援助を行なうこと。

四 公共職業安定所の紹介により手帳所持者を雇い入れる沖縄の事業主に対して雇用奨励金を支給すること。

五 手帳所持者を作業環境に適應させる訓練を行なう事業主に対して職場適応訓練費を支給すること。

六 沖縄の失業者に対して求職のための公共職業安定所との連絡その他求職活動に関し必要な協力を行なうこと。

七 沖縄の失業者に対して再就職を容易にするため必要な知識及び技能を習得させるための講習を行なうこと。

八 沖縄の失業者に対して生活の指導を行なうこと。

九 前各号に附帯する業務を行なうこと。

十 前各号に掲げるもののほか、沖縄の失業者の再就職の促進及びその生活の安定に関し必要な業務を行なうこと。

2 国は、雇用促進事業団に対して前項に規定する業務に要する費用に相当する金額を交付する。

3 第一項第三号に規定する債務の保証に関する業務は、雇用促進事業団法第十九条の二及び第三十七條第一項の規定の適用については、同法第十九条第三項に規定する業務とみなし、当該業務の委託を受けた金融機関は、同法第三十三条及び第三十九条の規定の適用については、同法第十九条の二第三項に規定する業務の委託を受けた受託金融機関とみなす。

4 雇用促進事業団法第二十条及び第三十七條第一項（同法第十九条の二第一項並びに第三十条第一項及び第二項に係る部分に限る。）の規定は、第一項に規定する業務について準用する。

この場合において、同法第三十七條第一項（同法第二十条第一項に係る部分に限る。）中「大蔵大臣」とあるのは、「沖縄開発庁長官及び大蔵大臣」と読み替へるものとする。

5 雇用促進事業団法第二十二條第二項及び第二十四條第三項の規定は、第一項に規定する業務については、適用しない。

6 第一項に規定する業務は、雇用促進事業団法第四十条第三号の規定の適用については、同法第十九条に規定する業務とみなす。

(譲渡等の禁止)

第四十五条 第四十三条の就職促進手当又は前条第一項の規定に基づいて雇用促進事業団が支給する給付金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。ただし、事業主に係る当該権利については、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さへる場合は、この限りでない。

(公課の禁止)

第四十六条 租税その他の公課は、第四十三条の就職促進手当、第四十四条第一項第一号の手当、同項第二号の移転資金又は同項第三号の自営支度金（同項第十号の規定に基づいて再就職する沖縄の失業者に対して支給する給付金であつて、自営支度金に相当するものを含む。）を標準として、課することができない。

（中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の適用除外）

第四十七条 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法（昭和四十六年法律第六十八号）第三章の規定は、手帳所持者及び手帳の発給を受けることができる者については、適用しない。

2 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法第二十一条及び第二十二条の規定は、沖縄については、適用しない。

第七章 その他の特別措置

(市町村における基幹道路の整備)

第四十八条 過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）第二条及び第二十三条の規定の例に準じ政令で定める基準に従い沖縄開発庁長官が関係行政機関の長に協議して指定した地域内の基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道路（以下この条において「市町村道等」という。）の新設又は改築で振興開発計画に基づいて行なうも

ののうち、当該市町村の区域の振興開発のため特に必要があるものとして関係行政機関の長が沖縄開発庁長官に協議して指定した市町村道等に係るものについては、他の法令の規定にかかわらず、沖縄県が行なうことができる。

2 前項の市町村道等の指定は、沖縄県知事が、関係市町村長との協議がとつた場合において提出する申請に基づいて行なうものとする。

3 沖縄県は、第一項の規定により市町村道の新設又は改築を行なう場合においては、政令で定めるところにより、当該道路管理者に代わつて、その権限を行なうものとする。この場合において、沖縄県が代わつて行なう権限のうち政令で定めるものは、沖縄県知事が行なう。

4 第一項の規定により沖縄県が行なう市町村道等の新設又は改築に要する費用は、沖縄県が負担する。

5 前項に規定する費用に係る国の負担又は補助については、第一項の規定により指定された市町村道等の新設又は改築を県道又は県が管理する農道、林道若しくは漁港関連道路の新設又は改築とみなす。

(無医地区における医療の確保)
第四十九条 沖縄県知事は、振興開発計画に基づいて、無医地区に関し、次に掲げる事業を実施しなければならない。

- 一 診療所の設置
 - 二 患者輸送車(患者輸送船を含む。)の整備
 - 三 定期的な巡回診療
 - 四 保健婦の配置
 - 五 公的医療機関の協力体制の整備
 - 六 その他無医地区の医療の確保に必要な事業
- 2 沖縄県知事は、前項に規定する事業を実施する場合において特に必要があると認めるときは、病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、次に掲げる事業につき、協力を要請することができる。
- 一 医師又は歯科医師の派遣

二 巡回診療車(巡回診療船を含む。)による巡回診療

3 国及び沖縄県は、無医地区における診療に従事する医師又は歯科医師の確保その他当該無医地区における医療の確保(当該診療に従事する医師又は歯科医師を派遣する病院に対する助成を含む。)に努めなければならない。

4 沖縄県知事は、国に対し、無医地区における診療に従事する医師又は歯科医師の確保について協力を求めることができる。

5 第一項及び第二項に規定する事業の実施に要する費用は、沖縄県が負担する。

6 国は、前項の費用のうち第一項第一号に掲げる事業に係るものについては四分の三を、同項第二号から第四号までに掲げる事業及び第二項に規定する事業に係るものについては二分の一を、それぞれ政令で定めるところにより、補助するものとする。

(交通の確保)
第五十条 国の行政機関の長は、沖縄県の市町村が、その区域内で他の一般乗合旅客自動車運送事業を営業者がない地域について、一般乗合旅客自動車運送事業を営業者、又は自家用自動車車を共同で使用し、若しくは有償で運送の用に供するときは、道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)に基づく免許、許可又は認可について適切な配慮をするものとする。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)
第五十一条 第十五条の規定は、地方税法第六条の規定により、沖縄県が、離島の地域及びその他の地域のうち過疎地域対策緊急措置法第二条及び第二十三条の規定の例に準じ政令で定める基準に従い沖縄開発庁長官が自治大臣に協議して指定した地域内において畜産業、水産業又は薪炭製造業を行なう個人について、その事業に対する事業税を課さなかつた場合又は事業税に係る不均一の課税をした場合において、これらに係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。この場合において、第十五条中「当該地方公共団体」とあるのは「沖縄県」と、「事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置」とあるのは「これらの措置」と読み替へるものとする。

第八章 沖縄振興開発審議会
(沖縄振興開発審議会の設置及び権限)
第五十二条 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他沖縄の振興開発に関する重要事項を調査審議するために、沖縄開発庁に沖縄振興開発審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、沖縄の振興開発に関する重要事項につき、内閣総理大臣に対し意見を申し出ることができる。

(審議会の組織等)
第五十三条 審議会は、次に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員二十五人以内で組織する。

- 一 関係行政機関の職員 十三人以内
 - 二 沖縄県知事
 - 三 沖縄県議会議長
 - 四 沖縄県の市町村長を代表する者 二人
 - 五 沖縄県の市町村の議会の議長を代表する者 二人
 - 六 学識経験のある者 六人以内
- 2 前項第四号から第六号までに掲げる者につき任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の委員は、再任されることができる。
- 4 委員の互選により審議会の会長として定められた者は、会務を総理する。
- 5 委員は、非常勤とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

められるときに準用する。この場合において、第十五条中「当該地方公共団体」とあるのは「沖縄県」と、「事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置」とあるのは「これらの措置」と読み替へるものとする。

第八章 沖縄振興開発審議会
(沖縄振興開発審議会の設置及び権限)
第五十二条 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他沖縄の振興開発に関する重要事項を調査審議するために、沖縄開発庁に沖縄振興開発審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、沖縄の振興開発に関する重要事項につき、内閣総理大臣に対し意見を申し出ることができる。

(審議会の組織等)
第五十三条 審議会は、次に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員二十五人以内で組織する。

一 関係行政機関の職員 十三人以内

二 沖縄県知事

三 沖縄県議会議長

四 沖縄県の市町村長を代表する者 二人

五 沖縄県の市町村の議会の議長を代表する者 二人

六 学識経験のある者 六人以内

2 前項第四号から第六号までに掲げる者につき任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 委員の互選により審議会の会長として定められた者は、会務を総理する。

5 委員は、非常勤とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第九章 雑則
(土地の利用についての配慮)
第五十四条 国及び地方公共団体は、沖縄において土地(公有水面を含む。)をその用に供する必要がある事業を実施するときは、当該土地の利用方法が振興開発計画において定める土地の利用に適合することとなるように当該事業を実施しなければならない。

(他の法律の適用除外)
第五十五条 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和三十六年法律第百二十二号)、低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第百二十六号)、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)、新産業都市建設促進法(昭和三十七年法律第百十七号)、奥地等産業開発道路整備臨時措置法(昭和三十九年法律第百十五号)、山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)、過疎地域対策緊急措置法及び農村地域工業導入促進法(昭和四十六年法律第百十二号)は、沖縄については、適用しない。

2 国土総合開発法(昭和二十五年法律第百五号)中府県総合開発計画、地方総合開発計画及び特定地域総合開発計画に係る部分は、沖縄については、適用しない。

(政令への委任)
第五十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第十章 罰則
第五十七条 第十九条第二項及び第二十条第二項において準用する中小企業近代化促進法第十七条第一項から第三項までの規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、

昭和四十六年十二月二十九日 参議院会議録第一号 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案外四件

四九

昭和四十六年十二月二十九日 参議院會議録第一号 沖縄の復興に伴う特別措置に関する法律案外四件

五〇

使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第五十八條 会社の役員又は職員が、その職務に關して、わいろを受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相當の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第五十九條 前条第一項のわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第六十條 第三十六條において準用する電源開発促進法第三十五條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第六十一條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした会社の役員は、三十万円以下の過料に処する。

一 第三十六條において準用する電源開発促進法第十五條第五項、第三十條、第三十一條又は第三十三條の規定に違反したとき。

二 第三十六條において準用する電源開発促進法第二十九條第二項の規定による命令に違反したとき。

第六十二條 第三十三條の規定に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に關

する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（附則第十九條第五項及び第十二項において「協定」という。）の効力発生の日から施行する。ただし、第五章第二節、第五十八條から第六十二條まで、次条、附則第八條、附則第十條及び附則第十九條の規定は、公布の日から施行する。（琉球政府行政主席への通知）

政府行政主席に通知しなければならない。（この法律の失効）

第三条 この法律は、昭和五十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 次の表の上欄に掲げる事項については、同表の下欄に掲げる規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

振興開発計画に基づく事業で、昭和五十七年度以後に繰り越される国の負担金又は補助金に係るもの

第五條から第八條まで、第四十八條及び第四十九條

第七條第六項の規定により特定多目的ダム法が適用されることとなるダム

第七條第六項

この法律の失効前に手帳の発給を受けた者に係る当該発給を受けた手帳

第四十一條第二項及び第三項、第四十二條、第四十三條、第四十五條、第四十六條並びに第四十七條第一項

昭和五十七年三月三十一日以前に開始された第四十四條第一項に規定する雇用促進事業団の業務（当該業務が終了するまでの間に行なわれるものに限る。）

第四十四條

3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

該ダムの建設を行なう河川の部分として建設大臣が指定する区間は、第七條第一項及び第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定により指定された区間とする。

（経過措置）

2 前項のダムは、同項の指定があつた時において第七條第六項の規定により特定多目的ダム法が適用される多目的ダムとなるものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

第四條 昭和四十七年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で、振興開発計画が決定されるまでの間に、沖縄の振興開発のため緊急に実施する必要があるものとして沖縄開発庁長官が関係行政機関の長に協議して決定したものについては、当該事業を振興開発計画に基づく事業とみなして、この法律を適用する。

3 第一項のダムの建設に要する政令で定める費用は、第七條第五項及び特定多目的ダム法第七條第一項の規定にかかわらず、国が支弁するものとする。

第五條 この法律の施行の際琉球水道公社が建設している政令で定めるダム（政令で定める施設又は工作物を含む。）の存する河川について、当

（労働省設置法の一部改正）

第六條 労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第六條 労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四條第十三号の三中「又は勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）」を、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）又は沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第 号）に改め、同条第四十一号の二の次に次の一号を加える。

四十一の三 沖縄振興開発特別措置法に基づいて、沖縄の労働者の職業の安定を図るため必要な措置に関する計画を作成すること。

第十條第一項第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三 沖縄振興開発特別措置法の規定に基づいて行なう就職指導及び就職促進手当の支給に關すること。

第十條第一項第八号中「及び中高年齢者等の雇用の促進に關する特別措置法（職業訓練に關する部分を除く。）」を、中高年齢者等の雇用の促進に關する特別措置法（職業訓練に關する部分を除く。）及び沖縄振興開発特別措置法（第六章（職業訓練に關する部分を除く。）の規定に限る。）に改め、同条第二項中「及び中高年齢者等の雇用の促進に關する特別措置法（第二十二條の規定に限る。）及び沖縄振興開発特別措置法（第三十九條の規定に限る。）に改める。

（国土総合開発法の一部改正）

第七條 国土総合開発法の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「又は首都圏整備計画」を「首都圏整備計画又は沖縄振興開発計画に、又は首都圏整備委員会を、首都圏整備委員会又は沖縄開発庁長官に改める。

（地方税法の一部改正）

第八條 地方税法の一部を次のように改正する。附則第九條の次に次の一條を加える。

(法人の事業税の税率の特例)

第九條の二 沖繩電力株式会社が行なう電気供給業に對する事業税の標準税率については、沖繩県の区域にこの法律が施行されることとなる日以後五年以内に終了する各事業年度分の事業税に限り、第七十二條の二十二第一項第一号中「百分の一・五」とあるのは、同日以後二年以内に終了する各事業年度分の事業税にあつては「百分の〇・五」と、当該二年以内に終了する各事業年度のうち最後の事業年度終了の日後三年以内に終了する各事業年度分の事業税にあつては「百分の一・〇」とする。

附則第十條に次の一項を加える。

4 道府県は、沖繩電力株式会社が沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第

号)附則第十九條第五項の規定による政府の出資に係る不動産を取得した場合においては、第七十三條の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に對しては、不動産取得税を課することができない。

(企業合理化促進法の一部改正)

第九條 企業合理化促進法(昭和二十七年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第八條第三項中「又は漁港法」を、漁港法又は沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第号)に改め、同條第四項中「又は漁港法」を、漁港法又は沖繩振興開発特別措置法に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第十條 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第八十四條中「及び日本自動車ターミナル株式会社」を「日本自動車ターミナル株式会社及び沖繩電力株式会社」に改める。

(道路整備特別会計法の一部改正)

第十一條 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三條中「又は交通安全施設等整備事業に關する緊急措置法(昭和四十一年法律第四十五号)

第十條第一項を、交通安全施設等整備事業に關する緊急措置法(昭和四十一年法律第四十五号)第十條第一項又は沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第号)第六條第五項に改める。

(特定港湾施設整備特別措置法の一部改正)

第十二條 特定港湾施設整備特別措置法(昭和十四年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二條中「又は北海道開発のためにする港湾工事に關する法律(昭和二十六年法律第七十三号)第三條第一項を、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律(昭和二十六年法律第七十三号)第三條第一項又は沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第号)第八條第一項に改める。

第四條第一項中「北海道」の下に「及び沖繩県」を加え、同條第二項中「又は北海道開発のためにする港湾工事に關する法律第三條第二項において準用する同法第二條第一項を、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律第三條第二項において準用する同法第二條第一項又は沖繩振興開発特別措置法第八條第三項に改め、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 沖繩県の港湾の水域施設、外郭施設又は係留施設に係る工事 十分の一

第六條中「北海道」の下に「及び沖繩県」を加える。

(治山治水緊急措置法の一部改正)

第十三條 治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項第四号中「特定多目的ダム法(昭和三十三年法律第三十五号)第二條第一項」の下に「(沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第号)第七條第六項の規定により適用する場合を含む。)」を加える。

(治水特別会計法の一部改正)

第十四條 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第二号中「又は地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第二十八條を、地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第二十八條又は沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第号)第七條第五項(同條第九項において準用する場合を含む。))に改める。

第五條第一項第二号中「又は第六十三條第一項を、若しくは第六十三條第一項又は沖繩振興開発特別措置法第七條第五項に改める。

(港湾整備特別会計法の一部改正)

第十五條 港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第二号中「又は北海道開発のためにする港湾工事に關する法律(昭和二十六年法律第七十三号)第三條第二項において準用する同法第二條第一項を、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律(昭和二十六年法律第七十三号)第三條第二項において準用する同法第二條第一項又は沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第号)第八條第四項に改める。

第五條第一項第二号中「同法第二條第一項」の下に「沖繩振興開発特別措置法第八條第四項」を加える。

(社会保険労務士法の一部改正)

第十六條 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の次に次の一号を加える。

二十の五 沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第号)第四十一條、第四十三條及び第四十四條の規定に限る。

(都市計画法の一部改正)

第十七條 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)

の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中「北海道総合開発計画」の下に「沖繩振興開発計画」を加える。

(農業振興地域の整備に關する法律の一部改正) 第十八條 農業振興地域の整備に關する法律の一部を次のように改正する。

第四條第三項中「北海道総合開発計画」の下に「沖繩振興開発計画」を加える。

(会社の設立等)

第十九條 通商産業大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に關して発起人の職務を行なわせる。

2 設立委員は、定款を作成して、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

3 通商産業大臣は、設立委員を命じようとするとき及び前項の認可をしようとするときは、内閣総理大臣に協議しなければならない。

4 通商産業大臣は、第二項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

5 政府は、会社の設立に際し、会社に對して協定第六條第一項の規定により政府に移転される琉球電力公社の財産の全部を出資するものとする。

6 前項の規定により政府が出資する財産の価額は、評価委員が評価した価額とする。

7 設立委員は、第二項の認可を受けたときは、遅滞なく、会社の設立に際し発行する株式の総数のうち、政府が引き受けない株式につき、株主を募集しなければならない。

8 設立委員は、前項の規定により株主を募集する場合において、琉球政府から株式の申込みがあつたときは、琉球政府に對して株式を割り当てるものとする。

9 商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百七十七條、第六百八十一條、第六百八十五條及び第六百八十七條第一項(設立の廃止の決議に係る場合に限る。の規定は、会社の設立に對しては適用せず、同法第六百七十七條第三項の規定は、第五

昭和四十六年十二月二十九日 参議院會議録第一号 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案外四件

- 項の規定により政府が行なう現物出資については適用しない。
- 10 設立委員は、この法律の施行の日の前日まで、その処理すべき会社の設立に関する事務を完了しなければならない。
- 11 第五項の規定により政府が行なう現物出資の給付は、この法律の施行の時に行なわれるものとし、会社は、商法第五十七条の規定にかかわらず、その時に成立する。
- 12 協定第六条第一項の規定により政府が引き継ぐ琉球電力公社の権利及び義務は、会社の成立の時に、会社が承継する。
- 13 会社は、会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。
- 14 前各項に規定するもののほか、会社の設立に關し必要な事項は、政令で定める。
- 15 会社は、この法律の施行の時に、通商産業省令で定めるところにより、電気事業を営むことについて電気事業法第三条第一項の許可を受けなければならない。
- 16 前項に規定するもののほか、会社に対する電気事業法の適用に関する経過措置は、政令で定める。
- 17 第三十三条の規定は、次の各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に掲げる期間は、適用しない。
- 一 第三十三条の規定の施行の際その商号中に
- 沖繩電力株式会社という文字を使用している者 同条の規定の施行の日から起算して六月間
- 二 この法律の施行の際沖繩においてその商号中に沖繩電力株式会社という文字を使用している者 この法律の施行の日から起算して六月間
- 18 沖繩開発庁設置法(昭和四十六年法律第一号)の施行の日前における第三十七条第一項の規定の適用については、同項中「沖繩開発庁長官」とあるのは、「内閣総理大臣」と読み替えるものとする。
- 19 会社が次の各号に掲げる事項について登記を受ける場合には、その登記に係る登録免許税は、免除する。ただし、第一号に掲げる事項の登記に係る登録免許税にあつては、資本の金額のうち政府及び琉球政府の出資に係る部分以外の部分について、第二号に掲げる事項の登記に係る登録免許税にあつては、この法律の施行の日から起算して一年を経過した日以後に受ける登記に係るものについては、この限りでない。
- 一 会社の設立
- 二 第五項の規定により政府が出資した財産に係る権利の保存、設定又は移転
- 20 政府は、沖繩における合理的な電気の供給体制を実現するうえでの会社の役割について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

別表

事業の区分		
農業試験研究施設	農業改良助長法(昭和二十三年法律第六十五号)第二条第三号に規定する試験研究施設の設置	国庫の負担又は補助の割合の範囲
土地改良	土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第二項に規定する土地改良事業で国が行なうもの	十分の十以内
家畜保健衛生所	家畜保健衛生所法(昭和二十五年法律第十二号)第一条第一項に規定する家畜保健衛生所の設置	十分の十以内

林業施設	森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条第二項に規定する保安施設事業	十分の十以内
漁港	漁港法(昭和二十五年法律第三十七号)第三条第一号に規定する基本施設及び同条第二号に規定する機能施設のうち輸送施設又は漁港施設用地(公共施設用地に限る。)の修築事業	十分の十以内
道路	道路法第二条第一項に規定する道路の新設、改築及び修繕並びに同法第十三条に規定する指定区間内の国道の維持その他の管理	十分の十以内
港湾	港湾法第二条第五項に規定する港湾施設のうち水城施設、外かく施設、けい留施設、臨港交通施設又は公共の用に供する港湾施設用地(同条第八項に規定する避難港にあつては、水城施設又は外かく施設に限る。)の建設又は改良の工事	十分の十以内
空港	空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)第二条第一項第二号及び第三号に規定する空港に係る同法第六条第一項及び第八条第四項に規定する工事	十分の十以内
公営住宅	公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅の建設工事	十分の七・五以内
住宅地区改良	住宅地区改良法(昭和二十五年法律第八十四号)第二条第六項に規定する改良住宅の建設(当該建設のため必要な土地の取得及びその土地を宅地に造成することを含む。)	十分の七・五以内
水道	水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第三条第三項に規定する簡易水道事業に係る水道の新設	三分の二以内
し尿処理施設及びごみ処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第八条第一項に規定するし尿処理施設及びごみ処理施設の設置	十分の五以内
都市公園	都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園の用地の取得及び同条第二項に規定する公園施設の新設又は改築	十分の五以内
下水道	下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第四号に規定する流域下水道の設置又は改築	三分の二以内

消防施設	消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)第三 条に規定する消防の用に供する機械器具及び設備の購入 又は設置	三分の二以内
伝染病院等	伝染病予防法(明治三十年法律第三十六号)第十七条第一 項に規定する施設の整備	十分の七・五以内
保健所	保健所法(昭和二十二年法律第百一号)第一条に規定する 保健所の整備	十分の七・五以内
精神病院	精神衛生法(昭和二十五年法律第百二十三号)第六条及び 第六条の二に規定する精神病院(精神病院以外の病院に 設ける精神病室を含む。)の設置	十分の七・五以内
結核療養所	結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第五十七条第 一号及び第五十九条に規定する結核療養所の整備	十分の七・五以内
児童福祉施設	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条に規 定する児童福祉施設の整備	十分の八以内
身体障害者更 生援護施設	身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第百八十三号)第 五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設の設置	三分の二以内
生活保護施設	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第三十八 条第一項に規定する保護施設の整備	十分の七・五以内
婦人相談所等	兜春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第三十四条第 一項に規定する婦人相談所及び同法第三十六条に規定す る婦人保護施設の整備	三分の二以内
精神薄弱者援 護施設	精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十八 条第一項に規定する精神薄弱者援護施設の整備	三分の二以内
老人福祉施設	老人福祉法(昭和三十三年法律第百三十三号)第十四条第 一項第一号及び第二号に規定する老人福祉施設の整備	十分の七・五以内
義務教育施設 等	義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第 八十一号)第二条第二項に規定する建物、義務教育費国 庫負担法(昭和二十七年法律第百三十三号)第三条に規定す る教材、公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法 律第百五十二号)第二条第一項及び第六条に規定する小 学部及び中学部に係る建物及び教材、産業教育振興法 (昭和二十六年法律第百二十八号)第二条に規定する公	十分の九以内

高等学校教育 施設等	公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法(昭和二十八 年法律第百四十八号)第二条第二項に規定する建物、 産業教育振興法第二条に規定する公立の高等学校(盲学 校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。)に 係る産業教育のための施設又は設備及び理科教育振興法 第二条に規定する公立の高等学校に係る理科教育のため の設備の整備	十分の七・五以内
砂防設備	砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂 防工事	十分の十以内
海岸 施設	海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設の新設又は 改良	十分の十以内
地すべり防止 施設	地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第二条第 四項に規定する地すべり防止工事	十分の八以内
河川	河川法第五条第一項に規定する二級河川の改良工事	十分の十以内

審査報告書

沖繩における公用地等の暫定使用に関する法
律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年十二月二十九日

沖繩及び北方問題に
関する特別委員長 長谷川 仁

参議院議長 河野 誠三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、沖繩の復帰に伴い、現に沖繩で公
用地等として使用されている土地等のうち、復
帰後も引き続き米軍および自衛隊の用に供する
もの並びに、水道、電力施設、飛行場等、航路標
識および道路の用に供するものについては、国
等が権原を取得するまでの間、五年をこえない

昭和四十六年十二月二十九日 参議院會議録第一号 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案外四件

範圍内で暫定使用しうる等の特別の措置を定めようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律の施行に伴い、別に費用を要しない。

沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十六年十二月十四日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 河野 謙三殿

沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案

沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案

（趣旨等）

第一条 この法律は、沖縄（硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）をいう。以下同じ。）の復帰に伴い、沖縄における公用地等のための土地又は工作物に関する暫定使用について特別な措置を定めるものとする。

2 この法律の規定により使用することができる土地又は工作物については、この法律の規定による使用の開始後であつても、当該土地又は工作物の所有者その他の権利者との合意によりこれをを使用することとなるよう努めるものとする。

（土地又は工作物の暫定使用）

第二条 次の各号に掲げる土地又は工作物は、それぞれ当該各号に掲げる者が、この法律の施行

の日から当該土地又は工作物について権原を取得するまでの間、使用することができる。ただし、この法律の施行の日から起算して五年をこえない範囲内において当該土地又は工作物の種類及び設置場所等を考慮して必要と認められる期間として政令で定める期間を経過した日（その日前に、事業の廃止、変更その他の事由により、当該土地又は工作物を使用する必要性がなくなつたときは、その事由が生じた日の翌日）以後においては、この限りでない。

一 この法律の施行の際沖縄においてアメリカ合衆国の軍隊の用に供されている土地又は工作物で、次に掲げるもの 国

イ 引き続き自衛隊の部隊の用に供する土地又は工作物

ロ 引き続き日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下この項において「地位協定」という。）の規定に従いアメリカ合衆国の軍隊の用に供する土地又は工作物

ハ ロの土地又は工作物で、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までの間に、地位協定の規定に従いアメリカ合衆国から日本国に返還され、引き続き自衛隊の部隊の用に供するもの

二 この法律の施行の際琉球水道公社の設立（千九百五十八年高等弁務官布令第八号）に基づく琉球水道公社が水道法（昭和三十三年法律第七十七号）による水道事業又は水道用水供給事業に相当する事業の用に供する施設の用に供している土地（当該施設に関する工事の用に供している土地を含む。）で、引き続き同法による水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設の用に供するもの（当該施設に関する工事の用に供する土地を含む。）

設に関する工事の用に供する土地を含む。）

沖縄県

三 この法律の施行の際琉球電力公社の設立（千九百五十四年琉球列島米国民政府布令第二百二十九号）に基づく琉球電力公社が電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による電気工作物に相当する工作物の用に供している土地で、引き続き同法による電気事業の用に供する電気工作物の用に供するもの 沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第七号）により設立される沖縄電力株式会社

四 この法律の施行の際沖縄にある飛行場の敷地である土地で、引き続き運輸大臣が設置する飛行場の敷地となるもの 国

五 この法律の施行の際沖縄にある航空機の航行を援助するための施設又は航空通信の用に供する電気通信設備の用に供されている土地で、次に掲げるもの 国

イ 引き続き運輸大臣が設置する航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による航空保安施設又は運輸大臣が航空通信の用に供する電気通信設備の用に供する土地

ロ 第一号ロの土地で、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までの間に、地位協定の規定に従いアメリカ合衆国から日本国に返還され、引き続き運輸大臣が設置する航空法による航空保安施設の用に供するもの

六 この法律の施行の際沖縄にある航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）による航路標識に相当する施設の用に供されている土地で、引き続き海上保安庁長官が設置する同法による航路標識の用に供するもの 国

七 この法律の施行の際沖縄において一般交通の用に供されているアメリカ合衆国の軍隊の築造に係る道の敷地である土地で、引き続き道路法（昭和二十七年法律第八十号）による

道路を構成する敷地となるもの 国又は地方公共団体

2 前項各号に掲げる土地となるべきものの区域又は同項第一号に掲げる工作物となるべきもの及び当該土地又は工作物の使用の方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者がこの法律の施行前に告示する。

一 前項第一号に掲げる土地又は工作物 防衛施設庁長官

二 前項第二号に掲げる土地 厚生大臣

三 前項第三号に掲げる土地 通商産業大臣

四 前項第四号に掲げる土地 運輸大臣

五 前項第五号に掲げる土地 海上保安庁長官

六 前項第六号に掲げる土地 建設大臣

七 前項第七号に掲げる土地 建設大臣

3 第一項の規定により土地又は工作物を使用する者は、この法律の施行後、遅滞なく、当該土地の区域又は工作物及び土地又は工作物の使用の方法をその所有者並びにその氏名又は名称及び住所が明らかでない関係人（この法律の施行の日当該土地又は工作物に關して所有権以外の権利を有する者及びその承継人をいう。以下同じ。）に通知しなければならない。この場合において、その所有者の氏名若しくは名称又は住所を確知することができないときは、政令で定めるところにより、その通知すべき事項を公示しなければならない。

（土地又は工作物の使用に伴う損失の補償）

第三条 前条第一項の規定により土地又は工作物を使用する者は、当該土地又は工作物を使用することによつてその所有者及び関係人が通常受ける損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償は、政令で定める区分に応じ、各年度（国の会計年度をいう。以下同じ。）に係る分を当該年度においてしななければならない。この場合において、損失の補償は、各年度に係る分について、当該年度の開始する日（この法律の施行の日の属する年度にあ

つては、この法律の施行の日。以下同じ。の価格（土地又は土地に関する所有権以外の権利に對する損失の補償についてはその土地及び近傍類地の地代及び借賃等を考慮し、工作物又は工作物に関する所有権以外の権利に對する損失の補償についてはその工作物及び近傍同種の物件の使用料及び借賃等を考慮して算定した当該年度の開始する日の価格）によつて算定しなければならない。

3 第一項の規定による損失の補償は、各年度に係る分について前条第一項の規定により土地又は工作物を使用する者と当該土地又は工作物の所有者及び関係人とは協議して定めなければならない。ただし、協議をすることができないときは、この限りでない。

4 前条第一項の規定により土地又は工作物を使用する者は、その所有者及び関係人の請求があるときは、自己の見積つた当該年度に係る損失の補償の額を払い渡さなければならない。

5 第三項本文の規定による協議が成立しないとき、又は同項ただし書に規定する場合に該當事るときは、前条第一項の規定により土地若しくは工作物を使用する者又は当該土地若しくは工作物の所有者若しくは関係人は、政令で定めるところにより、取用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

（原状回復の義務）

第四条 第二項第一項の規定により土地又は工作物を使用する者は、同項ただし書の規定により当該土地又は工作物を使用することができなく

なつたときは、遅滞なく、当該土地又は工作物をその所有者に返還しなければならない。この場合においては、政令で定めるところにより、当該土地又は工作物を原状に回復し、又は原状に回復しないことによつて生ずる損失を補償しなければならない。

（政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、第二項の規定による土地又は工作物の使用について必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、第二項及びび次項の規定は、公布の日から施行する。

（琉球政府行政主席への通知）

2 内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければならない。

審査報告書

国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に關し承認を求めの件右は多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年十二月二十九日

沖繩及び北方問題に
關する特別委員長 長谷川 仁

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、沖繩の復歸に伴い、沖繩における国の人事行政事務を分掌するため、当分の間、人事院沖繩事務所を那覇市に置くことについて承認を求めようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

二、費用
本件施行のための所要経費は、昭和四十七年度以降の予算に計上される。

国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に關し承認を求めの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十六年十二月十四日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 河野 謙三殿

国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に關し承認を求めの件

国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第五十六條第六項の規定により、当分の間、人事院沖繩事務所を那覇市に置くことについて、国会の承認を求める。

〔長谷川仁君登壇、拍手〕

○長谷川仁君 ただいま議題となりました法律案等五案件につきまして、沖繩及び北方問題に關する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

まず、五案件の要旨を申し上げますと、沖繩の復歸に伴う特別措置に關する法律案は、沖繩の復歸に伴い、住民生活の安定に配慮しつつ、従前の沖繩の諸制度の本邦の諸制度への円滑な移行をはかるため、本邦の法令の適用に關し、所要の特別措置を講じようとするものであり、沖繩の復歸に伴う関係法令の改廃に關する法律案は、沖繩の復歸に伴い必要とされる関係法令の規定の整備をはかるようとするものであります。

沖繩振興開発特別措置法案は、沖繩の特殊事情にかんがみ、総合的な沖繩振興開発計画を策定し、計画に基づく事業を促進するとともに、産業振興のための特別措置等を講じようとするものであります。

次に、沖繩における公用地等の暫定使用に關する法律案は、現に米軍が使用している土地等のうち、復歸後も引き続き米軍及び自衛隊の用に供するもの、並びに、現に水道、電力、飛行場及び道路等の用に供している土地で復歸後も引き続きこれらの用に供するものについては、国などが権原を取得するまでの間、五年をこえない範囲内で暫定使用し得るよう特別措置を定めるとともに、その手続、損失補償、原状回復の義務等について定めようとするものであります。

最後の、国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に關し承認を求めの件は、当分の間、人事院沖繩事務所を那覇市に設置することについて、国会の承認を求めたものであ

ります。

以上の政府提出五案件は、さきの第六十七回国会において、衆議院議員提出の沖縄平和開発基本法案外一件とともに、沖縄及び北方問題に関する特別委員会に付託され、沖縄に本院から議員団が派遣されて意見を聴取し、また公聴会を開くとともに、名古屋市に委員派遣を行ない、さらに内閣、法務、文教、通信、建設、地方行政、農林水産、大蔵、社会労働、商工、運輸の十一の常任委員会と連合審査会を開く等、慎重審査に徹して審査が進められましたが、五案件については継続審査となり、昨日も質疑が続行されたのであります。

また、本日設置されました本特別委員会においても、引き続き熱心な質疑が展開されました。

その間のおもなる質疑を申し上げますと、沖縄における非核三原則の問題、米軍基地整理の問題をはじめ、期限を設けてVOAを存続せしめる理由、三百六十円レートによる通貨の即時交換問題、教育委員会委員を任命制とすることの是非、沖縄振興開発特別措置法案と憲法第九十五条との関係、公用地等の暫定使用についての公示の法律的效果及び憲法第三十一条との関係、請求権補償の立法化問題等でありましたが、そのほか地方自治の振興、産業開発のあり方、住民福祉の向上、自衛隊の配備問題等、広範多岐にわたる問題が取り上げられました。これらの詳細は会議録によって御承知願います。

以上のような経過を經まして、本日質疑を終了し、五案件について討論に入りましたところ、日本社会党を代表して松井委員、公明党を代表して矢追委員、民社党を代表して栗林委員、日本共産党を代表して渡辺委員よりそれぞれ反対、自由民主党を代表して楠委員より賛成の意見が表明されました。討論を終局し、四法律案について一括採決を行ないましたところ、四法律案は、賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定し、承認案件は、これを承認すべきものと決定いたしました。

なお、大橋委員より、日本社会党を代表して、各案件に対し、少数意見の報告をしたい旨の発言がありました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) 五件に対し、大橋和孝君から、成規の賛成者を得て、少数意見の報告書が提出されております。

この際、少数意見の報告を求めます。大橋和孝君。

〔大橋和孝君登壇、拍手〕

○大橋和孝君 私たちは、二十六年間異民族の支配という、世界でも類例を見ない異常な状態のもとに置かれ、本土の経済成長からも取り残され、生活のあらゆる面で著しい差別と弾圧のもとにいたげられてきた沖縄百万県民を、ここにあなたかく迎え入れ、平和で豊かな沖縄県を築き上げるか、はたまた、太平洋のかなめ石として、日本

軍国主義を一そう強化していく道を選択するか、日本の将来を決定する岐路に立っていると云つても過言ではないのであります。私たちは、このことを深く心に刻み込んでおかなければなりません。

私は、日本社会党を代表いたしましたして、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案、沖縄振興開発特別措置法案と沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案及び人事院の地方事務所設置に関し承認を求めるの件に対して、いずれも否決するべきであるとの少数意見留保の理由を説明したいと思ふのであります。

言うまでもなく、沖縄百万県民は、苦難と差別をしいられる中で、悲願とも言うべき本土復帰を希求し続けてまいつたのであります。この本土復帰は、ただ単に施政権が返るだけではなく、沖縄県民百万が、不当に奪われた土地と日本国憲法で保障されている基本的人権を完全に取り戻し、沖縄県民の心と身体、社会生活の上に受けたあらゆる損害を補償し、本土との一切の差別、格差を解消し、真に本土並みとなる返還、復帰でなくてはならないのであります。本土政府と国民は、沖縄県民の痛みをわが痛みとして受け取り、真の復帰を保障する責務を持たねばなりません。

ところが、実態はどうでありましょう。屋良主席が先般、沖縄県民の心からなる願望を盛り込んでその最低保障を取りまとめたあの建議書の内容

の大部分が、本土政府によってまたも踏みこまれてしまったのであります。佐藤総理以下各閣僚は、口を開けば、沖縄県民の苦勞は十分に理解している、あたたく本土に迎え入れたい、と述べられております。しかしながら、政府提案の沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案を見ても、総理、山中総務長官、各閣僚のことは、いかにその実態とかけ離れ、むなしきものであるかということが歴然としていたのであります。米軍用地施設は六千六十六万坪、地主数は約三万八千人という膨大な広さにわたっているのです。

特に、基地内は測量できず、現状確認の方法もなく、接取前の地目で押えられていること、さらに、部落一括基地化のバンド地域のようなものもあるなど、全く不合理の一語に尽きるのであります。こうした巨大な米軍基地をこの法律案で長期固定化させ、また、米軍の返還する基地は自衛隊がその用地として肩がわり的に占拠するものであります。この現実を放置して、何で平和で豊かな沖縄を建設することになりましょう。まさにこの法案は悪法中の悪法なのであります。返還協定の了解覚書C表は、復帰までに返還される三十四施設をあげておりますが、そのうち十施設はすでに開放済みのものであります。また、キャンプ久場崎やシールズは開放予告面積が覚え書き面積と違っておりますし、十坪ほどの民間アパートの部屋が憲兵隊詰所として三カ所ももつともらしく返還リストに載せられているのであり

ます。即時返還箇所は、ほとんど内容のない、多数の基地が戻るかのように見せかけたごまかしなのであります。

さらに重大なことは、米軍が恒久的に使用する施設・区域としてA表八十八カ所に、これまで軍用地として使用されていなかった七つの訓練場が、安保条約の地位協定第二条4の(b)の一時使用演習地として加えられていることでもあります。つまり、基地は返還協定で減るところが増大されていること、さらわれている自衛隊の演習地先取りとも見られることでもあります。このようにして、

沖縄県民が父祖伝来の土地を公権力の名のもとに再び半ば暴力的に奪われることになるのであります。

さきの大戦において沖縄は二十万余というとい生命を失うという犠牲を払ったのであります。そして二十六年という長い間の異民族支配、またその上に、この法律案によって土地を奪われるという犠牲をしいられる。なぜこのようにしてまで沖縄県民だけしいたげられなければならないのか。沖縄県民の心を心として、佐藤総理の先ほどのことをそのことばどおり実現するのであれば、直ちに軍事基地を撤去し、自衛隊の配備を取りやめるべきであります。

憲法十四条は、「すべて國民は、法の下に平等であつて、人種、信條、性別、社會的身分又は門地により、政治的、經濟的又は社會的關係において、差別されない」と規定しておりますが、この

法律案は憲法違反の疑いが濃厚であります。すなわち、この法律案は法理論上あいまいな公共用地ということばを使って、本土においては自衛隊用地ははずされているにもかかわらず、沖縄だけは土地強制収用を行なえるようにしようとする全く不当な法案であります。

また、憲法二十九条は、「財産権は、これを侵してはならない。」「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。」「とされているのであります。しかしながら、この法律案は、使用しようとする土地を告示し、所有者、関係人に通知するだけというもので、慎重な手続や正当な補償はどこを見ても出てこないものであります。

以上、繰り返して述べてまいりましたように、この法案は多くの点に憲法違反の疑いがあり、われわれは断じて認めるわけにはいかないものであります。

次に、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案を見ますと、米軍の謀略放送であるヴォイス・オブ・アメリカ—VOA放送を存続させることとあります。この放送は、日本語放送、英語放送、中国語放送を行なっており、特に北京語、広東語、アモイ語の三種類に分けて放送していた中国語放送は、謀略放送以外の何ものでもないものであります。返還後は中国語の放送は中止させるとはいえず、国内法規をねじ曲げてまでVOAを存続させることは、どこに意味があるのであります。

ましよう。軍事優先第一主義であることは明白なのであります。

沖縄振興開発特別措置法もまた多くの問題点を含んでいるのであります。沖縄では、水資源の多くは米軍基地内にあり、そのため、ここでも軍事優先の論理が貫徹していることは明白であります。その上、水質、水道料金など問題があり、生活の基礎的な条件の一つである水でさえこのありさまなのであります。これで、何が平和で豊かな沖縄振興開発となるのでありますようか。

沖縄はその地理的条件の上で離島がきわめて多く、台風常襲地帯であり、季節的条件が県民生活を著しくゆがめているのであります。この県民生活の下ざさへとしての社会保障制度はきわめて貧困であり、医療制度は未熟であり、年金制度もまたしかりであります。社会福祉施設は名ばかりのものであり、生活保護は本土三級地の六八%の水準でしかありません。こうした条件の中で無医地区は多く、医師をはじめとする医療担当者の数、医療施設はお粗末の一語に尽きるのであります。このこと一つを見ましても、県民の生命と健康がいかに大切にされていないかがわかるのであります。あすをになら青少年の教育環境、生活環境もまた著しく悪環境のもとにあることは言うまでもありません。しかしながら、県民の努力して築き上げてきた教育制度は、本土並みの名のもとに、これまた、民主教育制度は全く一方的に廃止されようとしているのであります。このほか、米軍政

下のものと、あらゆる犯罪に対し、県民はただ泣き寝入りするしかない、無法地帯とも言える中に生活権を奪われてきたものに對して、米軍占領下で行なわれてきた屈辱的な刑事裁判を引き継ぐに至っては、主権在民の大原則はどこに存在するか、日本国民として断じて認めるわけにはまいらないのであります。

一昨々年、私共の沖縄派遣団の一人として現地の状況をつぶさにこの目で見、この耳で聞き、はだで感じてきました。沖縄の現状がいかにひどいものであるかは、とうてい筆舌には尽くせないものであります。

佐藤総理、あなたはいかに口先で平和で豊かな沖縄の建設を唱えても、現実に戻って事態を見てみると、そのことばがいかにむなしいか、あなたは御自身が一番おわかりであらうかと思うのであります。

沖縄県民の魂の底からふき出している本土への完全復帰は、ここに上げられた法律案の本身とは全く違うものであり、こうしたまやかしの返還は、二重、三重に沖縄百万県民の心を踏みにじることを銘記されるべきだと思ふのであります。アメリカのアジア侵略のかねめ石として位置づけられてきた沖縄は、アメリカのアジア侵略が敗北の一途をたどり、また、一方で国連における中国加盟が実現した現在、直ちに基地を取り除き、自衛隊の配備計画は取りやめて、真に平和で豊かな沖縄県の建設実現のために本土が一体となつて

立ち上がらなければなりません。

佐藤総理、繰り返して提言を申し上げます。

世界の主要国の多くが、この日本の歩もうとしている道に一その疑惑を投げかけている現実を率直に受けとめて、平和への大道を指向する努力を、この際こそ、勇気を持って行なうべきではないではありませんか。

私は、ここに沖縄と本土国民の平和への希求の心を心として、少数意見の留保を行なうものであります。(拍手)

○議長(河野謙三君) 五件に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。稲嶺一郎君。

〔稲嶺一郎君登壇、拍手〕

○稲嶺一郎君 私は、自由民主党を代表し、さらに沖縄選出国會議員の一人といたしまして、ただいま議題となっております沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案外三件の法律案及び一件の承認案件について、賛成の意を表明するものであります。(拍手)

沖縄の施政権返還に関する協定は、去る二十二日の本院の承認により、批准書交換の手續を残すばかりとなっております。

ただいま議題となっております四件の法案は、協定を円滑に実施する上にぜひとも必要な事項を盛り込んだものでありまして、協定と一体不可分のものであります。

米国政府は、わが国で国内法が成立しなれば批准書の交換は行なわれない方針であると伝え

られております。その意味でも、これらの法案はぜひとも成立させねばなりません。それこそが沖縄百万の同胞の熱望にこたえるゆえんであります。

以下、賛成の理由を申し上げます。

賛成理由の第一点は、沖縄百万県民の大多数は、一日も早い祖国復帰を切望しているからであります。沖縄県民の大多数が沖縄返還協定並びに関連法案に反対であるかのごとく述べている者がありますが、もしそれが、沖縄は本土に復帰しなくともよいという意味であるならば、それは事実と反するのであります。去る九月二十七日の朝日新聞の世論調査によりまして明らかとなり、復帰希望の者は、沖縄県民の六一%、不満だから復帰は延びてもやむを得ないと考える者はわずかに一七%にすぎません。このような調査の結果から見ても、沖縄県民の多くは、異民族の支配から一日も早く離れて祖国日本への復帰を待ち望んでおります。

賛成理由の第二は、関連法案には沖縄県民の要望が十分に取り入れられ、かつ、いずれも今日の段階においては適切かつ妥当な措置であると考えらるからであります。

関連法案は四件、三百三十四条にのぼる膨大なものでありますが、政府においては沖縄・北方対策庁を、また、自由民主党においては沖縄問題特別委員会を窓口として、さらに沖縄選出の与党三名の議員を中心に、三次にわたる対策要綱を

策定し、三百余件にのぼる現地沖縄からの陳情案件の大部分を同要綱に盛り込むことに成功したものであります。したがって、法案の一条一条に沖縄県民へのあたたかい思いやりの血が通っているのではありません。しかも、各条項の実現にあたっては、沖縄の発展と県民の福祉を重点として誠心誠意努力する旨、総理並びに関係閣僚から繰り返し約束されているのであります。今後の沖縄の振興発展については大いに期待が持てるものと信ずるものであります。

沖縄戦においては、わが国だけでなく、米兵士も含めて約三十万人のとうとい生命が南海の孤島に散っているのではありません。これら地下に眠るために報いる唯一の道は、地球上に永遠の平和を築くことである。今後の世界は憎悪と復讐によらず、愛情と英知によつて社会の進歩を促すものでなくてはならないと思ひます。その意味において、戦いに敗れた日本が、米国との友好的な話し合いにより沖縄の祖国復帰が実現いたしますことは、きわめて意義深いことである。

今回の沖縄国会において最も問題となったのは、沖縄における米軍基地についてであります。沖縄百万県民の願ひは、その一日も早い整理縮小であります。この実現のために今後とも政府の格段の努力を要望するものであります。

終わりに臨み、この歴史的偉業の達成を目前にして、私は、佐藤総理をはじめ政府当局並びに沖縄の祖国復帰に努力された各位に対し、今日まで

の御苦労に対し深く感謝の意を表するものでございます。

沖縄の祖国復帰は、新しい沖縄県の出発点であります。同僚議員並びに一億本土国民の方々、どうか、長い異民族の統治から離れんとする沖縄を、明るく、豊かな、平和な、たくましい沖縄県とするために、今後とも一その御協力と御支援を切望いたしまして、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(河野謙三君) 森中守義君。――御登壇願います。森中守義君。

〔森中守義君登壇、拍手〕

○森中守義君 私は、日本社会党を代表いたしまして、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案、沖縄振興開発特別措置法案、沖縄における公用地等の暫定使用に関する法案、人事院の地方の事務所設置に関し承認を求める件の四法案並びに一承認案件に対し、反対の立場から討論を行ないたいと思ひます。(拍手)

私は、討論を行なうにあたり、政府・自民党が、これらの法案の根拠をなしている琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定、いわゆる沖縄協定を、きわめて不法不当、かつ、議会制民主主義の根底をくつがえす強行採決という暴挙によつて自然成立を意図し、参議院における審議権を否定したことにあつたため

強く抗議をし、政府・自民党に猛省を促すものであります。(拍手)

去る十一月十七日の衆議院協定特別委員会における強行採決は、この沖縄国会に重大な関心を寄せ事態の推移を見守ってまいりました百万沖縄県民の心をさかたに、いかに沖縄県民の心を深く傷つけたでありましょうか。それは、沖縄現地公聴会における那覇市長平良松氏をはじめ公述人各位が怒りを込めてこもこも述べられたとおりであります。この沖縄協定の強行採決こそ、沖縄国会七十三日間を端的に物語っていると云わなければなりません。沖縄県民は、この七十三日間、怒りと屈辱と幻滅の連続であったと私は思います。

戦後二十六年余にわたるアメリカの不法不当な軍事支配のもとで筆舌に尽くしがたい犠牲と差別を強いられてまいりました沖縄県民は、その長い苦しい戦いの到達点を祖国復帰に求めたのであります。長く苦しい差別と屈辱の歴史を持つ沖縄県民、そうであつたからこそ、不当な異民族の支配に生命をかけて対決をし、一切の戦争政策に断固として反対し、平和を求め、真の人間回復を勝ちとる戦いを発展をさせ、核もない、基地もない平和の島として祖国復帰を求めてまいつたと思ひます。佐藤総理は、沖縄の祖国復帰なくして日本の戦後は終わらない、沖縄をあたたかく迎えた、い、このようなことを繰り返してこられました、そのことは逆により、一九六九年十一月の佐藤・ニクソン共同声明によってアメリカの沖縄占領を正当化し、固定化し、沖縄県民のかけがえのない反戦平和を基調とする祖国復帰の願いを踏みにじってしまったのであります。(拍手)それでも沖縄県民は、その意思と要求を復帰の諸施策に反映させるために忍耐強く必死の努力を重ねてまいりました。だからこそ、この沖縄国会に大きな期待と関心を寄せたのは当然であります。しかし、協定の強行採決を境に、佐藤内閣と自民党に対する期待と関心は、いまや怒りと幻滅に一変したのであります。佐藤総理が繰り返して述べてこられた沖縄県民向けの美辞麗句もはや信用する県民はございません。沖縄県民は、沖縄協定を衆議院で可決した昭和四十六年十一月二十四日を第三の琉球処分につながる屈辱の日として永遠に忘れないであります。(拍手)本土国民にとりまして、日米平和条約で日本政府が沖縄をアメリカに売り渡した昭和二十七年四月二十八日とともに、戦後日本史に消しがたい汚点として深く刻み込まれたことも銘記すべきであります。

しかも、政府・自民党は沖縄協定の自然成立を意図しただけでなく、サンクレメンテでニクソンと会い手みやげとして、関連法案の強引な成立をはかって会期を延長したのであります。しかし、自民党は、会期内成立という至上目的に到達することができませんでした。これは私たちが主張してきた慎重審議が世論に支持され、自民党がこれまで繰り返してきた強行採決を衆議院において行ない得ないほど追い詰められたからであり、また、廃案は射程距離にありました。しかし、私たちは、不満ながら継続審査を受諾いたしました。それは法案の問題点をさらに究明をし、沖縄県民の平和と生活向上をかわちとるためであったからであります。私たちは法案の問題点を徹底的に追及いたしました。しかし、追及すればするほど疑惑は深まるばかりであります。

わが日本社会党は審議を通じて重大な疑問点を再三再四にわたり指摘してまいりました。けれども、政府側の態度は不誠意きまるもので終始いたしました。欺瞞に満ちたものであります。解明されない問題点は、審議以前よりもだんだんふえてまいつたと言つても過言ではありません。

以下私は、国内関連法案と一承認案件に反対する基本的理由を述べることにいたします。

第一の反対理由は、この四法案と一承認案件は、戦後二十六年間米軍が一貫してとつてまいりました軍事優先政策を合法化し、正当化し、復帰後も米軍基地の維持を絶対条件にしている点であります。これらの法案を認めることは、戦後二十六年余にわたるアメリカの不法不当な軍事支配を追認するものであつて、われわれは絶対にこれを容認できません。これらの問題について基本的な重要事項を数多く見ることがあります。

まず、核問題であります。沖縄の辺野古及び知花弾薬庫に核兵器が貯蔵されているという疑問、及び本土の岩国等の米軍基地に核兵器が貯蔵さ

れ、核部隊が存在するという疑問は全く解明されていません。

二つは、毒ガス問題であります。米軍の完全に撤去したとの発表にもかかわらず、十月下旬より十一月上旬にかけて毒ガスの移動が行なわれ、レッド・ハット・エリアの標識のある貯蔵庫が知花に新設された疑問は解明されていません。

三番目は、沖縄の米軍基地の密度、機能は本土と質的に全く異なっており、しかも、各種の特殊部隊が残ることによって事前協議が骨抜きになることは明らかであり、これは明白に日米安保条約の変質と言ふべき性質のものであります。そのほかに、軍用地の範囲について疑問点が数多くあり、疑惑はさらに深まっております。

第二の反対理由は、米軍基地の維持存続に加えて、新たに自衛隊の配備を取りきめた点であります。あの悲惨な戦争体験を持つ沖縄県民の大多数がこれに反対していることは、沖縄現地と本土において開かれた公聴会において、軍公用地法案に最も鋭い批判が集中した点からも明らかであります。また、日中国交回復をサボってきた政府側は、自衛隊配備の目的、任務等について、米中接近、中国の国連加盟など、極東新情勢の緊張緩和と関連して何ら明らかにすることなく終わっております。

第三の反対の理由は、いわゆる屋良建議書の五原則、すなわち、地方自治の確立、反戦平和の理念、基本的人権の確立、県民本位の経済開発、県

民福祉の向上という基本要求を全く無視している点であります。屋良建議書は、単に屋良個人のものでなく、琉球政府が県民の総意に基づいて作成した復歸措置に対する要求書であり、これを否定することは、沖縄県民の存在を否定するものと言わなければなりません。

強行採決の舉行が行なわれたその瞬間に、建議書を持った屋良主席が羽田空港に到着された一事をもってしても、政府・自民党が、いかに沖縄県民の心をなやまして、ただただアメリカの言いなりになっているかがよくわかるのであります。(拍手)

以上の基本的立場から四法案を検討するならば、悪法中の悪法は軍公用地使用法案であります。この法案は、銃剣とブルドーザーでもって容赦なく強奪してきた沖縄県民の土地、財産を、復歸後もその所有者に返すことなく、米軍と自衛隊によってそのまま強制使用していかうというもので、とうていこれは容認できません。また、法理上幾多の違憲事項を含んでいる点でも、かつてない違憲立法であります。

以下、その問題点を列挙いたします。

その一は、明治憲法下の旧土地収用法では、国防、軍事目的が収用の第一でありましたが、昭和二十六年の全面改正の土地収用法では、国防、軍事は土地収用の対象である公共事業から除外され、今日までただの一度も自衛隊用地に土地収用法は適用された事実がありません。平時における

自衛隊のための土地等の強制収用、使用の根拠はないのでありますが、この法案では、純粋の公用地である道路、水道等に軍事基地を抱き合わせるため、「公用地等」というあいまいな言い方をし、使用する主体が国、自治体なら使用の目的を問わないとしております。これは明らかに憲法第二十九条財産権、第三項の「公共のため」という限定を大きく逸脱をし、違憲の法律であります。

その二は、米軍用地の使用については、日米安保条約に基づく土地等の使用等に関する特別措置法があり、沖縄の場合も日米安保を適用するというならば、この特別措置法で十分足りるはずであり、特別立法はもとより不要であります。また、自衛隊はまだ配備されていないのであり、継続使用、暫定使用の概念に全く当てはまらないのであります。

その三は、法案では暫定使用期間を五年以内としていることは、地位協定による特別措置法が六カ月以内であるのと比較いたしましたして、あまりにも著しい財産権の侵害であります。これは「暫定」という名に値しないと言われなければなりません。

その四は、特に沖縄の本土復歸の過程で重要な点は、沖縄の地籍が不明確なままに放置されていることでもあります。旧日本軍による接収、戦禍、さらに米軍の占領により、いまだに未解決用地が多いことからしても、この際は沖縄全域における地籍調査を実施し、土地の所有関係を明確にする

のが先決であります。

その五は、土地収用に当たっては慎重な手続が要求されていますが、この法案では、復歸前に告示し、復歸後、土地の区域と使用方法を所有者、関係人に通知するだけの手続で暫定使用ができることになっております。しかし、復歸前の沖縄には官報の告示は有効な手続とは言えないのであって、これは法定の手続の保障に関する憲法第三十一条違反であることは言うまでもありません。

その六は、道路、水道、電気事業など純粋の公用地の使用について、全く異質の軍用地と抱き合せて立法措置を講じていることは不当きわまりないものと言いたいのであります。

公共用地の強制使用については、必要に応じ本土にある土地収用法及び公共用地の取得に関する特別措置法を適用すればその目的は達せられるのでありまして、協定に基づき米軍に継続的に基地を提供するための形式も手続も全く無視した強制使用措置の適用は誤りであります。

その七は、この法案は、以上で明らかのように、本土で現に適用されている土地収用、使用に関する諸法規よりも、はるかに沖縄県民にとりましては不利な内容の法案であり、法のもとにおける平等を規定している憲法第十四条に反し、沖縄県民に差別を強制するもので、絶対に容認できません。

その八は、政府は、この法律は憲法第九十五条

の住民投票に付する必要がある、さように言うておりますが、本土法と比較して著しく不利な内容であればこそ、沖縄の住民の納得を得るための住民投票の洗礼は最低限度必要であります。しかも、沖縄全面積の二・五%に及ぶ軍用地面積の実態から見ても、これらの軍用地をそのまま存続させるためのこの法律が、沖縄県民及び県内市町村の経済開発や都市計画等を阻害することは火を見るより明らかであり、地方自治体の運営を根本的に破壊する性格のものであります。だからこそ住民投票は必要不可欠なものと言わなければなりません。

以上述べましたように、これは問答無用、なりふりかまわぬ無理な法律であり、憲法第九条をはじめ、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第九十五条等に違反する、まさに違憲立法であると断定をいたします。

問題は、法律の目的、性格だけではありません。佐藤総理がニクソン大統領との会談のために、しやにむに国内法案の成立を進めているのは、実は、この軍・公用地使用法案が沖縄返還協定批准書交換の最大の条件になっているからであります。基地の現状維持、自由使用こそ、日米両政府の沖縄返還の基本姿勢であり、だからこそ、政府・自民党は違憲を承知で軍・公用地法案の成立に狂奔しているのであります。

次に、特別措置法案及び改廃法案についてであります。

この二法案は協定の前提であり、反対せざるを得ません。まず、VOAを五年間も存続をさせることは、全く違法、不当であります。VOAは、米国防総省の秘密報告書によりますと、CIAと関係している謀略放送であり、その放送内容を事前にチェックする保証はないのであります。また、米国の第七心理作戦部隊と深い関係のある極東放送を外国企業と言ふのは問題であり、愛知書簡によりましてその継続を認めているのは、まさに国会軽視であります。さらに、外資企業の利益保護を優先していることも見のがすことはできません。

さらに、沖縄県民が戦後全く無権利の状態の中から戦い取つてまいりました教育委員の公選制や市町村職員のスート権などの諸権利や既得権を剥奪することは、将来に大きな禍根を残すことになり、これまた断じて許せません。労働問題においては、たばこ産業、塩製造業、通関業者など、転産業を余儀なくされる労働者及び業者に対する保護対策は不十分であり、県民の復帰不安を具体的に解消していくための法案とは認めがたいのであります。また、医療、年金、社会福祉など社会保障についても琉球政府の要請は全く無視されてあります。また、復帰後の重要な問題として税制、通貨問題がありますが、これについても県民の要請は無視されてあります。しかも、多くの重要事項を政令に委任しているのは、立法権への侵害であり、不当であります。

第三に、沖縄振興法案についてであります。まず、振興開発計画は、原案を知事がつくり、総理大臣が最終決定することになっていますが、これは県民本位の開発計画とはなりません。しかも、計画決定に重大な影響を与える審議会の構成は、過半数が政府機関の職員であり、県民不在の計画作成となるおそれが十分にあります。

さらに、沖縄開発庁設置法案による沖縄の総合事務局の設置、沖縄振興法案の道路、河川、港湾等の特例によって、沖縄県民の自治権が大幅に侵害されるおそれがあります。また、政府の答弁や財界の意向では、アルミなどの公害企業の沖縄進出を企図していますが、沖縄振興の美名のもとに沖縄を公害の島にすることは断じて容認できません。

最後に、繰り返し指摘してまいりました密度の高い基地の存在が強く限り、沖縄の振興開発は不可能であることを指摘したいと思ひます。米軍基地の撤去、整理縮小計画が示されない限り、振興計画とは言えません。

第四に、人事院の地方事務所設置に関し承認を求めるのは、沖縄協定並びに関係国内法の一環をなすものであります。

以上、四法案並びに一承認案件について、重要な問題点を指摘しながら反対討論を行なつたところでありますが、沖縄国会と銘打たれた第六十七国会は十二月二十七日で終わりました。しかし、沖縄の反戦・復帰の戦いはこれからであります。

す。沖縄を軍事目的のために日米両国で利用し、施政権返還とすりかえに自衛隊を配備して、再び沖縄を日本の最前線基地にしようとする沖縄協定及び国内閣連法案にあらためて強く反対の意思を表明いたしました。私の反対の討論を終わる次第であります。(拍手)

○議長(河野謙三君) 原田立君。

〔原田立君登壇、拍手〕

○原田立君 私は、公明党を代表いたしまして、政府提案になる沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案外三法案、一承認案件に対し、反対の討論を行なうものであります。(拍手)

政府は、かねてより、核抜き・本土並み・一九七二年返還の三本柱を立てて、その実現を公約いたしてまいりました。しかるに、いままでの審議過程で明らかになったことは、全くのごまかしであるということであります。沖縄県民はもとより、国民全体が最大の関心を持つて注目していた核抜き返還について、政府は、撤去費の七千万ドルを入れてあるからなくなるとか、米高官が復帰時にはないよりにすると説明しているから信用する以外ないと主張しておりますが、全くナンセンスなことであります。たとえば、核は、いつどのような方法で運搬されるのか、撤去後の点検確認はできるのか、返還された後再び核持ち込みはないのか等については明確にされないままにされているのであります。また、本土並み返還という

ことも、本土と同じような規模にまで米軍基地を縮小されなければならないはずであります。わずか一八％の返還は、沖縄本島に実に本土の二百八十倍もの基地機能を残すことになっております。中でも、沖縄本島中央部にある知花弾薬庫、嘉手納飛行場の返還がなされないことは、沖縄復興のために最大の障害となっております。このような状況にしておいて何で本土並み返還かと言いたないのであります。核抜き・本土並みになっての返還こそ真実の県民希望であります。私は言いたい。ものごとは返還に臨んでの出発点が大事だということであります。沖縄県民の多くの方々、今度の返還を喜ぶべきか、悲しむべきか、不安と不満に迷つておるのであります。

去る六月に行なつた琉球新報による世論調査によると、「復帰不安を感じる者」実に六四・八％、不満とする者四七・六％。不満の理由として、「核抜き・本土並みになるとは思えない」が三四・九％、「基地の縮小・撤去の見通しがいい」が三・四・九％、「基地の縮小・撤去の見通しがいい」と言つた者二三・五％。さらに、「協定調印で平和で豊かな時代へ第一歩を踏み出せるか」との問いに対しては、「沖縄は今後も苦難の道を歩む」とした者四三・二％、「これですべてよくなる道が開けた」とする者はわずか一〇・二％であります。また、「本土政府の復帰対策をどう思うか」との問いに対しては、「もっと調整が必要である」とした者が四四・八％、「要望が全く取り入れられず一方的に処理されている」というのが一九・二％と、不満

を感じる者が実に六四％にもなっているのであります。「沖縄の要望が全部受け入れられている」と答えたのはわずかに一・二％であります。どれをとってみても、不安と不満を持っているのが沖縄県民全体の偽らざる心境であります。

終戦後二十六年、やっと沖縄の同胞が心待ちにしていた本土復帰が実現しようとしております。長い間の異民族支配下の屈辱、軍事基地という恐怖におびえながらの毎日の生活、働く場所もなく、やむなく基地労働者として働かなければならぬという御苦労は言語に絶するものがあつたのであります。一日も早く本土に復帰し、平和で豊かな沖縄に明るい楽しい生活を築こうと願ってきたのに、現実にはあまりにも沖縄県民の心を踏みにじっているということでありまして、米軍事基地の存続、VOAの継続使用、銃剣を突きつけて取り上げた土地を、返すどころか、法律をもって合法化し、そのまま使おうとするがごときは、病人をむち打つやり方でありまして、政府の意図する返還は、見せかけの返還であり、その内容はあまりにも欺瞞的なものと言わざるを得ないのであります。

沖縄県民が真に望むものは、平和で豊かな島としての返還であり、基地のない、だれにも抑圧されない島としての返還であります。ところが、政府・自民党は、沖縄を極東軍事戦略の重要基地として機能を強化させようとしており、戦争の恐怖、原爆のおそれを与えようとし、あまつさえ、

復帰後は自衛隊六千八百人を沖縄に派遣しようとしているのであります。沖縄の出発は、あの忌まわしい戦争につながるものであつては断じてならない、反戦平和の出発でなければならぬと思ふのは私ばかりではあるまいと思ふのであります。私は、この基本的な姿勢において、政府提案になる四法律案、一承認案件に対し、失望と怒りの思いをもって、以下五点にしほり反対の理由を述べるのであります。

まず、反対理由の第一点は、公用地暫定使用に關する件であります。

先ほども申し述べたとおり、終戦後銃剣でおどし取った土地を、今回再び地主の許可を取りつけられない状況のもとで、強制的に五年間にわたつて使おうとすることでありまして、政府は、三万五千余の地主と交渉するのが困難だという理由で、一方的に憲法違反の軍用地確保法案を押しつけたのであります。これは全くのごまかしであり、不法であり、断じて認めるわけにはまいりません。

一日も早く土地を返してくれと叫んでいるのが沖縄県民の心からの願いであります。第二条第一項では、土地の所有者や関係者の意向とは全く無関係に、本土政府が強制使用の対象となる土地、施設などをきめれば、返還協定発効と同時に、自動的に一方的にその土地などの使用権は国に取り上げられることになっているのであります。また、同じく第二条第二項では、通知、公示がきめられているが、これも通知もしくは公示してから土地

などを収用するというのはなく、あらかじめ使用すべき土地などを法律によつて強制的に確保し、基地として使用することを前提としていることも納得のいかないところでありまして、これはまさに憲法第二十九条で保障された財産権を侵すものであり、また、法のもとに平等を規定した憲法第十四条違反であります。

反対理由の第二点は、沖縄復帰特別措置法案についてであります。この中には、VOAの設置がきめられておりますが、これは明らかに米軍の反共諜略宣伝放送であるとの疑いが濃厚であります。そのため、中国や北朝鮮を刺激し、極東の緊張を高めるようなことになれば、これこそ国益に反することになるのであります。ニクソン大統領の来年二月訪中により新たな緊張緩和を示し、刻々とアジアの情勢は流動しております。このようなときに何でVOAを存続させる必要があるのか、その理由を全く見出すことができません。い

わんや、日本国内においては、電波法により外国の放送を禁止いたしております。それをあえて踏みこじろうとすることは断じて許すわけにはまいらないのであります。

反対理由の第三点は裁判権の問題であります。民事裁判はさておいて、刑事裁判についていえば、これは国家主権の直接の発動により国の法秩序を維持することに目的があるのでありますから、外国の裁判の効力をそのまま承認するということは、わが国の主権と独立を著しく侵害するも

のであります。その姿勢は、わが国の司法権の基本原理の崩壊を招き、また、米軍の植民地的不当支配をできるだけ合理化して承認しようとするものであり、さらに沖縄県民の人権を否定し、一方的に不利益を押しつけるものであると言わざるを得ません。沖縄の刑事裁判の実態は、それは一種の軍事裁判であり、支配者の利益のみが貫徹され、被支配者たる沖縄県民の人権が全く無視されており、手続的にも、内容的にも、日本国憲法下の裁判に比して劣悪であり、とうてい民主主義国家の裁判の名に値しないものであります。その意味で、法のもとに平等を規定した憲法第十四条違反であり、みずから手で人権擁護の堅壁を破壊することになり、断じて容認しがたいものであります。この観点からも、奄美大島が復帰してきたときの奄美方式を先例とすべきであります。

この再認識があつてこそ、沖縄県民が長い人権闘争の過程で最終目的として指向してきた日本国憲法下の復帰がなるのであります。

次に、対米請求権の放棄についてであります。対米請求権は当然県民の有するものであつて、政府のかつてな判断にゆだねられるべきものではありません。これも、日本国政府がこれまでの米軍の不法の占領支配を合法化し、県民に対する数々の人権侵害を免責し、正当化しようとするものであり、断じて認めるわけにはまいりません。したがつて、政府は対米請求権を放棄した責任をとり、琉球政府の要望である沖縄県民の請求権処

理に関する特別立法を行なつて、国の責任において処理すべきであることを強く主張するものであります。

反対理由の第四点は、沖縄振興開発特別措置法案における不満足な沖縄復帰計画には反対であります。第四条には、振興開発計画の決定及び変更について定められておりますが、これは沖縄県知事に振興開発計画の原案作成権を持たせながら、計画の最終決定権は内閣総理大臣となつてゐる点であります。このことは、計画原案作成を沖縄県知事の権限としながらも、最終的には意見を聞きおく程度のもとなり、大きく沖縄県民の意思を曲げられるおそれが多分にあるのであります。さらには、この計画決定に重大な影響を持つ振興開発審議会の構成についても、当初は過半数を関係行政機関の職員で占めようとし、この不当性を追及されるや、その委員数を二十五人より三十人以上と改められておりますが、そのやり方についていえば、まさしく陰險であり、言わなければそのままはつかむりし、県民の意思や声を聞こうとしないがごとき姿勢は絶対に許せません。結局は地方自治の権利を大きく制限し、国のかつてなやり方を強圧をもって押しつけようとする意図は明瞭であります。沖縄にはこれまでも外国資本の導入が無計画に実施されたため、自然と資源の蚕食が目立ち、公害はいよいよ深刻化しつつあります。それにもかかわらず、政府は、住民の反対運動などで本土では立地困難となつた石油、アルミ

などの公害企業を沖縄に誘致するかまえてあります。緑豊かな美しい沖縄に押しつけようとすることはとうてい忍び得ないものであります。こうしたことは、住民の利益無視、国、大企業主体の開発につながらる危険がきわめて大きいのであります。二十六年も放置した沖縄を一体十年たつたらどれだけのものにするのか、青写真はどうなのか、また、財政的な援助にしても、地盤沈下した沖縄経済を浮揚させるためにどれだけの抜本的処置をするのか等の重大な問題があまりにも不明であります。このようになすさんな振興開発法を認めるわけにはまいりません。

反対理由の第五点は、今回の沖縄関連国内法案は、根本的に地方自治を侵害する憲法違反だと強く主張するものであります。憲法第九十五条には、「一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、國會は、これを制定することができない。」として国民の権利を定めております。今回の沖縄法案は、「一の地方公共団体」の沖縄県に適用するものであり、そのときには「その地方公共団体の住民の投票」をする必要があり、「その過半数の同意」、すなわち住民の賛成を得なければ「國會は、これを制定することができない」と解釈されるのであります。しかるに政府は、手厚い処置をしてあるからその必要はないと言つて、この国民の基本権利を踏みにじつてゐるのであります。

おそらく住民投票をすれば過半数の賛成を得られぬことを政府・自民党はみずから知つてゐるがゆゑに国会審議のみで終わらせようとなくらんだのであります。このことは明らかに自治地方の本旨にそむき、憲法第九十五条の権利を踏みにじる憲法違反の悪法であると強く指摘するものであります。

最後に、屋良琉球政府主席が本土政府に提出した「復興措置に関する建議書」の採用であります。この中には、沖縄開発のあり方について、県民福祉の向上、自治尊重、平和で豊かな県づくりという基本理念に基づいた人間主体の開発でなければならぬと強く訴えております。復帰にのぞむ沖縄の人々の基本的な願いが、心がここに集約されてゐると言えましょう。この切なる願いを政府は十分に取り入れるべきであることを強く要望して私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(河野謙三君) 高山恒雄君。

〔高山恒雄君登壇、拍手〕

○高山恒雄君 私は、民社党を代表いたしまして、ただいま上程されております沖縄関係四法案及び一承認案件に対しまして、反対の討論を行なうものであります。

反対の理由を具体的に申し上げる前に、四法案の土台と言へば沖縄返還協定と沖縄返還に対するわれわれの基本的な考え方をまず申し上げたいと思ひます。

わが民社党は、去る四十二年八月、沖縄のいわゆる核抜き・本土並み返還を提唱して以来、その実現に邁進いたしてまいりました。幸いに、これが国民の世論となり、政府もついにこの方針で沖縄返還協定を結ばざるを得なくなつたことは周知のとおりであります。しかしながら、返還協定は、核抜きが不明確であると同時に、確認することすら不明確であり、基地の整理縮小についてそのスケジュールが明らかでないことと、本土法のワクをはみ出してVOAが存続すること等の重大な問題をはらんでおり、決して核抜き・本土並みとは言えない内容であることは、これまでの審議を通じて明らかとなつてゐるのであります。

ただいま上程されております四法案は、この沖縄返還協定に根を發する関連法案にはかなりません。しかも、結論から言つて、これらの法律案によつては沖縄の本土並み返還が保証されないのみならず、総理の主張される平和で豊かな沖縄建設は、まさに実現性は乏しいと言わざるを得ないのであります。

その根元にある理由を申し上げますならば、政府の立場は、日米両国間に深い友好関係が保持されてゐるからこそアメリカが善意をもつて沖縄の返還に応じてくれるという、いわば恩恵的な考え方のようではありますが、はたしてそうでありましょうか。

わが党の主張は、確立された国際法に照らし

て、沖縄の返還は日本の権利として堂々と要求すべき問題であると考えられています。この根本的な相違のいずれが最も利益に合致するかは論ずるまでもないのであります。

まず、復帰特別措置法案については、何よりもVOAの存続に合理性を付与せんとしており、このため、電波法の特例を設けるなどの屈辱性を発揮するほか、米軍施政下で行なわれた刑事裁判の効力をそのまま承継すること自体に問題があり、これは私が強く反論する理由の一つであります。

まして、農業委員会の委員の選挙または教育委員会の公選制の廃止を予定していることなどの重大な問題を有しているのですが、沖縄の教育委員公選により、今日まで二十数年間、日本人であるという、本土にひとしい教育を守り抜いてきた事実を無視し、直ちにこれを廃止することは、まだまだ問題を残す危険性があるのであります。

次に、沖縄振興開発法案について申し上げますならば、最大の問題点は、たとえば嘉手納村では全面積の八〇％、コザ市では七〇％、浦添市では八〇％以上も米軍基地に接収されていること、沖縄本島だけを見ても全体の二三％という膨大な面積の返還なくして何の振興開発と言うことが出来るでしょうか。この法律案の目ざすものは、まさに実体を伴わない名前だけの振興開発だと言っても過言でないであります。

さらに、公用地等の暫定使用法案についてであ

ります。この法律案に関しましては、すでに本院の本院議並びに沖縄北方特別委員会の審議を通じてその違憲性が明らかにされ、まさに史上類例のない悪法としての内容が衆参両院で繰返し究明されたところであります。

そもそも、同法案は、沖縄返還協定と不可分一体の性格を持ち、特に本土では地位協定の実施に伴う土地等に関する特別法によって強制収用が六カ月に限定されているにもかかわらず、今回の法案では、これが実に約十倍の五カ年に延長されるというのであります。また、本土法では認められていない自衛隊基地についてまで強制使用の対象を拡大すること、さらに道路、水道、電気事業などの純粋な公共用地についても、これとは全く異質の軍用地とを抱き合わせるという形で、本土土地関係法の体系を混乱におとし立てているものであります。断じて容認することができないのであります。このことは、やがて本土法の改悪、変質にまで及ぶおそれなしとしないのであります。

しかも、この法律案に基づく土地利用の前提となるべき沖縄の地籍調査を、米政府との話し合いで行なうことができたにもかかわらず、今後ともこれをを行なわなかったのみならず、今後この調査計画が明らかにされていないことなどが主要な問題であり、この法律案は、どの角度から見ましても、悪法の典型と言わなければならないのであります。先ほども指摘したごとく、きわめて違憲性の

高いものであつて、決して容認できないのであります。

以上を総括いたしまして結論的に言うならば、これら沖縄返還協定と密接に関連する四法案は、VOA存続の特例法の容認や公用地暫定使用法案に見られるごとく、沖縄の返還が何ら本土並みでないばかりか、本土並みとはおよそかけ離れたものであり、もはや多言を要しないのであります。すなわち、これは本土並みとは似ても似つかぬしるものであると言つても過言でないものであります。平和で豊かな沖縄建設を何ら保障するものではないということを、私は重ねて主張するものであります。これでは、沖縄百万県民はもとより国民の長年の念願であつた沖縄返還は、形の上では実現されたものの、沖縄県民の意思を無視し、しかも将来に禍根を残すものにならざるを得ないと私は痛感するのであります。

かかる見地から、私は、ただいま上程されております四法案に対しまして強く反対の意思を表明するものであります。

最後に、私は、一言政府に要望いたします。沖縄国会と銘打った本国会が、七十日で審議を満了することができず、さらに三日間の会期延長をせざるを得なかった事実を照らし、いかに重大問題であるかを認めざるを得ないのであります。したがつて、問題は今後にかかっています。沖縄百万県民の二十数年にわたる言語に絶する苦難を耐え抜いてきた同胞を、精神的にも財政的にも本土以

上の内容で迎える今後の努力を強く要望して、私の討論を終わるものであります。(拍手)

○議長(河野三郎) 須藤五郎君。

〔須藤五郎君登壇、拍手〕

○須藤五郎君 私は、日本共産党を代表して、沖縄関係法案に対する反対討論を行ないます。

反対理由の第一は、これらの法案が、すでに両院の審議を通じて明らかにされたように、きわめて侵略的、屈辱的な日米沖縄協定と密接不可分の関係にあり、協定の実施を国内法で裏づけようとするものだからであります。沖縄百万県民はもとより日本国民大多數の意思に反した沖縄協定とその関連法案が、十分な審議も尽くさず、自民党だけの賛成で強引に成立させられることは、日本民族の将来にとって、特に沖縄県民の今後にとって重大な禍根を残し、足かせをはめることは明白であります。

政府は、沖縄協定と土地強制使用法によって、施政権返還後も極東最大の米軍基地を引き続き存続させ、新たに大規模な自衛隊の駐留をも進めようとしているが、これまでの審議を通じて、核問題や沖縄米軍の自由出撃を事前にチェックするなどの問題については、何一つ国民に納得のいく説明はされておられません。しかも、わが党が一貫して追及してきたように、この協定は、日米共同声明を基礎とすることによって安保条約の目的、範囲を極東全体に広げ、事実上安保条約を改悪

し、ニクソン・ドクトリンに基づきアメリカの侵略的な極東戦略に日本を深く組み込もうとするものであります。

さらにこの協定は、対米請求権の放棄、沖縄県民に無償で引き継ぐべき資産の買い取り、占領中の米軍裁判の引き継ぎ、電波法にまつところから違反するVOAや外国企業の特権の存続など、わが国の主権侵害を進んで容認した、きわめて屈辱的なものであります。

このような重大な内容を含んだ沖縄協定実施を保障した関連法案は、核も基地もない沖縄の全面返還をひたすら要求し続けてきた沖縄県民をはじめ日本国民の願いを踏みにじるものであり、われわれのとうてい容認できないものであります。

反対理由の第二は、米軍基地の継続使用、自衛隊沖縄配備のために県民の土地を強奪する公用地暫定使用法案が憲法の諸事項をまつところから踏みにじる違憲立法であり、県民の権利を奪うものだからであります。すでに日米両政府が、この法案の成立が協定批准の前提条件だと公然と表明していることから明らかなように、この法案はポツダム宣言、ヘーグ陸戦法規などに違反し、米軍の占領下、銃剣で奪い取った不法不当な土地取り上げを合法化し、今後も引き続き使用させるためのものであります。

わが党をはじめ、野党側の追及で浮き彫りにされたように、この法案は、何の行政手続もとらずに、問答無用でいきなり使用権が設定できるとい

う、戦時立法にもなかつた乱暴きわる法案であり、世界でもまれに見る悪法であります。これは、国民の財産権の尊重、すべての国民は法のもとでの平等が保障されるという原則と国民の裁判を受ける権利などを保障した憲法の各条項をじゅうりんするものであり、さらに、土地収用法など、わが国の土地立法と根本的に相いれないものであります。これらの重大な問題点の追及に對し、政府自身も、施政権下でありやむを得ない暫定措置という以外に何の答弁もできなかったことを見て、この法案の不法、不当性が証明されているではありませんか。

反対理由の第三は、政府は、沖縄協定で沖縄県民の賠償請求権をすべて放棄しているにもかかわらず、この関連国内法案では、県民の損害を何ら補償する措置をとっておりません。そののみならず、米軍占領下の不当な刑事裁判権を有効として引き継ぐという、協定の屈辱性をそのまま特別措置法で法制化している点であります。これは四半世紀の長きにわたり米軍の軍事的、植民地的支配下で筆舌に尽くしがたい苦しみを受けてきた沖縄県民を保護しなければならない政府の重大な責任放棄と言わなければなりません。しかも、主権の重要な内容である裁判権について、占領下の異民族裁判を引き継ぐということは、憲法下の法体系と根本的に矛盾するものであり、主権と国民の権利に対する重大な侵害として断じて許すことのできない問題であります。

反対理由の第四は、政府の目ざす経済開発が県民の要望に全く逆行するからであります。沖縄では、農地を含む広大な土地が米軍に取り上げられ、農業の発展や合理的な町づくりの大きな障害となっており、この基地を存続したままでは、平和で明るく豊かな県づくりもできないことは明らかではありませんか。しかも政府は、向こう十五年間の基地存続を前提としてアメリカに支払う軍労働者の退職金を計算しているではありませんか。

また、振興開発特別措置法案は、石油、アルミなどの公害産業を特別に優遇して工場立地を助け、国と地方自治体の資金をその基盤づくりにつぎ込むなど、アメリカと日本の大企業の利益を優先する開発をはかるものであります。これは、県民に必要な土地や水、電力を大量に取り上げ、逆に人はあまり雇用せず、公害や過密過疎現象を激化するなど、基地による苦しみに加えて、県民に二重の被害を与えるものであります。しかも、農業や中小企業、地場産業の振興と開発については見るべき具体的な計画もありません。その上、開発計画の決定権は総理大臣、おもな道路、ダム、の権限は建設大臣に与えるなど、県知事の権限を大きく制約しております。これは県民の自治権の侵害であります。

最後に私は、政府・自民党が日本の進路と民族の運命を左右するかかる重大案件の審議に對してとつた議會制民主主義のじゅうりんについて強く

抗議いたします。政府・自民党が参議院での自然成立を前提として衆議院で行なつた沖縄協定強行採決の暴挙は、国会の法規、慣例、国会の審議権を否定した不法不当なものとしてきびしく糾弾されなければなりません。また参議院の審議においても、国民が深刻に憂慮している核や基地問題、国民の主権侵害をはじめとする数々の疑惑の解明について、政府は何ら納得のいくまともな答弁もできず、不誠意きわるその場のがれの態度に終始しました。さらに、臨時国会の会期末、一方的に会期を延長したにもかかわらず審議が尽くされなかつた関連法案は、当然廃案とすべきものであるのに、本日の通常国会召集日に異例の採決を行なうということは、今後に悪例を残すものであります。このように、政府・自民党が議會制民主主義をじゅうりんし、しやにむにゴリ押ししてきた審議のやり方の中にこそ、沖縄協定並びに関連法案の持つ危険な本質が浮き彫りにされておるのであります。佐藤総理は、これをもってサンクレメンテへのおみやげができたと内心喜んでいませんか。けれども、それはとてもないことでございませう。核も基地もない平和で豊かな沖縄の祖国復帰を切望する沖縄県民をはじめ、平和と日本の真の独立を求める日本国民は、このような危険な道を許さず、国の政治の真の革新を必ずやり遂げるであります。このことを強く指摘して、私の反対討論を終わります。(拍手)

昭和四十六年十二月二十九日 参議院會議録第一号 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案外四件

六六

○議長(河野謙三君) 喜屋武眞榮君。

〔喜屋武眞榮君登壇、拍手〕

○喜屋武眞榮君 私の与えられた時間は五分でありますけれども、たれか故郷を思わざる、たれか祖国を愛せざる。愛するがゆえに、私は第二院クラブを代表し、また特に沖縄県民の立場に立って、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案外関連法案に対する反対討論を述べます。(拍手)

沖縄県民は、二十数年間の長きにわたりアメリカの軍事的植民地支配の重圧下にあつて、祖国への復帰を求め、たび重なる苦難を乗り越えつつ粘り強く戦つてまいりました。戦後なお荒廃した山河のもと、支配者米軍によって人間扱いをされない環境の中で、はるかに伝え聞く祖国の新しい憲法に私たちは涙が出るほどの感激を覚え、復帰に対して大きな期待と希望を寄せたのであります。ところで、施政権返還後の沖縄では、県民が長きにわたって望んできたように、平和と人権と自治がはたして回復され、格差が是正されると言えるでありましょうか。率直に申し上げて、多くの点においていまだ満足すべき措置がとられる態勢になっていないのであります。沖縄の振興という名のものと、他府県に見られない沖縄総合事務局という巨大な権限を持つ機関が新生沖縄県の頭上にのしかかつて、中央集権の波がストリートに

かぶさってくる懸念が十分に予想されます。今後は、中央の巨大な行政権力によって沖縄の本土化がすべての分野で推し進められるでありましょう。だが、すべての分野で画一的に本土化することとが沖縄にとって必ずしもプラスにはならないのであります。たとえば「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきものである」という教育基本法の理念が沖縄では脈々と生きてきたのであります。

一方、教育の国家統制をはかる手段として任命制の教育委員が利用されつつある本土においてさえ、教育行政のあり方があらためて問われ、真の国民のための教育を実現するため教育委員公選制の復活が強く要求されているのであります。沖縄に対する任命制の押しつけは、教育委員制度本来の趣旨である教育行政の民主化、自主化、地方分権化に逆行するものであると言わねばなりません。

この例のほか、関連法案では、請求権の補償、刑事裁判の洗直し等、琉球政府が沖縄県民の声を最終的に集約した建議書の内容が、その重要部分においてほとんど顧みられていないのであります。私は、また、沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案について特に次の点を指摘したいと

思います。

第一に、この法案は、告示のみによって復帰と同時に使用権を発生せしめるものであります。が、その告示は目的物の特定という面であまいであり、また、沖縄在住の地主等にとっては無縁とも言ふべき本土の官報に掲載されるなど、不服申し立てを事実上著しく制限するものであること。

第二に、その期間が五年という長期であつて、暫定使用の名をかりて事実上新たな使用権を設定するものであること。

第三に、米軍による不法不当な土地取り上げを日本政府の名において合法化、正当化するものであること。

第四に、防衛出動以外には認められない自衛隊による土地等の強制使用を認めるほか、新規使用に先立つ暫定使用という法理を無視した措置をとるものであることなど、わが国はじめ民主国家の土地法体系とははたしく性格を異にし、憲法上重大な疑義があるものであります。かような法律を一地方のみに押しつけることは差別にほかならず、まさに新たな琉球処分と言わなければなりません。そして、この憲法軽視の精神が軽々に看過されるような政治的不感症とも言ふべき風潮が次第次第に蔓延するとき、やがては日本国民全体の上

に不幸が重くおいかぶさってくることを私は憂えるものであります。

最後に、私はこの際、沖縄県民の根強い反自衛隊感情について触れたいと思います。

沖縄は、古来武備なきことを誇つた土地柄であります。過ぐる大戦末期、十万余の日本軍が配備されましたが、この旧日本軍隊に対する悪夢の思い出は決して好ましいとは言えません。新聞社による世論調査で、自衛隊配備に反対が五割をこえ、賛成は二割にすぎないという事実を政府は直視すべきであります。ましてや、復帰と同時にこの法律により無理やりに進駐をするという印象を与えることになれば、不測の事態すら生ずることを私はおそれるものであります。そしてまた、この法律が、沖縄に限らず、わが国の将来に暗い影を落とすことを私は憂えつつ私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(河野謙三君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決をいたします。

まず、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案、沖縄振興開発特別措置法案、及び沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案を一括して採決いたします。

表決は記名投票をもつて行ないます。四案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行ないます。

〔議事閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(河野謙三君) 投票漏れはございませんか。——投票漏れないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(河野謙三君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(河野謙三君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十二票

白色票

百三十票

〔拍手〕

青色票

百二票

〔拍手〕

よって、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する

法律案、沖縄振興開発特別措置法案、及び沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案は可決されました。(拍手)

賛成者(白色票)氏名

百三十名

久次米健太郎君 亀井 善彰君
川上 為治君 熊谷太三郎君
温水 三郎君 濱田 幸雄君
森 八三二君 小山邦太郎君
棚辺 四郎君 中村 禎二君
橋本 繁蔵君 原 文兵衛君
松垣徳太郎君 志村 愛子君
竹内 藤男君 高橋 邦雄君
柴立 芳文君 古賀雷四郎君
黒住 忠行君 小林 国司君
大松 博文君 玉置 猛夫君
永野 鎮雄君 山崎 五郎君
石原慎太郎君 長田 裕二君
菅野 儀作君 石本 茂君
佐田 一郎君 鬼丸 勝之君
安田 隆明君 藤田 正明君
源田 実君 長谷川 仁君
二木 謙吾君 河口 陽一君
木村 睦男君 土屋 義彦君
栗原 祐幸君 木島 義夫君
米田 正文君 津島 文治君
徳永 正利君 丸茂 重貞君

平島 敏夫君 江藤 智君
鍋島 直紹君 新谷寅三郎君
植竹 春彦君 木内 四郎君
杉原 荒太君 上原 正吉君
松平 勇雄君 那 祐一君
古池 信三君 安井 謙君
重宗 雄三君 細川 護熙君
岩動 道行君 上田 稔君
佐藤 隆君 中山 太郎君
川野辺 静君 河本嘉久蔵君
金井 元彦君 片山 正英君
梶木 又三君 若林 正武君
長屋 茂君 増田 盛君
矢野 登君 山本敏三郎君
渡辺一太郎君 鈴木 省吾君
山崎 竜男君 高田 浩連君
佐藤 一郎君 中津井 真君
寺本 広作君 久保田藤麿君
園田 清充君 鹿島 俊雄君
植木 光教君 玉置 和郎君
町村 金五君 橋 直治君
高橋文五郎君 大森 久司君
岡本 悟君 吉武 恵市君
大谷藤之助君 塚田十一郎君
小笠 公昭君 前田佳都男君
堀本 宜実君 柴田 栄君
大竹平八郎君 平井 太郎君
堀見 俊二君 剣木 亨弘君

反対者(青色票)氏名

百二名

青木 一男君 迫水 久常君
西田 信一君 増原 恵吉君
赤間 文三君 斎藤 昇君
林田修紀夫君 船田 謙君
今泉 正二君 嶋崎 均君
稲嶺 一郎君 世耕 政隆君
初村瀧一郎君 星野 重次君
山本茂一郎君 山内 一郎君
柳田桃太郎君 宮崎 正雄君
楠 正俊君 高橋雄之助君
内藤善三郎君 西村 尚治君
後藤 義隆君 伊藤 五郎君
白井 勇君 平泉 涉君
田口長治郎君 八木 一郎君
山本 利壽君 山下 春江君

昭和四十六年十二月二十九日 参議院會議録第一号 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案外四件

柏原 ヤス君	黒柳 明君
田淵 哲也君	沢田 実君
山田 徹一君	鈴木 一弘君
宮崎 正義君	向井 長年君
高山 恒雄君	渋谷 邦彦君
二宮 文造君	多田 省吾君
白木義一郎君	小平 芳平君
中村 正雄君	村尾 重雄君
田 英夫君	上田 哲君
工藤 良平君	竹田 現照君
戸田 菊雄君	前川 且君
沢田 政治君	田中寿美子君
松永 忠二君	森中 守義君
野上 元君	西村 関一君
阿具根 登君	森 元治郎君
瀬谷 英行君	羽生 三七君
加藤シヅエ君	藤原 道子君
鶴岡 哲夫君	鈴木 強君
片岡 勝治君	辻 一彦君
佐々木静子君	須原 昭二君
加藤 進君	水口 宏三君
小谷 守君	神沢 浄君
鈴木美枝子君	宮之原貞光君
杉原 一雄君	竹田 四郎君
安永 英雄君	和田 静夫君
塚田 大願君	大橋 和孝君
川村 清二君	中村 波男君
鈴木 力君	森 勝治君

村田 秀三君	星野 力君
林 虎雄君	佐野 芳雄君
松本 賢一君	小林 武君
西ヶ久保重光君	松井 誠君
渡辺 武君	須藤 五郎君
矢山 有作君	占部 秀男君
大矢 正君	横川 正市君
小柳 勇君	戸叶 武君
河田 賢治君	岩間 正男君
加瀬 完君	吉田忠三郎君
小野 明君	成瀬 幡治君
野坂 参三君	春日 正一君

○議長(河野謙三君) 次に、国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に關し承認を求めるの件の採決をいたします。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、本件は承認することに決しました。(拍手)

本日はこれにて散会いたします。

午後十一時二十七分散会

出席者は左のとおり。

議長 河野 謙三君

議員

副議長

森 八三三君

堀出 啓典君	松岡 克由君
喜屋武眞榮君	野末 和彦君
山田 勇君	内田 善利君
藤原 房雄君	栗林 卓司君
藤井 恒男君	中村 利次君
青島 幸男君	原田 立君
中尾 辰義君	木島 則夫君
柴田利右門君	上林繁次郎君
矢追 秀彦君	三木 忠雄君
阿部 憲一君	松下 正寿君
萩原幽香子君	久次米健太郎君
龜井 善彰君	峯山 昭範君
田代富士男君	柏原 ヤス君
黒柳 明君	田淵 哲也君
中沢伊登子君	川上 為治君
熊谷太三郎君	沢田 実君
山田 徹一君	鈴木 一弘君
宮崎 正義君	向井 長年君
高山 恒雄君	温水 三郎君
濱田 幸雄君	渋谷 邦彦君
二宮 文造君	多田 省吾君
白木義一郎君	小平 芳平君
中村 正雄君	村尾 重雄君
小山邦太郎君	棚辺 四郎君
中村 禎二君	橋本 繁蔵君
原文兵衛君	松垣徳太郎君

志村 愛子君	竹内 藤男君
高橋 邦雄君	柴立 芳文君
古賀雷四郎君	黒住 忠行君
小林 国司君	今 春麿君
大松 博文君	玉置 猛夫君
永野 鎮雄君	山崎 五郎君
石原慎太郎君	長田 裕二君
菅野 儀作君	石本 茂君
佐田 一郎君	鬼丸 勝之君
安田 隆明君	藤田 正明君
源田 実君	長谷川 仁君
二木 謙吾君	河口 陽一君
木村 睦男君	土屋 義彦君
栗原 祐幸君	木島 義夫君
米田 正文君	津島 文治君
徳永 正利君	丸茂 重貞君
平島 敏夫君	江藤 智君
鍋島 直紹君	新谷寅三郎君
植竹 春彦君	木内 四郎君
杉原 荒太君	上原 正吉君
松平 勇雄君	郡 祐一君
古池 信三君	安井 謙君
重宗 雄三君	細川 護熙君
岩動 道行君	上田 稔君
佐藤 隆君	中山 太郎君
川野辺 静君	河本嘉久蔵君
金井 元彦君	片山 正英君
梶木 又三君	若林 正武君

昭和四十六年十二月二十九日 参議院會議録第一号 議長の報告事項

長屋 茂君	増田 盛君	沢田 政治君	杉山善太郎君	松井 誠君	渡辺 武君	国務大臣 竹下 登君
矢野 登君	山本敬三郎君	田中寿美子君	楠 正俊君	須藤 五郎君	矢山 有作君	国務大臣 中村 寅太君
渡辺一太郎君	鈴木 省吾君	高橋雄之助君	内藤馨三郎君	占部 秀男君	大矢 正君	国務大臣 山中 貞則君
山崎 竜男君	高田 浩運君	西村 尚治君	松永 忠二君	横川 正市君	小柳 勇君	
佐藤 一郎君	中津井 真君	森中 守義君	野上 元君	戸叶 武君	河田 賢治君	
寺本 広作君	久保田藤麿君	西村 関一君	後藤 義隆君	岩間 正男君	加瀬 完君	
園田 清充君	鹿島 俊雄君	伊藤 五郎君	白井 勇君	吉田忠三郎君	小野 明君	昨二十八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
植木 光教君	玉置 和郎君	中村 英男君	阿具根 登君	田中 一君	足鹿 覺君	許可した。
町村 金五君	橘 直治君	森 元治郎君	瀬谷 英行君	成瀬 幡治君	藤田 進君	決算委員
高橋文五郎君	大森 久司君	平泉 涉君	田口長治郎君	秋山 長造君	野坂 参三君	同
岡本 悟君	吉武 恵市君	八木 一郎君	山本 利壽君	春日 正一君		同
大谷藤之助君	塚田十一郎君	山下 春江君	羽生 三七君			議院運営委員
小笠 公韶君	前田佳都男君	加藤シヅエ君	藤原 道子君	内閣総理大臣	佐藤 榮作君	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
堀本 宜実君	柴田 栄君	鶴園 哲夫君	鈴木 強君	法務大臣	前尾繁三郎君	同
大竹平八郎君	平井 太郎君	片岡 勝治君	辻 一彦君	外務大臣	福田 赳夫君	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
堀見 俊二君	剣木 亨弘君	佐々木静子君	須原 昭二君	大蔵大臣	水田三喜男君	決算委員
青木 一男君	迫水 久常君	加藤 進君	水口 宏三君	文部大臣	高見 三郎君	同
西田 信一君	増原 恵吉君	小谷 守君	神沢 浄君	厚生大臣	斎藤 昇君	議院運営委員
赤間 文三君	斎藤 昇君	鈴木美枝子君	宮之原貞光君	通商産業大臣	田中 角榮君	同
林田悠紀夫君	船田 讓君	杉原 一雄君	竹田 四郎君	運輸大臣	丹羽喬四郎君	同日委員長から左の報告書が提出された。
田 英夫君	今泉 正二君	安永 英雄君	松本 英一君	郵政大臣	廣瀬 正雄君	同日委員長から左の報告書が提出された。
鳴崎 均君	稲嶺 一郎君	和田 静夫君	塚田 大願君	労働大臣	原 健三郎君	地方自治法の一部を改正する法律案(第六十五回国会閣法第一〇三号) 審査報告書
上田 哲君	工藤 良平君	大橋 和孝君	川村 清一君	建設大臣	西村 英一君	沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律案(第六十七回国会閣法第一号) 審査報告書
世耕 政隆君	初村瀧一郎君	中村 波男君	鈴木 力君	自治大臣	渡海元三郎君	沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律案(第六十七回国会閣法第一号) 審査報告書
星野 重次君	竹田 現照君	森 勝治君	村田 秀三君	国務大臣	江崎 真澄君	沖繩の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案(第六十七回国会閣法第二号) 審査報告書
戸田 菊雄君	前川 旦君	星野 力君	林 虎雄君	国務大臣	大石 武一君	沖繩振興開発特別措置法案(第六十七回国会閣法第二号) 審査報告書
山本茂一郎君	山内 一郎君	佐野 芳雄君	松本 賢一君	国務大臣	木内 四郎君	
柳田桃太郎君	宮崎 正雄君	小林 武君	西ヶ久保重光君	国務大臣	木村 俊夫君	

昭和四十六年十二月二十九日 参議院會議録第一号 議長の報告事項

法第三号) 審査報告書

沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律
案(第六十七回国会開議法第六号) 審査報告書

国家公務員法第十三条第五項および地方自治法
第百五十六条第六項の規定に基づき、人事院の
地方の事務所設置に関し承認を求めるの件(第
六十七回国会開議承認第一号) 審査報告書

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員神沢清君提出米軍用地問題に関する
質問に対する答弁書

本日委員長から左の報告書が提出された。

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案可決
報告書

沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律
案可決報告書

沖縄振興開発特別措置法案可決報告書

沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律
案可決報告書

国家公務員法第十三条第五項および地方自治法
第百五十六条第六項の規定に基づき、人事院の
地方の事務所設置に関し承認を求めるの件議決
報告書

本日沖縄及び北方問題に関する特別委員大橋和孝
君からの左の少数意見報告書が提出された。

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案、沖
縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律
案、沖縄振興開発特別措置法案、沖縄における
公用地等の暫定使用に関する法律案及び国家公

務員法第十三条第五項および地方自治法第百五
十六条第六項の規定に基づき、人事院の地方の
事務所設置に関し承認を求めるの件に対する少
数意見報告書

〔参照〕

指定された議席番号は左のとおり。

一	堀田 啓典君	二一	阿部 憲一君	四九	河野 謙三君
二	松岡 克由君	二二	松下 正寿君	五〇	森 八三一君
三	喜屋武眞榮君	二三	萩原幽香子君	五一	小山邦太郎君
四	野末 和彦君	二四	久次米健太郎君	五二	棚辺 四郎君
五	山田 勇君	二五	亀井 善彰君	五三	中村 楨二君
六	内田 善利君	二六	峯山 昭範君	五四	橋本 繁蔵君
七	藤原 房雄君	二七	田代富士男君	五五	原文兵衛君
八	栗林 卓司君	二八	柏原 ヤス君	五六	松垣徳太郎君
九	藤井 恒男君	二九	黒柳 明君	五七	志村 愛子君
一〇	中村 利次君	三〇	田淵 哲也君	五八	竹内 藤男君
一一	青島 幸男君	三一	中沢伊登子君	五九	高橋 邦雄君
一二	原田 立君	三二	川上 為治君	六〇	柴立 芳文君
一三	中尾 辰義君	三三	熊谷太三郎君	六一	古賀雷四郎君
一四	浅井 亨君	三四	沢田 実君	六二	黒住 忠行君
一五	木島 則夫君	三五	山田 徹一君	六三	小林 国司君
一六	柴田利右エ門君	三六	鈴木 一弘君	六四	今 春曉君
一七		三七	宮崎 正義君	六五	大松 博文君
一八	上林繁次郎君	三八	向井 長年君	六六	玉置 猛夫君
一九	矢追 秀彦君	三九	高山 恒雄君	六七	永野 鎮雄君
二〇	三木 忠雄君	四〇	温水 三郎君	六八	山崎 五郎君
		四一	濱田 幸雄君	六九	石原慎太郎君
		四二	渋谷 邦彦君	七〇	長田 裕二君
		四三	二宮 文造君	七一	菅野 儀作君
		四四	多田 省吾君	七二	石本 茂君
		四五	白木義一郎君	七三	佐田 一郎君
		四六	小平 芳平君	七四	鬼丸 勝之君
		四七	中村 正雄君	七五	安田 隆明君
		四八	村尾 重雄君	七六	藤田 正明君

昭和四十六年十二月二十九日 参議院會議録第一号

七七	源田 実君	一〇五	上田 稔君	一三一	高橋文五郎君	一六一	稻嶺 一郎君
七八	長谷川 仁君	一〇六	佐藤 隆君	一三四	大森 久司君	一六二	
七九	二木 謙吾君	一〇七	中山 太郎君	一三五	岡本 悟君	一六三	上田 哲君
八〇	河口 陽一君	一〇八	川野辺 静君	一三六	吉武 恵市君	一六四	工藤 良平君
八一	木村 陸男君	一〇九	河本嘉久蔵君	一三七	大谷藤之助君	一六五	世耕 政隆君
八二	土屋 義彦君	一一〇	金井 元彦君	一三八	塚田十一郎君	一六六	初村瀧一郎君
八三		一一一	片山 正英君	一三九	小笠 公昭君	一六七	星野 重次君
八四	栗原 祐幸君	一一二	梶木 又三君	一四〇	前田佳都男君	一六八	竹田 現照君
八五	木島 義夫君	一一三	岩本 政一君	一四一	堀本 宜実君	一六九	戸田 菊雄君
八六	米田 正文君	一一四	若林 正武君	一四二	柴田 栄君	一七〇	前川 旦君
八七	津島 文治君	一一五	長屋 茂君	一四三	大竹平八郎君	一七一	山本茂一郎君
八八	徳永 正利君	一一六	増田 盛君	一四四	平井 太郎君	一七二	山内 一郎君
八九	丸茂 重貞君	一一七	矢野 登君	一四五	堀見 俊二君	一七三	柳田桃太郎君
九〇	平島 敏夫君	一一八	山本敬三郎君	一四六	鋤木 亨弘君	一七四	宮崎 正雄君
九一	江藤 智君	一一九	渡辺一太郎君	一四七	田中 茂穂君	一七五	沢田 政治君
九二	鍋島 直紹君	一二〇	鈴木 省吾君	一四八	青木 一男君	一七六	杉山善太郎君
九三	新谷寅三郎君	一二一	山崎 竜男君	一四九	迫水 久常君	一七七	野々山二三君
九四	植竹 春彦君	一二二	高田 浩運君	一五〇	西田 信一君	一七八	田中寿美子君
九五	木内 四郎君	一二三	佐藤 一郎君	一五一	増原 恵吉君	一七九	楠 正俊君
九六	杉原 荒太君	一二四	中津井 真君	一五二	赤間 文三君	一八〇	高橋雄之助君
九七	上原 正吉君	一二五	寺本 広作君	一五三	斎藤 昇君	一八一	内藤登三郎君
九八	松平 勇雄君	一二六	久保田藤麿君	一五四	林田悠紀夫君	一八二	西村 尚治君
九九	那 祐一君	一二七	園田 清充君	一五五	船田 護君	一八三	松永 忠二君
一〇〇	古池 信三君	一二八	鹿島 俊雄君	一五六		一八四	森中 守義君
一〇一	安井 謙君	一二九	植木 光教君	一五七	伊部 真君	一八五	野上 元君
一〇二	重宗 雄三君	一三〇	玉置 和郎君	一五八	田 英夫君	一八六	西村 関一君
一〇三	細川 護熙君	一三一	町村 金五君	一五九	今泉 正二君	一八七	後藤 義隆君
一〇四	岩動 道行君	一三二	橘 直治君	一六〇	嶋崎 均君	一八八	伊藤 五郎君

昭和四十六年十二月二十九日 参議院會議録第一号

一八八	白井 勇君
一九〇	小枝 一雄君
一九一	中村 英男君
一九二	阿具根 登君
一九三	森 元治郎君
一九四	瀬谷 英行君
一九五	平泉 涉君
一九六	田口長治郎君
一九七	八木 一郎君
一九八	山本 利壽君
一九九	山下 春江君
二〇〇	羽生 三七君
二〇一	加藤シヅエ君
二〇二	藤原 道子君
二〇三	鶴園 哲夫君
二〇四	鈴木 強君
二〇五	片岡 勝治君
二〇六	辻 一彦君
二〇七	佐々木静子君
二〇八	須原 昭二君
二〇九	加藤 進君
二一〇	水口 宏三君
二一一	小谷 守君
二一二	神沢 浄君
二一三	鈴木美枝子君
二一四	宮之原貞光君
二一五	小笠原貞子君
二一六	杉原 一雄君

二二七	竹田 四郎君
二二八	安永 英雄君
二二九	松本 英一君
二三〇	和田 静夫君
二三一	塚田 大願君
二三二	大橋 和孝君
二二三	川村 清一君
二三四	中村 波男君
二三五	鈴木 力君
二三六	森 勝治君
二三七	村田 秀三君
二三八	山崎 昇君
二二九	星野 力君
二三〇	林 虎雄君
二三一	佐野 芳雄君
二三二	松本 賢一君
二三三	小林 武君
二三四	西ヶ久保重光君
二三五	松井 誠君
二三六	渡辺 武君
二三七	須藤 五郎君
二三八	矢山 有作君
二三九	占部 秀男君
二四〇	大矢 正君
二四一	横川 正市君
二四二	小柳 勇君
二四三	戸叶 武君
二四四	河田 賢治君

二四五	岩間 正男君
二四六	加瀬 完君
二四七	吉田忠三郎君
二四八	小野 明君
二四九	田中 一君
二五〇	足鹿 覺君
二五一	成瀬 橋治君
二五二	藤田 進君
二五三	秋山 長造君
二五四	野坂 参三君
二五五	春日 正一君

定価 一部 五十円

(配達料共)

発行所

東京都港区赤坂美町二番地 郵便番号一〇七
 大蔵省印刷局
 電話 東京 五八二 四四二一(大代)

東京 五八二 四四二一(大代)